

為替の起源と初期預金銀行：国際通貨システムの歴史と論理(Ⅱ)

徳永, 正二郎
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4362574>

出版情報：経済學研究. 66 (3), pp.131-196, 1999-12-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



為替の起源と初期預金銀行

— 国際通貨システムの歴史と論理(Ⅱ) —

徳 永 正 二 郎

はじめに

— 為替契約と初期預金銀行

(1) 委託代理システムの歴史的意味

為替手形はある日とつぜんあらわれた神の創造物ではない。中世イタリアの預金銀行も、商人銀行家が支配した国際決済市も貿易にたずさわる商人たちがつくりだした歴史の一里塚である。

12世紀半ばまでイタリア商人の国際交易は、国内にとどまるシニア・パートナーと実際の貿易活動に従事するジュニア・パートナーとがそれぞれ資金の3分の2と3分の1を出資し、出資率にしたがって利益を分配する共同出資の形態でおこなわれた。この出資型海上貸付は一般的にコンメンダ(*commenda*)あるいは双務的コンメンダといわれるが、ジェノアではソキエタス(*societas*)、ベニスではコレガンチア(*collegantia*)とよばれた。

ところが、12世紀後半になると海上貸付の姿がおおきくかわった。国内にとどまるシニア・パートナーが貿易に必要なすべての資金を提供し、実際に貿易業務をおこなう旅商を委託代理人として雇用する委託代理契約が急速に普及したからである。これは出資金におうじて危険と利益を配分する利益配分型の貿易契約ではな

く、危険はすべて出資をする商人が負担し、貿易活動は利益の一定割合(通常は3分の1)をうけとって委託代理商(*commission merchant*)がおこなうという代理契約型の海上貸付であった。この種の海上貸付は、本国に滞在するシニア・パートナーが一方的に出資し、危険を負担する片務型コンメンダであり、ジェノアではアコメンダチオ(*accommodatio*)、ベニスではロガディア(*rogadia*)とよばれた。

この委託代理契約による貿易取引(委託代理システム)が歴史的に重要であるのは、中世後期のヨーロッパ世界を席卷したイタリア商人の国際商業網——イタリア諸都市を核としてヨーロッパ各地にはり巡らされた支店・代理店網——が、基本的にはこのシステムの延長線上で発展し、さらにはアジアとアメリカ大陸の航路が発見されたあとオランダ商人の貿易形態にも決定的な影響をあたえたからである。ヨーロッパの主要な都市に雇用された代理人ファクターを定期的に派遣して支店を設立し、また各地の商人とコンパニア契約をむすんで代理店業務をさせる商業ネットワークは、12世紀後半から13世紀初めにかけて普及した委託代理システムを軸に形成され、発展していったのである。

他方、この新しいパートナーシップ契約——すなわち、出資をするだけの無機能資本家と実際に外地に出向いて貿易業務をおこなう機能資

本家との委託代理契約 — のもとで、近代的銀行業務をささえる二本の柱、つまり為替取引と預金銀行業務との原生的な形態が誕生した。為替契約（原為替）と初期預金銀行がそれである。

為替取引および銀行業務の原型である為替契約と初期銀行業務とが12世紀後半にうまれたということはたんなる歴史的偶然ではない。そこには、銀行業務が発生した歴史的メカニズム、しかも為替業務と有機的に結びついて銀行業務が発生した歴史的メカニズムを解く鍵がある。

本稿では、委託代理システムによって創りだされた為替契約（原為替）と初期銀行業務について論究している。

(2) 為替の起源と初期銀行の起源

為替および初期銀行の起源に関連して、19世紀末および20世紀前半に二つの注目すべき論争があった。

ひとつは、19世紀末にゴールトシュミット (Goldshumidt) が提唱した為替=海上貸付起源説をシャオベ (Shaube) が批判し、為替=両替商による信用取引説を主張した論争である。ゴールトシュミットが新説を提示するまで為替取引は両替業務のなかで自然発生的に発生したと素朴に信じられていた。シャオベは、一方では為替取引は貸付取引に誘発されて発生したというゴールトシュミットの問題提起をうけいれつつも、他方ではその貸付取引は海上貸付とはことなる両替商による貸付業務とみなしなければならないと主張した。

いま一つは、今世紀20年代から30年代に、セウ (Sayou) とド・ローバー (de Roover) を軸に精神的に展開された初期銀行の誕生にかんする論争的な研究である。

セウによれば、預金銀行の誕生は片務的コ

ンメンダ (アコメンダチオ) で全額出資者として本国に滞在する商人が第三者が預託する資金を冒険貸付に投資したり、為替契約における貸付資金にする「商人資本の貨幣資本への転化」にもとめられる。また、両替商のもとで一般的であった口頭契約による債権と債務の振替決済 — 商品の売り手と買い手のあいだの債権と債務が両替商の面前に両当事者が立ちあっておこなわれる決済 — が支払指図による振替決済にかわっていくのは、為替契約における支払指図が重要な契機となっている。それにたいし、ド・ローバーは、為替契約という形態の貸付は純然たる貸付行為であり、預金・振替業務という預金銀行がもつ基本的な機能をもっていなかった、すなわち初期預金銀行は両替業務を基盤に貸付業務が付加されて誕生したと主張した。

ゴールトシュミットとシャオベならびにセウとド・ローバーを中心に展開された論争 — 為替の起源と初期銀行の誕生にかんする論争 — は、ともにジェノアで発見された12世紀中葉から13世紀初めの公証人記録を踏み台にして展開されているという共通項をもっている。と同時に、これらの論争の焦点は、為替の起源にかんする論争であれ、初期銀行の誕生にかんする論争であれ、それらの発生契機が貨幣資本の貸付にあるか、それとも両替業務にもとづくものかという点にある。それゆえに、これらの進化論的な起源探索の論争は、為替業務や銀行業務が貸付に基盤をおいてあらわれたのか、それとも両替業務から派生した業務なのかという為替および銀行業務の性格規定にかかわる発生的論争としてとらえることもできる。

なぜかかる論争がうまれるのか。その理由を検討するさいには、為替取引の本源的形態である為替契約にも、また初期銀行の業務のなかに

も、貨幣の貸付と預託金の振替相殺という二つの性格がかくされているという事実を確認する必要がある。

為替契約はジェノアではまず地中海貿易で発生した¹⁾。コンスタンチノーブル、シリア、エジプトなど地中海からオリエント産品を輸入するジェノア商人がヨーロッパ産の織物を販売するジェノアの織物商に貨幣を供与し、現地でその返済をうける貨幣の貸付契約で、公証人のまゝで公証形式の書類として作成された。貿易取引では輸入商も織物商もともにジェノアに残る出資者であり、実際に商事行為をするのは現地に商船隊を組んでかけていく旅商、すなわち商人たちの委託代理商であった。資金の借り手である織物商の代理人は現地の大手で手に入れた販売代金を貨幣の貸し手である輸入商の代理人に引き渡す指示をうけており、後者はうけとった現地の貨幣で商品を購入した。輸入商が織物商に提供する貨幣は、貸付金であるとともにオリエント諸国の現地通貨に転換する為替資金でもある。また、織物商は、実際に商品を販売する前に輸出代金を回収し輸出金融の便宜をうけるとともに、うけとった自国通貨を外国の通貨に転換する為替操作をおこなっていたわけである。

初期銀行の業務は、この為替契約と深くむすびついていて、預金業務は、海上貸付におけるアコメンダチオ（以下では、これを貿易アコメンダチオとよぶ）とはことなる別種の委託契約、すなわち貨幣の所有者が貿易商人に貨幣を預託して利潤をうみだそうとする預託アコメンダチオと関係していた。つまり、大商人は貿易取引

におけるパートナーシップ（出資者として委託代理商と提携する海上貸付契約）だけでなく、それとは別の貨幣の預託契約を外部の人間とむすび、それを海上貸付の出資金や為替契約の貸付金に運用していた。オリエント産品の輸入商が預託アコメンダチオをうけいれ、それを織物商に貸しつけ行為は、あきらかに貸付業務である。しかも彼らはその貸付金の返済をオリエントの大手でうけ、織物商とあいだの債権債務関係を振替相殺する。この行為で、織物商は輸出金融の便宜をうけるとともに、輸入商の資金を現地通貨に転換する為替の操作をしたことになる。

このように、為替契約とむすびついて、大商人が預託金をうけいれ、それを貸付資金への転換するという銀行業への転化の契機と貸し手（輸入商）と借り手（織物商）との債権債務関係を為替によって振替決済するという預金による決済の機能とを包摂していた。つまり、商人の商事機能から銀行機能が分離する契機が隠されていたのである。

(3) 為替契約・初期銀行・為替取引

— 本稿の課題と問題点

それゆえ、本稿の目的は、双務的コンメンダである共同出資形態の海上貸付から片務的コンメンダである委託代理形式の海上貸付に変容するなかで、為替契約（原為替）と初期銀行業務がなぜ発生したのか、その理由を分析することである。

そのさい留意しなければならないひとつの重要なことがある。為替契約（原為替）がもつ二つの性格である。第一に、為替契約は公証人のまゝで外国の市場^{いちば}や定期的に開催される国際大手で返済するという条件で貨幣（たたく

1) 為替契約は当初地中海貿易で発生し、のちにシャンパーニュとの取引でも用いられるようになったといわれている。

は铸貨)を貸借する契約であった。これは、今日の為替取引がたんなる送金手段であって、貨幣を貸したり借りたりする契約ではないという事実と矛盾する。第二に、為替契約では貸しつけられた貨幣は外国の地で借り手の代理人から貸し手(あるいはその代理人)に支払われるという、本人から代理人へむけた「支払指図」の契約でもあった。この「支払指図」契約による決済は、当時国内で一般におこなわれていた口頭契約による決済とは性格がことなっていた。口頭契約の場合には、債権者と債務者が両替商の面前で、しかも直接口頭で指図して債権債務を振りかえ相殺したが、為替契約では貸し手と借り手がそれぞれの代理人に指図をして、後者の代理人のあいだで債権と債務の返済がおこなわれたからである。

為替契約がもつこの二つの性格は、中世中期から後期にかけて、為替取引とつよくむすびつきながら、商人の手によって初期銀行業務が創出されたさまを歴史の痕跡としてのこしている。いいかえると、銀行の貸付業務は、両替業務から直接うまれたのではなく、出資者である大商人が預託された資金を自己の責任で貿易活動に投資をしたり、為替契約に融資するという商人が貸付資本の機能を身につけた結果であった。また、口頭契約でおこなわれていた預金・振替決済が「支払指図」によっておこなわれるようになった背景には、商人がその貸付業務を為替業務と連動させるなかで支払指図による帳簿振替や決済という新しい出納技術を身につけたからである。

これは、預金銀行が両替業務からうまれたという常識にたいする挑戦であり、銀行業務の基底には、両替業務ではなく、預金(社会の遊休貨幣)と貸付の業務があるという前稿「銀行の

構図」でみた認識を歴史的に確認する作業でもある。

ところで、13世紀末から14世紀にはいると、イタリア商人はヨーロッパの主要都市に支店あるいは代理店を設置して貿易活動をおこなうようになったが、この新しい国際的商業組織が出現したことによって、基本的には貸付契約であった為替契約(原為替)が支払指図形式の為替手形に変質した。その結果、モノをあつかう国際貿易からマネーをあつかう国際決済が相対的に切り離され、国際決済市——為替決済や債権債務の振替相殺を専門的におこなう国際決済市——が定期的に組織された。

この国際決済市は、イタリアの大商社である商人銀行家(中世型為替銀行)がヨーロッパの金融市場を支配する回廊でもあった。この中世型国際決済・金融市場の特異な姿とネットワークについては具体的には次稿でとりあげるが、本稿でも商品市場と決済市場の空間的・時間的な分離とその分離の契機についてかいまみることになろう。

ここでおこなう作業は、中世という経済的な歴史空間で、現在の国内銀行組織と国際決済組織の原生体ともみなされる商人による原為替取引、預金銀行家による貸付業務、さらには商人銀行家(マーチャント・バンカー)が支配した国際決済市が、どのようにして誕生し、成長したか、を分析することにある。だが、それが現在までそのままの姿で継承されなかったというのも歴史的事実であり、したがってそれらの組織が経済的進化をとげる途中で限界に達し、なぜあらたな発展を別の種に託さざるをえなかったかという疑問も、とうぜんながらうまれてくる。これを理解するために、中世の為替銀行業や預金銀行業の特質を分析し、どのような内容

で近代的な銀行業と識別され、進化するうえで限界をもっていったか、検討するであろう。

歴史的考察は、進化論の世界が発生物学をうみだしたように、その全体像として論理的考察をさそいだす。とくに預金銀行の出現と為替手形の発生については、歴史家のあいだにおおくの議論があるだけに、私はまず第1節で預金銀行と為替銀行の歴史的な進化のプロセスを念頭におきながら、預金銀行をおおきく3つの範疇に区分している。すなわち、(1)銀行信用とかかわらない基底的な預金銀行、(2)銀行信用にもとづいて銀行券(信用貨幣)の発行業務をおこなう発券預金銀行、(3)銀行信用にもとづいて預金通貨(銀行貨幣)を創造し、貨幣流通を銀行内システムに閉じこめてしまう現代の預金銀行の3類型に論理的に分別している。本稿ではとくにとりあげていないが、16世紀にベニスに設立された公立振替銀行や近世のオランダ世界貿易にあって重要な道具立てとなった公立アムステルダム振替銀行は、概念的には預金銀行ではなく貨幣取扱業(両替商)の範疇にいられている。この点は次稿で具体的に分析するであろう。

ともあれ、上記3種の預金銀行の色分けは、ヨーロッパ中世に出現した預金銀行と為替銀行の歴史的特性をみきわめ、またなぜそれがひとつの種としての発展に限界をもったのか、その要因を指摘しておくためである。これをみて「論理で歴史を組み立てる」という中世世界のスコラ哲学を連想される人がおられるかもしれないが、けっしてそういう類のものではない。中世、近世、現代と流れる歴史的世界から手に入れた預金銀行や為替銀行の概観図をまず紹介し、それを手がかりにして預金銀行や為替銀行の誕生にかかわる歴史家の諸見解を整理しようとしている。

1 為替取引と預金銀行

— 銀行業務としての共通性と異なる形態

まず本節では、為替取引が銀行業務とどのようにかかわっているか、発生学的に検討しておきたい。そのうえで、第2節以下では現実の為替契約と初期銀行業務がどのようなむすびつきをもってうまれてきたか、歴史的な分析をくわえてみたい。

1.1 特殊な銀行業務としての為替取引業

(1) 為替取引の二重性

— 他所払の貸付と各地間の振替決済

次頁の図1は為替取引のもっとも単純なモデルである。甲国の輸出業者Aは乙国の輸入業者Bに商品を販売し、甲国の輸入業者Dは乙国の輸入業者Cから商品購入し、二つの国のあいだには対をなす二組の債権債務がある。甲国Aが乙国Bあてに商品代金の支払いをもとめて振りだした為替手形を甲国の輸入業者Dが買いとって乙国Cに送る、その手形をCがBに提示して乙国通貨をうけとる、— この一連の為替手形の流れによって、乙国の輸入業者Bも甲国の輸入業者Dも貨幣(世界貨幣である金あるいは銀)を送金しないで、決済をすることができる。つまり、甲国Aが乙国Bに支払を指図した、商品の代金(商業債権)を取り立てる一片の書類、すなわち為替手形が、AとB、CとDという二組の国際的債権債務を相殺している。

為替取引とは、せまい意味では、甲国の輸出業者Aが乙国の輸入業者Bにあてて乙国通貨での支払を請求した手形を乙国Cに債務を負う甲国Dが買いとる行為である。この行為によって、乙国Bにたいしてもつ甲国Aの債権は、甲国D

ろうか。為替取引という姿をとった貨幣の貸借にあっては、AがBにたいしてもつ商業的債権はDがAに貸与した貸付金を返済するための担保として機能しているにすぎない。また、為替手形の名宛人（支払人）であるBが支払を拒絶した場合にはDがAにたいして貨幣の償還を求められることができるという償還請求権は、為替取引が商品の輸出によってすでに存在している商業的債権債務関係とは相対的に独立した取引であることを明示している。つまり、Aが振りだした為替手形の名宛人（支払人）であるBが手形の買取人（送金人）であるDの指図人（受取人）Cにたいして支払をしなかったならば、DはAにたいし償還請求権を行使して為替を買取った代金の返済を求められることができるが、この償還請求権の行使はDとAの為替取引がAとBとの商業的債権債務から相対的に自立した契約であることを端的におしえている。

第二に、債権の振替は、DとAとの為替取引においてではなく、商業的債権債務関係をもつCとD、およびAとBとのあいだでおこなわれているという事実を注視する必要がある。為替取引によってAとのあいだに貨幣的債権を手に

したD（これはDがAからBにたいする債権を条件付きで〔担保として〕譲渡されていること含んでいるが）は、その債権をCに移転するにすぎない。この場合に、もし手形支払人であるBが振出人Aの債権を支払わなければ、DからCへの債権の移転は成立しない。つまり、CはAがBにたいしてもつ債権を条件付き〔担保として〕で委譲されただけで、BがAにたいする債務を履行しないからといってBを訴えることをしない。商業的債権を保有するCが債務者であるDに支払の不履行を通知して、別の形態で債務（商品代金の支払い）をせまるだけである。

このように、基底的モデルにおける為替取引は、貸付機能と振替機能という二つの性格を内在させている。

(2) 特殊な銀行業務としての為替取引業

— 為替取引業者による貨幣の貸借と債権の振替

商品取引によって生じた商業的債権債務と為替取引によってうみだされた貨幣的債権債務との相対的な分離は、為替取引業者を介在させるときにはっきりとする。またそこで、為替取引

2) もちろん今日では、償還請求権なし(without recourse)為替手形が一般的であるが、それは輸入先銀行が支払を肩代わりするか保証する商業信用状にもとづいて、銀行が荷為替を買いつけているからである。この現代の為替取引では、相手先銀行の信用と船積書類（船荷証券、保険証券、インボイスなど）が担保になっているので、償還請求権を必要としないが、歴史的には19世紀後半に荷為替信用制度が確立する以降にみられる現象でしかない（拙著『為替と信用 — 国際決済制度の史的展開』新評論、1976年、第5章「荷為替信用制度の形成とマーチャント・バンカー」を参照）。

この意味では、為替取引は他所での返済と償還請求権という特殊な条件をもった為替信用代位である。信用代位とは、商業的債権に貨幣的債権がとつてかわる、「貨幣商品金の輸送費用の節約」すなわち「資本の費用価格引き下げ」行為であると、故川合一郎氏が提唱された（川合一郎『資本と信用』1954年、185-86ページ）。

私は、いまでも為替取引は本源的には（為替取引業者が介在しないかぎりでは）川合一郎氏にしたがつて信用代位取引であると考えている（為替信用代位説については拙著『前掲書』第1章、第2節「信用論としての為替取引 — 為替銀行分析のための予備的考察」を参照されたい）。もちろん、私は、為替取引がたんなる貨幣の節約ではなく、二重の機能 — 他所を返済地とした貨幣の貸付機能と両替と送金を目的とした貨幣の預金・振替機能 — をもつものと考えており、それが貨幣取扱資本の領域をこえた貨幣資本の運動であることに注目している。

したがって、あとでみるように、為替取引業者が介在する為替取引は、預金銀行の基底的業務 — 預金の受け入れとそれを自己の責任で第三者に貸し付ける貨幣の貸借 — と本質的におなじで、その特殊な形態であると主張している。特殊な形態というのは、預金は他所への送金（および両替）という特殊な契約を含んでおり、貸付も他所での返済という特殊な契約をともなっているからである。

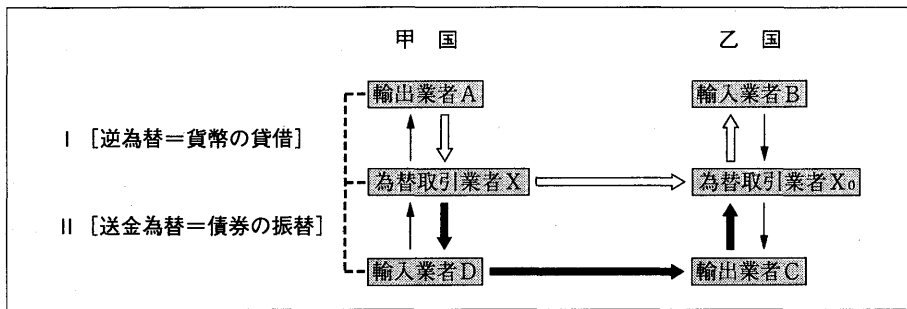
業者の介在によって、為替取引が(1)DとAとのあいだで成立した他所払という条件をもつ貨幣の貸借であり、また(2)その貨幣の貸借から生まれた債権を振り替えてDとC、BとAとの商業的債権を相殺する振替決済のメカニズムをもっていることを確認できる。

為替取引に為替取引業者が介入すると、図1の為替取引は図2のように取立為替(逆為替)の取引と送金為替の取引の二つに分化する。I [逆為替] は、甲国A乙国Bとの商品取引にもとづいて振りだす商業為替手形であり、甲国の為替取引業者XがAに貨幣を提供する行為は、理論的には³⁾乙国のコルレス先(代理店)または支店であるX₀を介して乙国Bから債権を回収した後でおこなわれる。もしBから債権を回収する前にXがAに貨幣を提供して為替取引をする場合は、Aが乙国Bにたいしてもつ債権を担保として為替取引業者Xが顧客Aに資金を前貸しすることになる。つまり、AとBとのあいだの商業的債権債務を前提(すなわち担保)に

して、XがAとのあいだの貨幣的債権債務をつくりだす貸付行為であり、貨幣信用が商業信用に代替する行為である。

ところが、II [送金為替] では、輸入業者Dが為替取引業者Xに貨幣を預託し、Aがその預託金をCに振りかえる行為であるにすぎない。AがXにもつ債権をCに振り替え、CがXの代理人から貨幣を取得する行為は、決して貸付行為にもとづくものではない。XはAから支払準備金を受け取り、それを両替する貨幣取扱業者であるにすぎない⁴⁾。

したがって、図1における甲国DとAとの関係が二重であったと確認できる。つまり、DとAとのあいだでおこなわれる為替取引は、図2における逆為替と送金為替という二つの取引をその内部に秘めていたのである。つまり、(1)DはAがBにもっている商業債権を担保にして貨幣の前貸しをする貨幣前貸機能と(2)Dが回収される前貸金(Bにたいする債権)を支払準備金として乙国にもつ自分の外貨債権をCに振り



(注) → : 現地(甲国あるいは乙国の)貨幣の流れ
 ⇨ : 甲国Aが乙国B宛てに振りだした為替手形(逆為替)の流れ
 → : 甲国為替取引業者が発行した為替取引業者が発行する為替手形(送金手形)の流れ乙国為替取引業者X₀は、甲国のXの支店あるいは代理店である。

図2 逆為替取引と送金為替取引とへの為替手形決済モデルの分化

3) ここではまだXとX₀とのあいだに貸借関係がないことを理論的に前提としている。もしXがX₀から当座貸越をうければXが乙国Bにたいしてもつ債権が回収される前にXはX₀にあてて送金為替を発

行することができる。しかし、その場合でも乙国BにたいしてもつXの債権が担保として機能し、最終的にはこの担保が送金為替の原資となっているのである。
 4) 資本論25 a, 399-401ページ

かえてCに負う債務を相殺する振替機能とが、それである。

ふたたび図2にもどろう。そこでは、為替取引業者の業務が二つに分離している。Ⅰ【逆為替】では、為替取引業者は自分の責任で甲国輸出業者Aに乙国で返済をうけるという他所払いの貨幣貸借をしている。それにたいし、Ⅱ【送金為替】では、為替取引業者は甲国輸入業者Dから甲国通貨で預託され、その貨幣を乙国鑄貨に両替して乙国輸出業者Cに振りかえる役割をしている。

問題はつぎの点である。甲国の為替取引業者Xが輸出業者Aに貸しつけた貨幣はどこからでてきたのか。いうまでもなく、甲国の輸入業者Dが送金のためにXに預託した預け金である。だが、為替取引業者XはDが彼に預けた国内鑄貨を単純に貸しつけたのではない。為替取引業者Xは、甲国Aが振りだし乙国Bが支払義務を負っている（その支払が拒否された場合には借り手であるAに償還請求権を行使できる）為替手形を担保として保有しているという条件のもとで、Aに貸しつけているのである。

いってみれば、甲国の為替取引業者Xは輸入業者Dから預かった甲国鑄貨をAに貸しつけたという姿をとっているが、実質はAが乙国Bにたいしてもつ債権を担保としてXから貸しつけを受けているにすぎない。また、乙国で担保が回収されることによって、甲国の為替取引業者XははじめてDのために発行した送金為替の支払をすることができるのである。このように、Dが甲国鑄貨で預けた資金を乙国鑄貨で支払を受ける送金為替の操作は、為替取引業者XがDから預託された甲国鑄貨をAに輸出金融として貸しつけ、乙国Bあての債権（Aが振りだした逆為替）を担保にとるという輸出金融操作にも

とづいているのである。

為替取引業者Xがおこなう、Aにたいする輸出金融操作とDにたいする送金為替操作の有機的な絡みあいは、まさしく私が前稿「銀行信用の構図」で強調した預金銀行の基本的な業務の特殊な形態にすぎない。預金銀行の基本的な業務とは、第三者の貨幣準備金をあずかる預託業務とその預り金を自己の責任で第三者に貸し付ける貸付業務という二重の業務であった。為替取引業者Xは、預託者Dからの預り金を自己の責任でAに貸しつけて輸出金融に供し、Aから担保としてうけとった乙国Bあて債権（逆為替）を回収してDが乙国Cにたいしてもつ債務を振替相殺するのである。

為替取引の基本モデルをこのように二重な性格をもつものと認識することは、為替取引の基本概念を整理し、為替取引業者がもつ特殊銀行業務を確認するために重要である。いまみてきた発生的考察は、為替取引がどのようにして、どのような内容として歴史的に生成していったか、またそれがいかなるプロセスをへてひとつの有機的体系にかたちづくられていったか、を追跡する際にも重要な示唆をあたえてくれるであろう。

1.2 内国為替手形と預金小切手システム

— 銀行信用にもとづく銀行システムの形成

(1) 小切手：内国為替手形の後裔

前項(1.1)でみた為替手形による債権の振替すなわち送金為替による振替は、現在の小切手による振替機能、すなわち預金者が銀行にもっている債権（当座勘定の残高）にもとづいて小切手を発行し、銀行に保有する預金債権を第三者に振りかえる手段と類似している。実際、

1882年に体系的に立法化された英国為替手形法 (Bills of Exchange Act, 1882)のなかで、小切手が「要求払いで支払われる銀行に宛てた為替手形」と定義されている(Section 73)⁵⁾。

この小切手と為替手形との同質性は、図1(初稿6ページ)のような為替手形の基底的モデルにおいてではなく、図2(初稿8ページ)のII【送金為替=債権の振替】で示しているように為替取引業者がコレス先を支払人として発行する要求払いの送金手形(sight draft)において直接みてとれる。このことは、上述の小切手の定義、「要求払いで支払われる銀行に宛てた為替手形」という規定からも認識できる。しかも、この場合の為替手形とは、ことわるまでもないが、外国為替手形ではなく19世紀を通じて信用貨幣として英国内で流通していた内国為替手形であった⁶⁾。

勅許株式銀行であったイングランド銀行が銀行券を発行して貸付業務をはじめた18世紀以降、金匠銀行家の流れをくむロンドンの私営銀行家は、銀行券で貸付をするのではなく、地方銀行が現地で割引いた内国為替手形を再度ロンドンで割引くという再割引(銀行間貸付業務)をおこなっていた。そのため、地方銀行はロンドンの私営銀行に勘定を開設し、残高を

もっていた。この残高を実質的な準備として、地方銀行は現地で銀行券を発行したり、またロンドン宛て支払指図(drafts)や郵便為替を振りだして必要な資金の調整をはかっていた。このような地方銀行によるロンドン宛て支払指図の発行のメカニズムが、ロンドン・シティにおける預金小切手システムをうみだし、1770年当時私営銀行間の小切手清算システムとしてロンドン手形交換所(the London Clearing House)が自然発生的に設立された⁷⁾。

このように、預金小切手システムは、歴史的にはロンドンの私営銀行が地方銀行の割引いた内国為替手形を再割引して、後者が前者すなわちロンドンの銀行に預金残高を形成したことと関係していた。というのは、地方銀行が発行する送金為替(drafts)は、ロンドンの銀行にある預金残高にもとづいていたからである。つまり、地方銀行がロンドン銀行に要求払い支払指図(sight drafts)や一定が経過したあとに支払われる支払指図(time drafts)をもちいて貨幣的債権を振りかえる各地間決済が日常的におこなわれていたが、おなじ支払指図(小切手)による預金の振替決済がロンドン・シティの内部で整備されていった。くりかえしになるが、1882年の英国為替手形法第73条にみられる「要求払いで支払われる銀行に宛てた為替手形」という小切手の定義には、内国為替手形による決済が預金小切手システムに発展する歴史的過程が簡潔に表現されているのである。

5) たとえば、M. H. Megrah, *The Bill of Exchange Act, 1882: An analytical approximation*, London 1929, Part III (Cheques)を参照。

6) 信用貨幣としての内国為替の流通については、本シリーズ(V)「英国産業革命と銀行システム」で改めて論ずるが、さしあたり拙稿「銀行信用の構図——国際通貨システムの歴史的構図(1)」(『経済学研究』[九州大学]第66巻第1号, 1999年)の「3 貨幣流通と信用流通」および「5 銀行システムによる信用創造と管理通貨の歴史的基盤」を参照されたい。

なお、預金小切手システムが普及する19世紀後半期における内国為替手形の流通については、S. Nishimura, *The Decline of Inland Bills of Exchange in the London Money Market 1855-1913*, Cambridge University Press 1971を参考とされたい。

7) W. H. Crick and J. E. Wadsworth, *A Hundred Years of Joint Stock Banking*, London 1934,あるいはH. T. Eaton, *The History of a Banking House: Smith, Payne and Smiths*, London 1903などを参照。

(2) 内国為替による貸付と決済

— ロンドン・バランスによる振替決済

さきに図2でみた外国為替取引でみた為替取引の重層性 — 逆為替の買い取りによる他所返済の貸付取引と送金為替の売りによる各地間債権債務の振替決済という二重の取引 — が、おなじ通貨が流通する国内の隔地間でもおこなわれている。この為替取引を内国為替取引という。

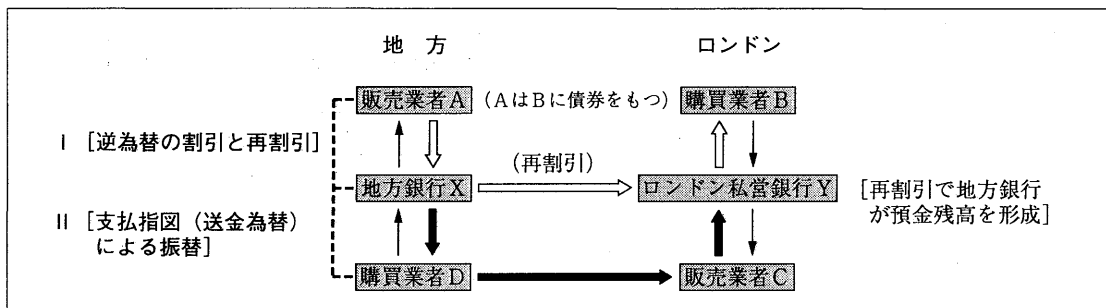
小切手が内国為替手形の後裔であるという言葉のうちには、銀行業者によって各地間取引としておこなわれている貸付取引と振替決済が、たとえばロンドンという特定の空間の内部で銀行業者がおこなう貸付と振替決済に継承されている。それを図3と図4でしめしている。

銀行券を発行する金匠銀行家が出現した17世紀後半から18世紀には、国内の産物がロンドンを經由して外国や国内消費地に流れ、また外国製品や国内産物が各地に再販売されるという商品の流れがあった。そのなかで、ロンドンの私営銀行、すなわち金匠銀行家は、地方銀行が割り引いた逆為替（AがBに振りだした商業為替手形）を再割引し、地方銀行の勘定に預金とし

て振りこんだ。ロンドンの私営銀行が地方銀行のために為替手形を再割引する行為は貸付であり、その結果地方銀行はロンドンに預金残高をもつことになった。

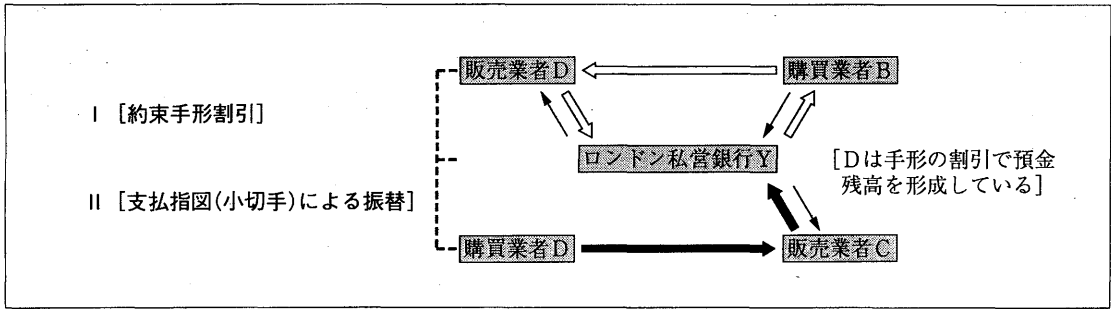
この預金残高は地方銀行にとって二重の準備であった。すなわち、ひとつは地方でAがBに宛てて振りだした為替手形を割り引いたときに発行した銀行券の準備として、いま一つはロンドンから商品を購入した地方の商人Dがその代金を決済するために発行したロンドン宛て送金為替の準備として、機能していた。とくに、後者のロンドン宛て送金為替は通常は要求払い（ときには1週間後、10日後に支払われる期限付き）支払指図であり、この支払指図は地方銀行がロンドンの取引先銀行にもつ預金残高にもとづいて発行され、地方の商人Dの債務を清算してロンドン商人Cの預金残高を増やした。

ロンドンの私営銀行が地方銀行の代理店として機能するという銀行間取引をとおしてであるが、Dが地方銀行の預金残高の一定額を入手し、その預金残高をCに振りかえることによって、DとCとの債権債務関係が解消されている。



(注) →：地方あるいはロンドンにおける通貨（銀行券）の流れ。
 ⇨：地方のAがロンドンのB宛てに振りだした期限付き為替手形（逆為替）の流れ（地方銀行が銀行券で割り引き、それがロンドンの取引先銀行で再割引される。手形の支払期日（たとえば振りだし後6ヶ月後）にBがロンドンの銀行に支払う。）
 →：地方の銀行業者Xが発行したロンドンのコルレス先銀行宛て送金手形の流れ。ロンドンの私営銀行Yは、地方銀行Xの代理店である。

図3 ロンドン私営銀行への残高形成と支払指図（送金手形）による振替決済



(注) →: 預金通貨の流れ (預金の振替)
 ⇨: 約束手形の流れ (BがDに振りだした約束手形が銀行で割引かれ、一定期日後 (たとえば6ヶ月) にBから支払をうける。)
 →: 預金残高にもとづいてDが振りだした支払指図 (DからCへの預金通貨の振り替え) 簡単化のためにD, B, Cともにロンドン私営銀行に当座勘定をもつと仮定している。もしD, B, C三者ともに別々の銀行に当座勘定をもつときは手形交換所が必要となる。

図4 ロンドン私営銀行への残高形成と支払指図 (小切手) による帳簿振替

図4は、ロンドン・シティでおこなわれた小切手による決済のモデルである。図3にあってはDは地方の商人であり、地方銀行の預金残高を買いとってCとのあいだで債権債務を振替決済したが、ここではDがロンドンに居住し、かつ直接ロンドンの銀行に勘定を開設していると想定している。これは18世紀後半以降にロンドンの事業者とロンドンの私営銀行とのあいだで現実に存在した決済方法である。

商人Dは商品の売り手としてBからたとえば6ヶ月後払いの約束手形をうけとる。その手形はロンドンの取引先銀行 (私営銀行) で割引かれ、その銀行の当座勘定に預金通貨が払いこまれる。おなじ商人DはCに購入した商品の代金を支払うために当座勘定の残高にたいし要求払いの支払指図書 (小切手) を振りだし、債権者Cに手渡す。商人Cはそれを銀行にもちこみ、銀行がDとCの勘定で預金通貨の受け払いをする。

図4の小切手による決済では、商人Dの二重の役割に注目する必要がある。図3で地方銀行がおこなっていた二つの機能、すなわち(1)手形

の再割引によるロンドン銀行への預金残高の形成と(2)その預金残高にたいする支払指図 (送金手形) の発行とが、いまはロンドン在住の商人Dによっておこなわれているのがわかる。地方とロンドンという各地間取引では地方銀行が主導権をもって推進した(1)手形による借入と預金残高の形成と(2)支払指図による預金通貨での決済という二つの手続きが、ロンドンの域内では事業者とロンドンの銀行とのあいだで預金通貨をつうじておこなわれているのである。

(3) 内国為替取引から預金小切手決済

— 歴史的な推移

「小切手は内国為替の後裔である」という内国為替取引と預金小切手決済とのあいだの強い結びつきについて、18世紀から19世紀前半の状況をおもいうかべながら、メモランダム風に図式化しておこう (詳細については、本シリーズの別稿Vで論ずるであろう)。

(1) ここでいう内国為替手形とは、地方銀行がロンドンの私営銀行に勘定を開設し、その勘定にある準備金にもとづいて後者に支払を指

図する送金為替である。預金小切手システムの場合には、このような隔地間決済ではなく、たとえばロンドンという特定の地域の内部で産業資本や商人が銀行に宛てた要求払い支払指図（小切手）を使用して、振替決済をおこなうシステムである。株式銀行が国内各地に支店網形成するなかで、一国にわたる小切手決済システムが作りだされていった。実際、19世紀後半に内国為替手形による決済が衰退するのは、イングランド銀行や株式銀行が国内各地に支店を設立して国民的決済ネットワークをつくったからである（預金準備にもとづく振替決済）。

(2) 地方銀行が送金為替を発行する資金源はロンドンの私営銀行に預託していた預金残高（バランス）であった。彼らはそのバランスを送金為替の支払準備だけでなく、地方で発行する銀行券の準備としていた。そして、地方銀行がロンドンの銀行にもつ準備は、現地の産業資本や商人がロンドンあてに振りだす商業為替手形を銀行券で割り引くとともに、それをロンドンの手形ブローカーを介してロンドンの私営銀行で再割引してえた預託金であった。

ロンドンの銀行にもつ準備は、地方銀行が現地で銀行券を発行して割り引いたロンドン宛て為替手形（商業手形）に端を発しており、それを担保としてロンドンの銀行が提供した預金通貨——ケインズの言葉でいうと銀行貨幣——であった。つまり、地方銀行がロンドンあて送金為替（drafts）を振りだす原資は、地方銀行が、現地で銀行券によって割り引いた手形をさらにロンドンの銀行が再割引して創造した預金通貨（預金残高）である。ロンドン宛て内国為替手形という商業債権を担保

にして預金通貨が創造されることによって、(1)でみた支払指図書（送金為替）による振替決済が可能となったのである。

19世紀第一四半期以降、発券銀行としてのイングランド銀行の特別な地位と株式銀行による全国ネットワークの支店・代理店網が整備されていくにつれ、預金銀行は商業債権、国債、土地、その他の担保にもとづいて預金通貨（銀行貨幣）を創造する預金小切手システムが国民的な規模で形成され、預金銀行はその中核的な組織体となっていった⁸⁾。

預金銀行は、相互間の小切手を清算する組織として手形交換所を設立し、その清算を唯一の発券銀行（中央銀行）であるイングランド銀行勘定をとおしておこなった。また、イングランド銀行も、預金銀行がもつ優良手形（商業的債権）や国債等を担保としてイングランド銀行勘定をとおして通貨を供給した（商業債権を担保とした信用貨幣の創造と預金準備の形成）。

このように、近代的銀行が創造する預金通貨（銀行貨幣）による振替、さらには手形交換所でおこなわれる内国為替手形や預金小切手の清算は、単純な貨幣の取扱業務、すなわち預金にもとづいた債権と債務のたんなる振替操作ではない。その振替業務の基盤には、銀行自身がおこなう特異な貸付業——すなわち、商業債権や国債・株式・土地の所有権などを担保にして預金通貨（銀行貨幣）を創造するという銀行信用にもとづいた貸付業務——がある。

以上簡単にながめてきたように、英国では、すでに17世紀後半にこの内国為替手形の取引が

8) この点については、概説的にはあるが、拙稿「前掲論文」第5節「銀行システムによる信用創造と管理通貨の基盤」で説明した。さしあたりそれを参照されたい。

一般的にしられており、国内各地から積みだされる商品がロンドンを経由して国内各地や外国に売りさばかれる過程で、ロンドンの銀行家(金匠銀行家)あての為替手形が重要な決済手段となっていた。そればかりか、地方の私営銀行はロンドンの取引先銀行にもっている預金残高(バランス)を準備として銀行券を発行したり、ロンドンの銀行あて送金手形を振りだして資金を融通していた。

1694年にイングランド銀行が勅許株式銀行として設立され、発券銀行として卓越した競争力をもった18世紀には、それまで銀行券の発行業務を主要な業務活動としていた私営銀行家(金匠銀行家など)は、イングランド銀行が発行する銀行券におされ、ロンドン・シティでは発券による貸付業務がしだいにむずかしくなっていた。それゆえ、かれらはイングランド銀行との競争をさけるために当座勘定で貸付をおこなうようになり、預金小切手システムを自然発生的につくりあげていったのである。1770年頃には私営銀行の手ではじめて手形交換所(the London Clearing House)が設立された。この近代的な機構はながいあいだ6名以内のパートナーで経営される私営銀行の手に独占されていたが、1854年に手形交換所に株式銀行が参加することが認められてからは、唯一の発券銀行であるイングランド銀行に開設した勘定(中央銀行勘定)とロンドンと地方を網の目つなぐ株式銀行の本支店網を車の両輪として国民的な預金小切手システムが整備されていったのである。

1.3 預金銀行と両替商

— 預金・振替業務と銀行業務

(1) 預金銀行の3つの形態

— 基底的な銀行業務をおこなう初期預

金銀行

現代の預金小切手システムは、1.2で概観したように、ロンドンの私営銀行が内国為替手形を再割引することによって地方銀行はその銀行勘定に預金残高(ロンドン・バランス)を形成し、その残高にたいして一覧払いあるいは確定日後払い送金手形(sight drafts or time drafts)を発行した慣習とふかくかかわっていた。いいかえると、預金銀行システムのもとでは、商業債権を意味する内国為替手形を担保として銀行が預金通貨(銀行貨幣)を創造し、産業資本や商業資本などの機能資本はその債権債務の振替を銀行に支払指図書である小切手を振りだしておこなうのであるが、この預金通貨の創造と支払指図書(送金手形)による債権債務の振替という操作は内国為替手形の譲渡をとおして、すでに地方銀行とロンドン銀行のあいだでおこなわれていたのである。ロンドン域内で発展した預金銀行による預金通貨(銀行貨幣)の創造と小切手による振替決済という手法は、支払指図書による地域間の振替決済をロンドン・シティという特定の空間内部における振替決済に援用したものである。その意味で、小切手は内国為替手形の後裔であった。

ところで、預金銀行は18世紀後半に誕生した預金小切手銀行だけではない。それ以前にも別の形態の預金銀行が存在していた。ひとつは、発券業務をおこなう預金発券銀行である。それらは預金小切手銀行とおなじように商業債権(内国為替手形)を担保にして信用通貨(銀行券)を発行した。イングランド銀行が開業した後では、私営銀行としての発券預金銀行はしだいに預金小切手銀行に転換するが、19世紀前半まで地方では発券を中心とした預金銀行はおおく存在していた。

発券銀行も預金小切手銀行も、ともに商業債権など担保を取得しその見返りに信用通貨（つまり銀行券か帳簿通貨）を発行したというかぎりでは、おなじ範疇にある。違いは、銀行券によって貨幣流通を代替したか、帳簿通貨によって貨幣流通を銀行システムの内部に閉じこめたか、にある。

それにたいし、銀行信用にかかわりをもたない、別種の預金銀行が存在した。すでに前稿「銀行信用の構図」で説明しておいたが、預託されている他人の貨幣ないし貨幣準備を自己の責任で貨幣資本に転換し、第三者に貸しつける預金銀行である。この種の銀行業務を私は基底的な銀行業務とよび、この預金銀行を初期預金銀行と命名しておいた。

このように預金銀行は、(1)他人の貨幣を自己の責任で貸しつける初期預金銀行、(2)貸付を銀行券の発行によっておこなう預金発券銀行、さらに(3)預金通貨で貸付をおこない小切手で振りかえる預金小切手銀行にわけられる。(1)と(2)・(3)の基本的な区別は、銀行信用にもとづいて貸付業務をしているかどうかにある。銀行信用にもとづかない(1)の場合には、預金業務が両替商（貨幣取扱資本）による預金・振替業務をそのまま継承しているのであって、銀行業務としてはきわめて未発展な状態にある。つぎに、この点にすこしばかりみておきたい。

(2) 両替商による預金と振替

— 両替商と現代銀行組織とにおける貨幣節約メカニズムの相違

貨幣取扱業者は歴史家のあいだではしばしば両替商(money-changers)とよばれる。それは、貨幣商品をあつかう貨幣取扱業者が、最初はず国際交易から発展したことと関係している。い

ろいろな国内鑄貨が存在するようになれば、外国で商品を買入れる商人は、自国鑄貨を現地鑄貨に（外国で商品を販売した商人は、逆に現地通貨を自国通貨に）、両替しなければならなかった。あるいは、さまざまな国の鑄貨を世界貨幣として機能する未鑄造の純銀や純金と取り替えなければならなかった⁹⁾。両替商という名称は、この事実と関係している。

貨幣取扱業務が発展するにつれて、歴史家はこの両替商という言葉をもちいて具体的な内容を注入している。本来金貨と銀貨、邦貨と外貨を両替するだけであった両替商が、商人たちが支払や購買のために準備している準備金を集積して保管するという他人の準備金を管理・記帳する業務をおこなうようになったからである。さらに、この準備金を保管・記帳する業務に付随して、商人たちが商品を買うときに支払をし、売るときには収納する作業、支払金の支払をし受領をする作業、つまり商人たちの諸支払の決済を実際におこなう出納代理人としての業務がついてくる。したがって、両替商という言葉は、両替という単純に貨幣の交換にかかわる仕事で

9) K. Marx, *Das Kapital*, Band III, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 25, Dietz Verlag, Berlin 1964, SS.329-330 [『資本論』第三巻, 『マルクス=エンゲルス全集』25a, 大月書店, 395-396ページ].

マルクスは、「為替業務は、それが単に一国の両替業務から他国の両替業者にあてた旅行者への支払指図だったかぎりでは、すでにローマやギリシャでも本来の両替人業務から発展してきた。」と指摘している。

本稿「1.1 (1)為替取引とはなにか」で指摘しておいたように、他所で返済される貨幣の貸付であり、旧式旅行信用状である旅行者への支払指図とはまったく別のものである。事実、マルクスも、「国際的支払の決済が為替取引などでいっそう発展する次第も、また有価証券業務に関するいっさいのことも、要するにここでは[貨幣取扱資本をあつかう章では]まだわれわれに関係のない信用制度のいっさいの特殊な形態は、ここではまったく考慮しないことにする。」とのべ、為替取引が貨幣取扱資本（業替商）の範疇をこえていることを示唆している。

はなく、他人の準備金を保管し、その預り金で貨幣の出し入れや受け払いの振替相殺を本人にかわっておこなうという準備金の保管と出納業務を代理で執行する一段と高度な貨幣取引業務を意味するようになった。

このことから、貨幣取扱業者である両替商は、商人や産業資本家など機能資本家の準備金を保管し、かれらのために貨幣を授受し、債権債務を振替相殺する預金・振替業といわれている。しかし、注意しなければならないのは、両替商の業務はけっして銀行業務ではないということである。言葉の正しい意味における両替商とは、あくまでも他人である機能資本家にかわって、かれらの準備金の保管と出納業務を代理執行するだけであって、それ以上のものではない。

ところが、銀行業ではない貨幣取扱業のもとでも、銀行業が銀行信用をとおしておこなう貨幣流通の節約と類似した操作がみとめられる。マルクスはこの点についてきわめて示唆に富んだ指摘をしている。

「貨幣流通全体が……たんに商品流通の結果であり、……この商品流通は……資本の流通過程をあらわしているだけだとすれば、貨幣取扱業は、商品流通のたんなる結果であり現象形態である貨幣流通をただ推進するだけではない。この貨幣流通そのものが商品流通の契機として貨幣取扱業にはあたえられたものである。それが推進するのは、自らが集中し、短縮し、簡素にする貨幣流通の技術的操作だけである。貨幣取扱業は貨幣蓄蔵をつくりだすのではない。貨幣蓄蔵が自発的なものであるかぎり……、それは貨幣蓄蔵の形成を最小限に縮減することができる技術的手段を提供する。というのは、購買や支払手段の準備金は、

それが資本家階級全体のために管理される場合には、個々の資本家が別々に管理する場合ほどには多くを必要としないからである。貨幣取扱業者は貴金属を買うのではない。商品取引業がそれを買ったあとにすぐさま分配を操作するだけである。彼らは、貨幣が支払手段として機能するかぎりでは差額の清算を容易にし、この清算の人為的メカニズムによって清算に必要な貨幣の量を減少させる。しかし、貨幣取引業者は、相互の諸支払の関連も範囲も決定しない。貨幣取引業者は、相互の諸支払の関連も範囲も決定しない。銀行や手形交換所でお互いに交換される、たとえば為替手形や小切手は、まったく独立した〔個別の〕取引をあらわしており、あたえられた操作の結果なのであって、これらの結果をより上手に技術的に清算することが問題であるにすぎない。たとえば、銀行や手形交換所でお互いに交換される為替手形や小切手は、まったく独立した〔個別の〕取引をあらわしており、あたえられた操作の結果なのであって、これらの結果をより上手に技術的に清算することが問題であるにすぎない。貨幣が購買手段として流通するかぎりでは、購買や販売の規模と回数は貨幣取扱業とまったく関係がない。貨幣取扱業は、ただ売買にともなう技術的操作を短縮するだけであり、したがって商品を回転させるのに必要な現金の量を減らすだけである。

したがって、ここで考察しているような純粋な形態における貨幣取扱業、すなわち信用制度から切り離された貨幣取扱業は、商品流通のある段階の技術つまり貨幣流通の技術とその貨幣流通から生じるいろいろ

な貨幣機能とに關係するだけである。』¹⁰⁾

マルクスによれば、貨幣取扱業（準備金を集中し、預金者にかわって債務の支払など出納業務を代行する両替商）は、商品流通の結果である貨幣流通を推進するという受動的な役割だけでなく、貨幣流通の技術的操作や貨幣流通から生ずる貨幣の機能にかかわって能動的な機能をもっている。

両替商は、貨幣取扱業として、そのもとに貨幣流通の技術的操作を集中し、短縮し、簡素にし、特定の経済社会が必要とする貨幣の量を節約する能動的機能をもっている。つまり、(1)産業資本や商人という資本家階級全体のために購買や支払に必要な準備金を管理し、社会の貨幣蓄蔵の規模を最小限にすること〔蓄蔵貨幣の社会的縮減〕、(2)自らが貴金属を買うのではなく、商品取引業が買った貴金属を社会的に再配分すること〔蓄蔵貨幣の社会的配分の促進による蓄蔵貨幣の縮減〕、(3)支払手段として機能する貨幣を相殺し、差額決済を推進して、決済に必要な貨幣を減少させること〔債権債務の振替による差額決済の推進と支払手段の社会的削減〕、(4)購買手段として流通する貨幣を技術的に操作して、売買の回転に必要な現金の量を減らすこと〔購買手段の回転率の加速化と流通貨幣量の削減〕、である。

現代の銀行組織と貨幣取扱資本としての両替商との決定的な違いは、前者が商品流通を決済のメカニズムから分断させ、支払手段による決済に収斂させていることにある。つまり、銀行は産業資本や商人など機能資本家の商業的債権

債務を自分の手もとに集中し、それを商品そのものの流通とは分離された銀行勘定で振替相殺する。このように商品流通から貨幣的決済が分離できるのは、銀行が商業的な債権を担保にして預金通貨（銀行貨幣）を創造し、預金小切手システムの枠組みのなかに貨幣的決済を閉じこめてしまうからである。

現代の預金小切手システムのもとでは、すくなくとも卸売取引では購買手段としての貨幣の機能はなくなり、商品の流通と直接かかわる貨幣の機能は支払手段だけになってしまう。つまり、「貨幣取引業者は、相互の諸支払の関連も範囲も決定しない」が、銀行や手形交換所でお互いに交換される為替手形〔地方の銀行がロンドンの銀行に振りだす送金手形(drafts)〕や小切手は、商品の流通に対応して発生した債権のもとづいて銀行が創造した貨幣（預金通貨である銀行貨幣）の量をうつしている。商品流通にたいおうして創造された通貨をより上手に技術的に清算するメカニズムが手形清算所と中央銀行をふくむ預金小切手システムである。いいかえると、銀行信用にもとづいた信用通貨、銀行や手形交換所でお互いに交換される銀行あて送金為替手形や小切手は、貨幣取扱業とはことなり、相互の諸支払の関連も範囲も決定しているのである。

また、この預金小切手システムのもとでは、機能資本家が商品の売買のために準備する貨幣、蓄蔵される貨幣も、銀行勘定における預金残高（あるいはその延長線上にある株式・債券など非流動的な金融資産）という姿をとる。

このように、現代の銀行システム、とりわけ預金小切手システムは、すくなくとも卸売商品市場から貨幣（さらには銀行券）を消滅させ、貨幣準備を預金残高や金融資産の形態にかえて

10) K. Marx, *Das Kapital*, Band III, Marx-Engels Werke, Band 25, SS.333-34 [邦訳『資本論』第三巻, 『マルクス=エンゲルス全集』25a, 大月書店, 400-401ページ]。ただし、上記引用は訳文にしたがっていない]

しまった。かかる歴史の帰結は、商品取引を債権債務関係に収斂し、卸売取引におけるすべての決済を銀行帳簿で差額決済するという、銀行信用にもとづく貸付と決済のシステムによってもたらされた。

とはいえ歴史的には、近代的な預金発券銀行や預金小切手銀行に先行し、信用創造 — 銀行信用による信用通貨の創造 — とは無縁であった預金・振替業務がある。ひとつは両替商（貨幣取扱業者）による貨幣の預託と振替の業務であり、いま一つはたんなる貸付業務と結びついた中世の預金銀行がおこなった預金・振替業務である。この二つの業務が識別される基準は、前者の両替業務にあっては預金と振替業務が貸付業務と切りはなされていたのにたいし、後者の初期預金銀行では預託された資金を用いて銀行が自己の責任で貸付業務をおこなったことにある。

1.4 初期預金銀行と本源的為替銀行

— 初期預金銀行における貸付業務と為替業務の連携

いまみたように、貨幣取扱資本として機能する両替商がおこなう流通貨幣と蓄蔵貨幣の節約のメカニズムは、預金小切手システムという現代銀行システムの「貨幣なき決済」メカニズムとは根本的にことなっている。この両替商の振替決済システムは、典型的には16世紀のベニス公立銀行や17-18世紀のアムステルダム振替銀行にみられたもので、中世という歴史的時代がうみだした結実であり、歴史の結果であった。

中世中期のイタリア、たとえば12世紀中葉のジェノアでは、両替商が両替や振替の業務をおこなっていたが、その業務はベニスの公立銀行やアムステルダムの振替銀行とは様相がちがっ

ていた。彼らは商品を取り引きする市場の近く^{いちば}に店舗を設営し、その前で売り手（債権者）と買い手（債務者）が口頭で振替を指図する口頭契約による決済であった。

中世の両替業務の特質をいろいろのキーワード、すなわち口頭契約による振替が、どのようにして中世後期あるいは近世に振替銀行の帳簿上でおこなわれる指図式の振替決済に変質したのであろうか。ここでは中世の預金銀行のもので変化をとげた振替決済手法について、すこし言及していきたい。口頭契約から指図式の振替決済への転化が貿易商人によって導入された銀行業務に誘発されたという仮説、いいかえると商人が商事業務をこえた貸付と為替の業務を遂行する過程において帳簿上で指図をして債権債務を振替相殺する指図式の振替決済方式が創出されたという仮説がある。セユウの見解である。

(1) 口頭契約の預金・振替から帳簿方式の預金・振替へ

— 預金・貸付業務から生成した初期預金銀行の振替業務

初期預金銀行は、商人など機能資本家や一般の市民がもつ蓄蔵貨幣を集積して彼らの購買・支払準備金を保管する預金業務とともに、他人が準備金として使用するはずの預金債務（他人の貨幣）を自己の責任で第三者に貨幣資本として貸しつけ貸付機能をもっていた。

このように、初期預金銀行が、両替商のもっていた他人の蓄蔵貨幣や準備金を保管する機能やそれらの貨幣で預託者たちの債権や債務を振替相殺する出納機能をもっていたことから、初期預金銀行が両替商からうまれたという定説が一般に受け入れられている。つまり、初期銀行が貨幣保管と出納の代理業務を土台としても

ち、その預託貨幣を自己責任で貸しつけ業務をおこなったという事実から、「両替商が預金銀行に転化した」という素朴な見解（単純な初期預金銀行＝両替起源説）が合理化されている。実際歴史家のあいだでは、この初期預金銀行＝両替起源説が有力である¹¹⁾。

だが、両替商と初期預金銀行との関係について、「両替商が預金銀行に転化した」という素朴な預金銀行＝両替商転化説とはことなつた見解が、30年代にみられた。これによると、預金銀行の預金・出納業務は両替商からひきつがれたものではない。12世紀後半以降、委託代理商（旅商：したがって船長として運送業を兼務する委託代理人）を雇用して貿易をした定住商人（出資者）が、貸付業務と為替業務の技術を駆使してあみだした新しい型の預金・出納業務であった。つまり、出資金を全額供出し、本国にとどまる商人のもとで、預金銀行の預金・貸付機能がうみだされ、その資金が外地で支払を指図した為替契約に運用されるなかで指図による振替決済機能が創造された。この仮説をここでは預金銀行＝貸付起源説とよんでおこう¹²⁾。

預金銀行＝両替商起源説と預金銀行＝貸付起

源説とのあいだにある論理的分岐点のひとつ——基本的な基準——は、中世中期には両替商の面前で債権者と債務者が口頭で指示することによっておこなわれていた振替決済が、なぜ、どのようにして債権者の指図によって、しかも銀行帳簿によって処理されるようになったか、という点にある。

両替起源説と貸付起源説については、第4節(4)で論ずるので、ここでは結論だけをのべよう。私は預金銀行の起源は商人が貸付業務に参画した大商社がうみだしたものであり、その預金・振替業務は両替商の機能とは相対的に区別されなければならないと考えている。

12世紀後半から13世紀にかけて、イタリア商人の貿易形態はおおきく変わった。それまでの貿易は国内に滞在する商人が3分の2を出資し、貿易業務を実際におこなう旅商（機能資本）が3分の1を出資する共同出資の形態でおこなわれる利潤分配方式（the profit-sharing system）であった¹³⁾。ところが、この時期には、イタリアに滞在する商人が出資金の全額を負担し、旅商（機能資本）はその委託代理人として利潤の一定率（3分の1）を支払うという請負制、つまり委託代理方式にかわっていった¹⁴⁾。

片務的コンメンダは、貿易活動を実際におこなう旅商が委託代理商（commission merchants）であるという特徴をもっている。この委託代理商システムは、13世紀末から14世紀に一般的と

11) その代表がド・ローバーである。詳細は第4節でおこなうが、ここでは、彼が両替商の「口頭契約」に業務が「帳簿契約」に転換したのは、規制の緩やかな大市で両替業務をおこなった結果であると主張していることを指摘するにとどめる。また、彼は為替契約を乾燥手形（dry exchange）の変種とみなし、徹利のための操作とみている。この点については第4節で批判している。

12) その代表がセユウである。セユウによると、預金銀行（banque de dépôt）は「預金として貨幣を貨幣をうけとり、それを自己の資本のように短期の貸付すなわちクレジットを提供するために、預金者の償還請求の可能性をにらみながら、現金で運用する」機関であり、それは貸付機能と為替機能を連携させて、両替商の口頭契約をこえた債権債務の振替決済と当座貸越のシステムを創設していった（Andre-E. Sayous, “Les opérations des banquiers italiens: en Italie et aux foires de Champagne pendant le XIIIe siècles,” *Revue historique*, tome 170 (1932)）。

13) この共同出資方式は、すでに指摘しておいたように双務的コンメンダとよばれる古い海上貸付で、ジェノアではソキエタス（societas）、ベニスではコレガンチア（collegantia）とよばれた。

14) この委託代理方式は、国内に滞在する商人が一方的に出資をし、執行業務員として実際に貿易活動に従事する旅商は委託代理商（commission merchants）として機能することから、片務的コンメンダとよばれた。この片務的な海上貸付は、ジェノアではアコメンダチオ（accomendatio）、ベニスではロガディア（rogadia）とよばれたことはすでに指摘しておいた。

なったイタリア商人銀行家の支店・代理店網 — 雇用された代理人による支店経営とコンパニア契約（コルレス契約：ジュニア・パートナーとして代理業務を委託）を結んだ外国商人による代理店業務のネットワーク — のもとで商業・金融業務をおこなう国際的企業経営組織の先魁であった。違いは、片務的コンメンダの場合には代理人が、のちの支店・代理店網の代理人にみられるような定住商人ではなく、旅をする商人すなわち旅商であったことである。

本国に滞在する商人が出資金のすべてを負担し、委託代理商を雇って他国の市場^{いちば}や国際大市で交易をする委託代理取引（片務的コンメンダ）は、出資者である定住商人が危険を全面的に負担する海上貸付である。この新しい海上貸付のシステムがうまれたおなじ時期に、輸入業務と輸出業務に従事する定住商人のあいだに外地（他都市の市場や国際大市）でそれを返済することを約束した貸付契約がうまれた。為替契約がそれである¹⁵⁾。

ジェノアの場合、為替契約は、当初シリアの大市でオリエント産品を購入するオリエント産品輸入商が、ヨーロッパ産の織物を輸出しようとしている織物商に、現地での返済を条件に資金を貸しつけるという他所払い貸借契約としておこなわれた¹⁶⁾。この契約は、両当事者と証人が参集して、公証人の前で作成される公正証書であった。貸し手である輸入商は、借り手である織物商から貨物をうけとり、その貨物を自分が雇用した委託代理商に託して外国の大市で販売した。後者の委託代理商は、あずかった織物を現地で販売するとともに、その売上金を輸入

商にかわってうけとり、オリエントの産品を購入した。為替契約がこのような内容をもつことから、フーバー(Hoover)は、片務的コンメンダのような純粋な海上貸付とはことなる別種の貸付契約、すなわち担保海上貸付(*pignus* type of sea loans)となづけた¹⁷⁾。だが、この新しい貸付契約はフーバーがいうように海上貸付の一変種というよりは、海上貸付とは区別される新たな範疇の貸付契約とみなすべきである。というのは、海上貸付は投資活動に属する範疇にあるが、為替契約は融資活動であるからである。しかも、資金の振替決済をともなった融資活動として為替銀行業務に発展する潜在力をもつ貸付契約でもあったからである。

実際セウは、為替契約 — 外国を返済地とする特殊な貨幣の貸借契約 — を海上貸付とは違った銀行家による貸付業務とみなした。また、この貸付が、貸し手の指図によって特定国の鑄貨を外国の鑄貨に転換する為替操作とむすびついていたことから、両替商の口頭契約による振替操作とは異質の、指図書による振替決済方式がうまれる原点としてとらえた。

ジェノアで、最初に為替契約すなわち為替とむすびついた貸付業務をおこなったのはオリエント産品の輸入取引を独占していた商人であり、彼ら自身が貴族であったか、あるいは貴族の積極的なパートナーとして働いた裕福な商人層であった。これらの富裕な大商人が為替契約によって貸付の業務と為替の業務をむすびつけた結果、両替商がジェノアの市場を舞台に日常的にやっていた口頭契約による振替決済 — 商品購買者と販売者が取引がおわったあとで両替

15) 2.3 参照。Hoover (C. B.) は、海上貸付を3類型に分け、その第2類型を為替手形と考えている ('The Sea loan in Genoa in the twelfth century,' *Quarterly Journal of Economics*, vol. 40 (1925-26)).

16) 史料が残っていないが、ベネチアでもおなじ契約が発生していたと考えられている。

17) Hoover C.B., *ibid.* Usher もおなじ基準で分類している (4.2(2)をみよ。)

商のもとに出向き、直接口頭で指図することによって債権と債務とを振替相殺するという方式 — から、銀行業を営む大商人が帳簿 (journals) にもとづいて振替相殺する帳簿振替の方式へと変化させた。セウウはこの間の事情を13世紀のフローレンス銀行家を例にとつてつぎのように延べている。

「13世紀初頭には、フローレンス人は貸付と為替の専門的な業務からひきだした銀行家の手法をもっていた。貸付と為替の専門的な業務とは、あるものをほかのものとしつかりと結びつけ、『手から手へ』という直接的な決済とはことなる、支払と受取の手續きによって特徴づけられていた。このテクニックはその操作を押しつぶしてしまう危険性を持つ [中世の] 法のせまい枠組みから解き放ったので、預金とは関係なく存在した。それゆえ、信用 (貸付) 銀行 (banquiers de crédit) の場合は、高利貸とはまったく違ったものとして区別される。¹⁸⁾」

両替商の口頭契約によって振替相殺をする方式から支払指図によって銀行帳簿で振替をする方式への転換、つまり振替決済方式の歴史的な転換は、預金銀行の生成と発展とからめて検討する必要があるというのが、セウウの見解であった。

もちろん、初期預金銀行の振替業務には、現代の預金銀行のように商業債権やその他の貨幣的資産を担保として通貨 (銀行貨幣) を創造し、ほとんどの預金・振替を銀行システムのなかに閉じこめてしまうという革命的なエネルギーをもっていたわけではない。その意味では、初期

預金銀行の振替システムは現代の預金銀行のシステムとは根本的にことなっていた。つまり、フーパー (Hoover) やアシャー (Usher) が指摘しているように、貸し手である商人が借り手の貨物を自分が雇った委託代理商をつうじて販売し、その売上金を返済金としてうけとるならば、実質的な「担保」を取得していた¹⁹⁾ということではできるとしても、それは商業手形あるいはその他の譲渡可能な証券を担保として銀行信用通貨を創造する現代の銀行制度とはまったく別物であった。

また、預金の側面でも初期預金銀行の業務は現代の預金銀行とはちがっていた。当初商人はこの預金を公正証書の形式で要求後一定期限 (1週間、10日など) 後に支払っていた。しかし、為替契約が一般的になるにつれて、織物商などが商が銀行業を営む商人に返済を装いながら預金をするという偽装返済 (預金) という公正証書なしの預託の方法や当座貸越の手法がうまれたという推測もあり²⁰⁾、このような商慣習が銀行帳簿による要求払い預金がうまれる土壌となった。

中世後期にその姿を確立する預金銀行の預金・振替業務は、たしかに蓄蔵貨幣を集中し、商品取引からでてきた債権債務を帳簿上で振替相殺して流通貨幣を節約する両替商の預金・振替機能とオーバーラップしている。しかし、預金銀行の預金・振替業務は中世の両替商が商品取引をするいちっば市場のすぐそばに簡易店舗をひらき、当事者を前にして口頭契約で債権債務の差額決済をしたり、「手から手へ」直接貨幣あずかたり、支払ったり、振りかえたりす

18) André-É. Sayous, "Les opérations des banquiers italiens: enitalie et aux foires de Champagne pendant le XIIIe siècles," *Revue historique*, tome 170 (1932), p.12.

19) 後述の本稿 4.2(2)をみよ。

20) これは、Sayou の見解である。詳しくは、4.3「預金＝貸付業務にもとづく預金銀行の発生—セウウの預金銀行＝貸付起源説」をみられたい。

る操作とは、技術的にことなっている。初期預金銀行のもとで確立された預金・振替業務にあっては、支払指図にもとづいて帳簿に記載するという帳簿方式で預金の振替決済をしたのであって、それは大商社が為替をとまなう貸付業務のなかではぐくんでいった手法である。

このような振替をともなった貸付業務が一般的におこなわれるなかで、商人銀行家を中心とする破産が頻発し、その結果15世紀にはベニスの公立振替銀行(*the public giro bank*)のように貸付業務をしないで預金・振替だけを専門におこなう振替銀行が設立された。また、16世紀に設立されたアムステルダム振替銀行も、貸付業務から切断された貨幣取扱専門の振替銀行であったが、それはベニスの公立振替銀行の業務を継承したものであった。

いいかえると、初期預金銀行業務とは、貨幣流通の技術的操作を集中し、短縮し、簡素化して、貨幣流通量を縮減する一方で、より多くの蓄蔵貨幣を自分のもとに集積・保管し、その集積された貨幣を自己の責任で貸しつける機能もっていた。けれども、この機能は口頭契約で貨幣の保管・出納代理業務をおこなっていた中世中期の両替商の機能から直接うまれたものではない。ベニスの公立銀行やアムステルダム振替銀行に継承されていく貨幣取扱資本としての基本業務は、貿易商人が為替契約において為替業務と連動しておこなった貸付業務からうまれたのであって、ひとつの口頭契約による振替業務をのりこえて創造された歴史的産物であったことに注目する必要がある。

(2) 本源的為替銀行と振替業務

ここでふたたび、外国が為替取引にもどろう。私は、本稿1.1でみた図2のように、為替取引

業者が介在する為替取引——逆為替の買いと送金為替の売りに分化した二重の為替取引——は、預金銀行の基底的業務と本質的におなじであり、その特殊な形態であるといった。つまり、預金銀行の基底的業務とは、産業資本家や商人などの機能資本家が保有する準備金を預金として受け入れて諸支払を媒介する預託・振替業務とその他人が預託している貨幣を自己の責任で第三者に貸しつける貸付業務である。為替取引業者による為替手形の買い取りは、機能資本家が振りだした逆為替によって手形代金を取り立てられるまえに貨幣を供与する行為であるから、外国の地で支払がなされる商業手形での返済をあてにして自国通貨を前貸しすることを意味する。と同時に、その為替取引業者が取り立てをすませた外国通貨で国内通貨のみかえりに発行した送金手形に支払をすれば、国内であずかった預託金で国際的な債権債務を振替相殺したことになる。

このように、図2でみた為替取引業者は、預金銀行とおなじように自国通貨で前貸しをして外国通貨で返済をうける貸付業務と自国通貨であずかった預かり金を外国通貨にかえて国際的な債権債務を振替相殺する預託・振替業務とおこなっている。特定の経済圏域の内部でおこなわれている取引か、国際的な空間領域でおこなわれている取引かという違いはあるが、為替取引業者は預金銀行とおなじ銀行機能もっている。〔それゆえ、今後は図2のような業務を展開する為替取引業者を特殊な形態の銀行業者、為替銀行とよぶ。そして、ここでは銀行信用にもとづかないで他人の預託金を直接為替手形の買い取り(割り引き)資金にあてる為替銀行業務を本源的為替銀行業務という。〕

すでに指摘しておいたように、本源的為替銀

行は、初期預金銀行とおなじ預金・振替機能と貸付機能をもっている。この銀行の仕事は、外国で返済をうけることを条件に自国の鑄貨で貸付をし、預託された自国鑄貨を外国鑄貨にかえて債権債務の振替をするという、特殊な貸付業務と預金・振替業務である。

この二つの業務は、当然ながら有機的な関係をもっている。この有機的関係を、いま一度図2をみながら確認しておこう。

甲国の債務者Dが甲国鑄貨で預託した乙国Cにたいする支払準備金は、乙国鑄貨に両替され、Cに支払われなければならない。この手続きを甲国の為替銀行が乙国の代理店(X₀)にあてて発行した送金手形が担っているわけであるが、この支払原資は乙国の代理店(X₀)に預託されている外貨(乙国鑄貨)である。乙国の代理店(X₀)にある支払準備としての外貨預金はどのようにして形成されたのであろうか。それは、甲国で為替銀行(X)が甲国Aから買いつけた逆為替を乙国Bから取り立てる、すなわち甲国で貸しつけた貨幣を乙国で回収し、代理店(X₀)に預託することによって形成される。

一方、為替銀行(X)が、Aの振出した逆為替を受けとる見返りに提供した前貸金は甲国(自国)鑄貨でなければならない。これは乙国鑄貨で乙国のCに支払をしなければならない甲国の債務者Dが提供した甲国鑄貨である。為替銀行(X)は、国際的債権債務の振替相殺にあてるために預託された甲国鑄貨を為替手形を買い取る資金(貸付金)とし、買いつけた逆為替をとおして甲国鑄貨を乙国鑄貨に両替をするという操作をしているのである。

以上みてきたように、初期預金銀行は、両替商とおなじ預金・振替機能をもっているが、その機能に貨幣の貸借がむすびついているという

点で、その両者が明確に区別されること、またこの初期預金銀行は、銀行信用にもとづいた預金通貨(銀行貨幣)の創造能力をもたないという意味で、預金小切手システムに包摂されている現代の預金銀行ともちがっていることを確認した。

さらに、本源的為替銀行は、預金・振替と他人の貨幣による貸付という機能では初期預金銀行とおなじ銀行機能をもっているが、自国鑄貨での預金が逆為替の買とり資金(貸付資金)に転化する一方で、預金の振替相殺が外国鑄貨で、しかも貸付金の回収資金でなされるという特殊な形態をとっていることを確認した。

以上の確認をして、初期預金銀行と本源的為替銀行がいかなる環境のもとで、どのようなプロセスをへて誕生したか考察しよう。

2 貿易事業の形態変化と為替契約(原為替)の誕生

2.1 為替契約(原為替)とは何か

— 海上貸付と為替契約の区別

(1) 為替契約=海上貸付起源説

— ゴールトシュミットの問題提起

為替契約すなわち原為替に関する学問的研究が本格的におこなわれたのはわずか100年前で、ドイツの法学者ゴールトシュミット(Goldschmidt)が為替の起源は海上貸付と関係しているという問題提起をした。当時、法学者であるかどうかに関係なく、中世ローマ法でいう為替業務、すなわち契約による送金を「為替」と考え、バビロニア法、ギリシャ法、ローマ法あるいは古いドイツ法に「為替」が存在したかどうかを論ずる風があった。したがって、一片の法律文言にもとづいて、歴史における為替を

支払委託形式の為替証書か、自己宛に発行された支払指図書であるとみなす風潮が蔓延している状況のもとで、彼は歴史的史料にもとづいて為替とは何であるか定義しようとした。

1190年以前の商業関連の書類について、唯一ともいえる広範な資料といわれているジェノアの公証人スクリバの記録²¹⁾にもとづいて、ゴールトシュミットは為替手形の本源的形態ともいえる貸付契約が存在することに気づいた。彼によると、これが為替手形の本源的形態で、中世イタリアの貿易で一般的におこなわれていた海上貸付とおなじ貸付契約の形式をもっていた。つまり、別の土地で返済をするという^{かわし}為替の行為をともなった貸付で、今日では支払地特定約束手形(*domizilirter Eigenwechsel*)といわれている自己支払約束の形式をもつ他所払為替証書であった²²⁾。

ジェノアの公証人スクリバの記録によれば、海上貸付(*foenus nauticum*, sea loan, Seedarlehn, prêt maritime)そのものは、本国にとどまるシニア・パートナー(3分の2を出資)と国際大市まで販売・購買に出かける旅商(ジュニア・パートナー:3分の1を出資)との共同出資の事業であり、出資金(貸付金)は契約地で決済された。つまり、海上貸付では貸付をした土地で返済するのが自然であり、貸付がなされた土地とは別の地で貸付金を返済する必要性がなかったわけである。

一方、おなじ記録には、海上貸付と形態的には同じ貸付契約であるが、返済が貸付地とは別の他所でなされる為替貸付といえる種類の契約

があった。いわゆる他所払貸付契約であるが、ゴールトシュミットは公証人の前で作成されたこの為替貸付を本源的な為替手形(*ursprünglich Wechselbrief*)とよび、この別種の貸付契約を原為替(*Urwechsel*)と命名した。

(2) 為替=両替商による信用取引説

— シャオベの反論

1891年に『世界商法史』(*Universalgeschichte des Handelsrechts*)に発表された為替の起源を説く新説、為替=海上貸付起源説はすぐさま反響をよび、同じドイツの法学者シャオベ(*Schaube*)によって、反論された²³⁾。

シャオベは、中世ローマ法にもとづいて為替概念を定義するといった風潮を批判し、現実の歴史的資料にもとづいて為替概念を展開すべきであるとするゴールトシュミットの見解には同意した。だが、海上貸付と為替貸付が支払地をことにするおなじ種類の貸付契約であるかどうかという点で、ゴールトシュミットと対立した。冒険取引に参加して利益をうる貨幣の受け渡しと両替あるいは為替(*cambium*)としての貨幣の受け渡しにはあきらかに違いがあるというのである。中世イタリアのひとびとは、為替概念を*cambium*(両替、為替)とむすびつけていたのであり、このような視点から為替(*Wechsel*)を理解する必要があると説いた。

その主張はおおよそ以下のものであった(シャオベは、ゴールトシュミットが「貸付取引」とよんでいる取引を「信用取引」とよび、

21) これは、*Monumenta Historie Partice, Chartarum II* (Turin, 1853)という書名で公刊されたといわれる。

22) Levin Goldschmidt, *Universalgeschichte des Handelsrechts* (Handbuch des Handelsrechts, Erster Band 1891), Nachdruck 1957, SS.402, 417-19.

23) Adolf Schaube, "Einige Beobachtungen zur Entstehungsgeschichte der Tratte," *Zeitschrift der Saving-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Bd.14; "Studien zur Geschichte und Natur des ältesten Cambium," *Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.65 (1895)などを参照。

おなじ取引を用語上でも区別しようとした)²⁴⁾。

第一に、12世紀の信用取引(Kreditgeschäft)には *cambium* という言葉はみられず、13世紀のはじめにもその存在が立証されていない。この時期には、信用貸付という用語は貿易取引あるいは不動産取引との関連で使用されていた。それにたいし、*cambium*, *cambiare*, *cambire* という言葉は、*cabiatore* あるいは *campore* という職業人がおこなう活動をあらわす言葉であった。金銀の両替や鋳貨の両替にもちいられた。

第二に、問題は、この両替商の現金取り扱いが、貸付取引すなわち定期取引(Zeitgeschäft)として、いつ、どのように使用されたかである。信用取引について *cambium* という用語を最初に用いたのは、パルマ法規(Stat. Com. Parmae)である。1229年にもうけられた付加条項で *creditor* (債権者) あるいは *mutuatore* (債務者) について、つぎのような規定が付加された。

(i) 海上貸付(*commenda; societas*)で、ジュニア・パートナーである業務執行組合員(*socii*)にしられることなく、シニア・パートナーである商人(*societatem*)に貨幣を貸す者(これは、海上貸付をして利潤を稼ぐコンメンダやソキエタスにおける貸付ではなく、それをおこなう商人[シニア・パートナー]に貸付をおこなう別種の投資である)。

(ii) 銀貨や貨幣を売る者(*vendo*)あるいは書類に記述されている契約のもとでそれらを交換する者(*cambio*) [これは、種々の貨幣を売買したり両替をする業務である]。

第三に、13世紀前半のフローレンス織物生産者同業者組合の文書(1236年)では、*cambium* という言葉は、外国の通貨、両替の意味でつか

われている。また、織物生産者が製品を販売する販売者同業組合員に信用で両替をするか、信用で販売をする者は、その販売者同業組合の取引帳簿に債権が記載されていれば1237年初頭から効力が発行すると記されている。

第四に、1220年10月17日付けのフローレンスの文書に、為替(他所払)文言をともなった信用取引が記されている。だが、ここにあらわれている他所払いで貸付をする人物は両替商(*cambia*)であって、ゴールトシュミットがいうように一般の商人が、海上貸付と同じように、他所払約束手形で貸付をおこなっていたのではない。

ゴールトシュミットとシャオベとの論争が、商法学者のあいだでも従来の法規中心主義から史料にもとづいた実証主義に道を開いたことは高く評価できる。だが、ゴールトシュミットのいうように為替契約(原為替)は海上貸付という冒険取引と同種の取引ではけっしてなかった。海上貸付とは別の、あたらしいタイプの貸付契約であった。しかしながら、それはシャオベのいうように両替商がかかわった *cambium* (為替)の契約でもなかった。為替の起源にかかわる古典的論争は、為替という現代国際決済の基本分子の出現をを歴史的にどう説明し定義するかという課題をイタリア商人あるいはその代弁者である公証人がのこした史料にもとづいて解明する必要があるという基本的な分析の方向に道を開きはしたが、その起源そのものをはっきりと解明することはできなかった。

ゴールトシュミットが原為替と名づけた為替契約は、シャオベのいうとおり海上貸付の亜種ではなかった。海上貸付は危険を負担した投資活動であったが、為替契約は返済を条件とした融資活動と考えるべきである。後でみるように、

24) 基本的には、14)にあるシャオベの1895年論文による。

為替契約は、アコメンダチオとよばれた新型の海上貸付（すなわち全額出資をする商人が実際に貿易業務に従事する旅商を委託代理人として雇用して貿易業務をおこなう新型の海上貸付）のもとで、輸入商が輸出商に外国の大都市で返済するという条件で貨幣の貸付をおこなう契約であり、12世紀後半に普及した。その貨幣貸借では、全額出資者として貿易の主導権をにぎり、旅商を委託代理人として雇用する二組のイタリア人貿易商人がいた。たとえば地中海貿易では、オリент産品を輸入する輸入商とヨーロッパの織物を輸出する織物商がいたが、コンスタンチノーブル、シリア、エジプトなどの国際定期市で商品を購入する輸入商が現地で返済をうけるという条件で織物商に貨幣を貸しつける契約、これが為替契約であった。つまり、為替契約は、いわゆる海上貸付ではなく、国際大都市（外国の地）で外貨で支払をするという為替をふくむ純然たる貸付契約であった。

(3) 委託代理商による国際交易と為替契約

— 海上貸付と為替契約の区別

だが、この為替のための貸付契約は、シャオベの^{かわし}ように両替商(*cabiatore*)が関与する契約でもなかった。

従来の冒険取引（コンメンダ、ソキエタス）は、国内にとどまるシニア・パートナーと国際商品市に貨物を運んで売りさばくジュニア・パートナー（業務執行組合員）が共同出資者として、前者が出資金の3分の2、後者が3分の1を出資していたコンメンダやソキエタスとよばれる共同出資事業であった。したがって、本国で業務執行組合員が帰国してから出資金は返済された。

ところが、12世紀後半にあらわれた新種の

パートナーシップ、委託代理商契約（アコメンダチオ）では、商人であるシニア・パートナーが出資金の全額を投資し（しかも商品の形態で出資される場合も多かったといわれる）、国際大都市まで旅をする業務執行組合員は取引ごとに契約するたんなる委託代理商として機能するようになった。この共同事業活動における変化は、特定の貿易商品を専門的に取りひきするというイタリア商人の専門商社化とも関係していた。つまり、この時期、オリентなど地中海沿岸とヨーロッパとの中継貿易を営んでいたイタリア商人は、コンスタンチノーブル、シリア、エジプトにあるオリентの産品を買いつけて、それをシャンパーニュなどヨーロッパに転売するオリент産品取扱商人と織物などヨーロッパの産品をオリентの国際商品市で販売する織物などヨーロッパ産品取扱商人に分かれたのである。

このような、取扱商品の分業という環境のもとで、イタリアにとどまる商人が一方向的に全額出資をし、委託代理商に商品の運搬と販売（あるいは購買）を託すアコメンダチオ（片務的コンメンダ）契約があらわれた。たとえば、シャンパーニュの国際大都市でオリентの産品を売るジェノアの輸出商（オリент産品商）とそこで織物を購入しようとしているジェノアの輸入商（織物商）がいるとしよう。為替契約は、輸入商（織物商）の購買代理人がシャンパーニュで購買資金をうけとれるように、ジェノアでその織物商がオリент産品の輸出商に貸しつける契約である。この結果オリент産品をあつかう輸出商は、シャンパーニュの大都市で実際に商品を売りさばく前に販売代金を受けとることになる。したがって、前借りした販売代金をオリентの大都市で商品を購入する資金に予定す

ることができる（もちろんオリエントで織物を販売する商人にオリエントの大市で支払う約束で貸しつける）。このような輸出金融の利便をうけたオリエント産品の輸出商は、その販売代理人にシャンパーニュで手にした売上金を同地で輸入商の購買代理人に返済するよう指示することになる。

為替契約は、商人が旅商をつかって共同事業をする海上貸付のもっとも発展した形態であるアコメンダチオ — すなわち、商人が貿易資金の全額を出資し、旅商をたんなる委託代理商として雇用する貿易形態 — 契約のもとで、本国にとどまる二組の貿易商人 — 輸入商と輸出商 — とのあいだでむすばれた国際大市払い（他所払い）の貸付契約であった。このような貸付契約は公証人の前で締結されたので、公正証書という形式をもつことになった。この為替契約をここでは公正証書（公証）形式の為替契約 (*instrumentum ex causa cambii; cambium contracts in notarial form*) とよぶ。以下、為替契約あるいは原為替という場合は、この公証形式の為替契約をさす。

2.2 委託代理契約による大市交易と為替契約

(1) ソキエタスからアコメンダチオへ

近代の為替手形は遠隔地にいる債務者に支払を指図する支払指図書という姿をとっている。遠隔地が通貨制度の異なる外国である場合、それは外国為替手形といわれる。通貨制度が同じ国内向けの支払指図書の場合、それは内国為替手形といわれる。

外国為替手形は、イタリア商人によって開発された国際決済手段であったが、はじめから支払指図書という今日的形態をもっていたのではない。当初それは、別の場所で外国の通貨で支

払うことを公証人のま^{かわし}えで約束した為替の条項（他の場所での返済契約）をふくむ貨幣貸借の書類、すなわち公証形式の他所払約束手形であった。この他所払約束手形が為替契約あるいは原為替とよばれたことは、いまみてきたところである。

当時商人は、定期的に開かれる国際商品市場^{いちば}すなわち大市 (*fair* [英], *foire* [仏], *Messe* [独]) で商品を購入するために、出資金を全額負担し、ジュニア組合員として委託代理商と1回の交易ごとに契約していた。輸出商も、また大市で貨物を販売するために委託代理商と代理販売契約をし、国際大市に積みだした²⁵⁾。

いわゆる双務的コンメンダである共同出資方式の海上貸付は、ジェノアではソキエタス (*societas*)、ベニスではコレガンチア (*collegantia*) とよばれたが、12世紀半ばまでのイタリアでは国際大市で交易をする場合に一般的に採用されたパートナーシップであった。ふつう本国にとどまるシニア・パートナーである資本家（無機能資本家：*socius stans: commendator*)は3分の2を出資し、ジュニア・パートナーとして貨物を実際に運搬し販売（購買）する貨物取扱組合員（機能資本家：*tractor*)は残りの3分の1を出資した。この古いタイプのコンメンダでは、本国にとどまる無機能資本家（シニア・パートナー）と大市にでかけ実際に交易をする機能資本家（ジュニア・パートナー）とが共同事業をおこなう双務的な出資契約であった。

25) このパートナーシップは、すでに指摘しておいたが、ジェノアではアコメンダチオ (*commendatio*)、ベニスではロガディア (*rogadia*) とよばれた片務的コンメンダである。これは、すぐあとでみる双務的コンメンダ — 国内にとどまるシニア・パートナーが3分の2を出資し、業務執行員（ジュニア・パートナー）である旅商が3分の1を出資する共同出資の海上貸付で通常コンメンダとよばれている — とは基本的にことなっていた。

12世紀後半にあらわれた、アコメンダチオあるいはロガディアとよばれたパートナーシップは、またたくまにそれ以前の双務的パートナーシップ、コンメンダを駆逐し、イタリア商人の支配的な貿易事業の形態となった。

新しいパートナーシップは、双務的コンメンダのような共同出資事業ではなく、国内に滞在する商人（シニア・パートナー）が貿易資金の全額を出資し、実際に大市に出かける業務執行組合員（ジュニア・パートナーである旅商）は商品の運送と販売（あるいは購買）を請けおう出資者が委託代理商とむすぶ委託代理契約にすぎなかった。出資者として本国に滞留する商人と機能資本として実際に旅をする旅商とのあいだの委託代理契約が、アコメンダチオやロガディアといわれるもので、一般にはコンメンダと総称されてもいたのである。

双務的出資契約である旧式コンメンダと一方的出資契約（委託代理業務の契約）である新型コンメンダをはっきりと区別することは、為替契約（原為替）という新しい貿易決済手法が誕生する契機を理解する際に不可欠な要素である。

(2) 商人資本の機能分化と為替契約

— 為替契約の発生因(1)

ジェノアでは12世紀後半に普及した原為替すなわち為替契約は、借り手が借入金を国外の定期市で支払うと約束した公正証書による貨幣の貸借契約であり、たんに外地で支払をするという資金の振替契約ではなかった。この為替契約は貸借の場と返済の場との空間的分離 — すなわち貨幣の借り手と貸し手が公証人の前でむすんだ貸借契約を外地（国際商品市）で返済がなされるという地理的な分離 — という特徴をもっていた。この特質は、当時アコメンダチオ

という名で普及していた委託代理方式の冒険取引、すなわち出資者としての定住商人と委託代理人としての旅商（貿易従事者）として商人の機能が分離していたこととふかい関係があった。

ジェノアの公証人スクリバが残した記録によれば、12世紀半ば当時には、外国との貿易において外国の地で支払をするという^{かわし}為替の契約をした書類（公正証書の為替契約）を作成する必要にはせまられていなかった。もちろんこの時期には、海上貸付とかかわった貸借契約も公証人のもとで作成されていたが、その海上貸付では貸出地と同じ場所で貸し手(vobis)に借入金を返済することになっていた。というのは、貸し手である出資者（商人）は、ときに自らも商取引のために航海するとはいえ、がいて母国を離れなかったからである²⁵⁾。そのうえ、12世紀中葉までジェノアで一般的であった貿易の形態は、ソキエタス(societas)またはソキエタス・マリ(societas maris)であった。そこでは出資者(socius stans)が3分の2をの資金をだしてジェノアにとどまり、実際に貿易にでかける業務執行人(socius tractans, portitor)が残りの3分の1を負担して1回の航海ごとにジェノアに帰還していたので、出資金の回収は冒険資金に払い込みがなされた土地、ジェノアでおこなわれた。この海上貸付契約は、ジェノアとコンスタンチノーブル、シリア、北アフリカ、エジプト、シシリー、サルデニアおよびコルシカなど地中海沿岸貿易でみられた。また、ソキエタスと同種の海上貸付は、ベニス、マルセイユ、バルセロナなど貿易活動に積極的な地中海沿岸

25) A.-É. Sayous, "L'origine de la lettre de change," *Revue historique de droit Français et étranger*, p.78.

26) E. H. Byrne, "Commercial contracts of the Genoese in the Syrian trade of the twelfth century," *Quarterly Journal of Economics*, vol.31(1916), pp.135-37.

の諸都市でもみられた²⁷⁾。

12世紀半ば以降、海上貸付は新しい方法でおこなわれるようになった。セユウ(Sayous)によれば、その新しい契約では、海上の危険はいままでと同じように出資者(capitaliste)が負担したが、この出資者は同時に別の契約で債権者(créancier)として機能し、借り手に代理として特定の人物に外国の地で債務を返済するよう要求した。出資者である商人と代理人との海上貸付契約(実際は委託代理契約)の他に、別種の契約としてあらわれたのが、原為替すなわち為替契約であった²⁸⁾。

為替契約という国際大市(外地)で支払われる約束手形が公証人の前で作成されたが、この他所払公正証書は、外地に代理人(業務執行人)を派遣して商品を販売する輸出商が、同じ土地に代理人(業務執行人)を派遣して商品を購入する輸入商から貨幣を借りうける契約であった。いいかえると、輸出商は船荷を送り出すと同時にその代金をうけとることができるわけであるから、実質的に輸入商から輸出金融をうけたことになる。したがって、この外地払の貸付契約は、輸入商側が通貨価値の相違から差益をうる、つまり外国通貨による返済をとおして実質的に利子を生みだす貸付をするという徴利行為をかくした契約だと主張する歴史家もいる²⁹⁾。しかし、代理人を使用して買いつけをする輸入

商の側からみれば、貸付による利子の取得という貨幣貸借の側面だけではなく、むしろ外国の定期市で商品を販売する輸出商に貨幣を前渡し、それを予定した外地で引き渡してもらうという資金為替の側面が重要であった³⁰⁾。

12世紀中葉に出現し、一般的な商習慣として普及するこの為替契約、すなわち他所払・他国通貨払の貸付契約は、当時国際商業活動に従事していたイタリア商人の事業活動が、従来の共同出资方式から委託代理方式に発展し、変質していたことと関係している。

そこで、委託代理方式の海上貸付すなわちアコメンダチオがなぜ為替契約とむすびついたかを確認するために、アコメンダチオの旅商が出資をしない非投資家であるばかりか、商事の面でも完全な委託代理人であったという事実にしっかりと目を向ける必要がある。他所払貸付契約である為替契約は、出資をする定住商人とその商事代理人として貿易業務に携わる旅商という委託代理関係が前提となっはじめてなりたつからである。

現在残っている記録によると、1154年と64年のあいだにジェノアからの輸出貿易で6つのアコメンダチオが形成されたが、このうちの4例は商品(布、毛布)による出資であった。ソキエタスにおける出資が多の場合貨幣によるものであったこととくらべるとき、アコメンダチオのこの特殊な出資形態が代理販売業という業務執行人の機能とむすびついてきたことを如実におしえている。かりに貨幣による出資がおこ

27) C. B. Hoover, "The sea loan in Genoa in the twelfth century," *Quarterly Journal of Economics*, vol.40(1925-26), p.498.

28) ゴールトシュミットが海上貸付(出資者である商人と業務執行者である委託代理商とのパートナーシップ契約)とは別種である為替契約、すなわち輸出商と輸入商とのあいだでおこなわれる大市払いの貨幣の貸借契約を識別できなかったのは、1154-64年までの初期史料だけしかならず、12世紀第三四半期から13世紀初頭の本格的なアコメンダチオ契約とそれから派生する為替契約に接触する機会がなかったからだという見解もある。

29) C. H. Hoover, *op. cit.*, p.507; および Raymond de Roover, *L'Evolution de la Lettre de Change*, XIV^e-XVIII^e, Paris, 1953, p.32-35.

私は、この為替契約が「徴利」行為としておこなわれた可能性を否定するわけではないが、徴利が本質であり、目的であったとする見解には与しない。

30) A.-É. Sayous, *op. cit.*, p.81.

なわれても、購入された商品が出資者のものであることに違いはない。バーン(Byrne)によると、12世紀最後の20年にジェノアとシリア貿易でソキエタスにかわって一般的となったアコメンダチオは、ソキエタス以上に商品の輸出取引で採用されていた³¹⁾。

実際、アコメンダチオ契約とむすびついた他所払支払約束(公正証書)は、ジェノアに在住する商人資本家(出資者)と大市まで商品を運び、前者の代理人として委託販売をする旅商(業務執行者)という機能の分化——商業的貨幣資本と商業的機能資本とへの商業資本の機能分化——にかかわっていた³²⁾。いいかえると、アコメンダチオにおける業務執行組合員(貨物取扱者)は、商人である委託者から外国で販売するための商品を委託された船長(運送業者)であった。貨物を運送し代理販売をするために出資者である商人とパートナーシップを組んだ業務執行組合員は、得るべき利益から一定の配当を要求するか、委託荷を積み込んだ船に自己勘定で販売する別の貨物を持ち込んで販売する権利をもっていただけである³³⁾。

(3) 為替契約と取扱貿易商品の専門化

— 為替契約の発生因(2)

ところで、為替契約とは、定住商人である輸入商が輸出商に貨幣を貸しつけ、借り手である輸出商が国際大市に向いて実際に商取引をお

こなう旅商(業務執行者)を委託販売人として雇い、その代理人が委託された貨物を大市で販売した後にその売上金を貸し手である輸入商(あるいはその代理人)に返済する貸借契約である。この為替契約がアコメンダチオという委託代理契約——商業資本の商業的貨幣資本と商業的機能資本とへの分化——とふかくかかわっていたことは、いま指摘したところである。

だが、この私の指摘にたいして読者はひとつの素朴な疑問をもたれるにちがいない。——なぜ輸出商がその売上金を販売代理人を介して第三者に引き渡さなければならないのか。おなじ販売代理人が今度は購買代理人として売上金を商品の購入にあて本国に持ち帰ってもよいのではないか。この疑問の背後には商人は輸出と輸入を同時におこなうことができるという現代の総合商社的な認識がある。だが、歴史はそのような認識とはことなる現実を私たちにおしえてくれる。当時の商人はすべての商品を取り扱う総合会社ではなく、特定の商品を地中海からヨーロッパ内陸部へ、ヨーロッパ内陸部から地中海に売りさばく専門商社の役割をはたしていた。

いいかえると、為替契約にある為替^{かわし}の規定性、つまり販売代理人が国際大市でえた売上金を出資者ではなく第三者(貸し手あるいはその代理人)に引き渡すという^{かわし}為替の条項はアコメンダチオという委託代理商契約からは直接でてこな

31) E. H. Byrne, *op. cit.*, p.154.

32) 商業資本が商業的貨幣資本と商業的機能資本に分化するということは、商業資本が潜在的に(蛹のような状態で、外的な形態変化を明確にしないで)貨幣資本と商業機能資本とに分裂したことを意味する。この分化が外的に顕在化するのには、商業的貨幣資本が他人の蓄蔵貨幣あるいは準備金をあずかり、それを自己の責任で商業機能資本に貸しつける金融媒介者(銀行資本)となるときである。中世のイタリア人商人銀行家になった歴史的役割は、アコメ

ンダチオにある商業的貨幣資本と商業的機能資本という潜在的な機能分化を貨幣資本と商業的機能資本とに顕在化させるというところにあった。とはいえ、かれらは、貨幣資本家だけでなく商人資本家としても機能したハイブリッド(両棲型)であったのだが。
33) Josef Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Erster Band, 1928, SS.291-92 [伊藤栄・諸田実訳『ヨーロッパ中世経済史』東洋経済新報社、462-463ページ]

い。この条項の背後には別の要因がかくされている。その要因とは、特定の国際大市で輸出業務をおこなう商人と輸入業務をおこなう商人とが専門化し、輸出代理商を派遣する輸出商と輸入代理商を派遣する輸入商という分業体制ができていたのである。

ビザンチン帝国のコンスタンチノーブルやシリア、エジプトなどオリエントの国際大市で香料や染料などオリエント産品を購入するオリエント産品輸入商は、そこでヨーロッパ産の織物を自ら販売することはなかった。シャンパーニュ等を経由してイタリアにもたらされたヨーロッパ産品（とくに織物）は織物商とよばれた別の専門業者の手をとおしてオリエントなど地中海の市場で販売されていた。

為替契約は、大市で商品を購入するために代理商を雇う輸入商（輸入貿易の出資者）と大市に商品販売のために代理商を派遣する輸出商（輸出貿易の出資者）とのあいだでむすばれる貸借の契約であり、輸入と輸出をおこなう二組の商人（出資者）が本国で貨幣の貸付をし、外国の市場で返済をするという契約であった。為替契約が「本人あるいは代理人払い」文言をもち「他所払・他通貨払い」（大市払い）を指図した貸付契約であるのは、(1)貿易取引が委託代理取引でおこなわれ、(2)オリエント産品を取り扱う商人とヨーロッパ産品を取り扱う商人とのあいだに分業体制ができていたということから説明される³⁴⁾。

もちろん、輸出商の販売代理人が輸入商の購買代理人であったことは十分にありうることである。だが、かりに同一人だとしても契約上は

別個の人格として存在した。というのは、為替契約の契約当事者が輸入商と輸出商である以上、委託代理人は契約上は別の人格として存在せざるをえなかったからである。

2.3 為替契約の二重性

一 輸出金融と資金振替

12世紀後半のジェノア商人の貿易を研究したレイノルズ(Reynolds)によると、当時ジェノアでは、地中海貿易、とくにオリエントの国際大市における海上貿易とフランスにあるシャンパーニュ国際大市との交易で、商人たちが取り引きする商品には二つの流れがあった。つまり、オリエントから輸入する商人はシャンパーニュにそれを輸出し、シャンパーニュから商品を入力する商人はそれをオリエントに輸出していた。図5に示されているように、地中海沿岸、とくにコンスタンチノーブル、シリアやエジプトの国際大市で購入されたオリエント商品（染料、みょうばん、皮革品、香料など）はジェノアを経由してシャンパーニュの国際大市へ、またシャンパーニュの大市で買い入れられた織物はジェノアをへてオリエントの大市に向けられた³⁵⁾。

フランスのシャンパーニュ地方に位置したシャンパーニュの国際大市とジェノア商人との交易では、商人層はつぎの四つのグループに大きく分けられた。

(1) オリエント産品輸入商（富裕なジェノア人大商人階級）：

彼らは、自身貴族であるか、貴族のアクティブ・パートナーであった。ジェノアの地中海

34) E. H. Byrne, "Genoese trade with Syria in the twelfth century," *American Historical Review*, 1920, p.206.

35) R. L. Reynolds, "Genoese trade in the late twelfth century, particularly in cloth from the fairs of Champagne," *Journal of Economic and Business History*, vol.3(1930-31), p. 366.

貿易では、ジェノア人旅商（船団）を雇用して、オリエント産品の輸入貿易に独占的に出資した。それら輸入された産品は非ジェノア人旅商（隊商）に委託して、シャンパーニュの大市などヨーロッパの北部で販売した。彼らは、シャンパーニュとの織物貿易にはほとんど関心をもたなかった。

(2) ジェノア人旅商（船団）：

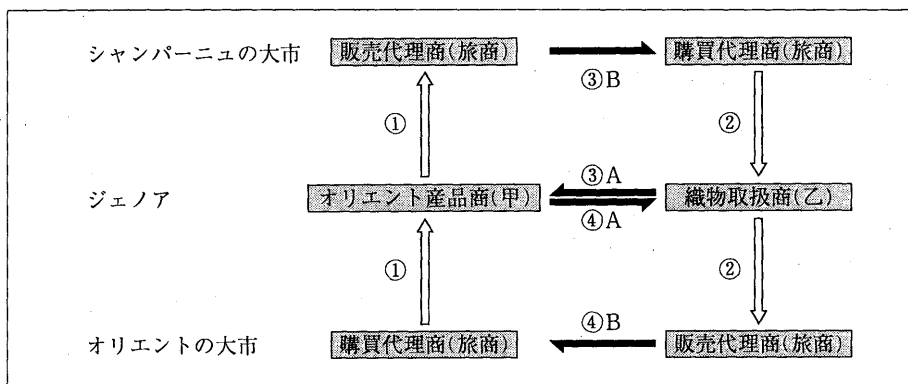
地中海貿易を独占する商人層の一族を中心とするジェノア人の旅商（船団）で、地中海各地の委託代理人として実際に大市にてかけて貿易業務をおこなった。

(3) ジェノア人織物商：

元来は、ヨーロッパ、とくにシャンパーニュの国際大市でとりひきされた織物類を非ジェノア人である旅商から買いつけて加工する織物職人であった。12世紀後半には、それらの織物類を小分けするか、加工して、地中海各地の大市にうりだした。その際、産品をジェノア人旅商に委託して販売した。

(4) 非ジェノア人旅商（隊商）：

アルプス越えをしてジェノアとヨーロッパ北部（シャンパーニュやフランダース地方）との交易を行った非ジェノア人の旅商集団（キャラバン隊）である。ヨーロッパの織物類をジェノアの織物商に販売する一方で、オリエント産品輸入商の委託販売人としてシャンパーニュ等の大市で産品を売った。フランダースのアラス(Arras)の商人やイタリアのアスティ(Asti)の商人がよくいられている。たとえば、シリアの大市に織物を販売しようとするジェノアの織物商（乙：借り手）がその大市で香料などを輸入するオリエント物産商（甲：貸し手）からその大市で支払をするという為替契約で貨幣を借りうけたとする。これは事実上、商人乙が産品の積み出しと同時に貨物代金を手にし、輸出金融をうけたことになる。他方、シャンパーニュの大市に向く商人に織物の購入を委託する織物商（乙：貸し手）は、今度はシャンパーニュの大市で現地通貨を購買代理人にひきわたさなければならない。織物商乙は資金の貸し手としてシャンパーニュで支払



(注) ・①は、オリエントの産品である染料、みょうばん、皮革品、香料など
 ・②は、ヨーロッパの産品である織物など
 ・③Aと③Bは、織物商によるオリエント産品商への貸付(③A)とシャンパーニュでの支払(③B)【シャンパーニュ宛て為替契約】
 ・④Aと④Bは、オリエント産品商による織物商への貸付(④A)とオリエントの大市での支払(④B)【オリエントの大市宛て為替契約】

図5 12世紀後半から13世紀初めのジェノア商人による国際貿易

いをするを約束するオリエント産品商（甲：借り手）とシャンパーニュ大市支払いの為替契約をする必要がある。このとき、シャンパーニュで代理商に委託してオリエントの香料を販売しようとしている甲が借り手として名乗りをあげ、乙と甲とのあいだに新たな為替契約がむすばれる。

ところで、フーパー(C. B. Hoover)は、海上貸付を「本源的あるいは真性(original or bona fide)型」と「ピグヌス(pignus: 担保, 保証)型」および「高利隠蔽(usury evasion)型」にわけ、いま私たちがみている為替契約を「ピグヌス型海上貸付」としてつぎのように述べている。

「海上貸付の第二の型（「ピグヌス型海上貸付」）は、借り手がいつも英国、フランスまたはベルギーから羊毛布やその他の財を手に入れている貿易商から財を購入するか直接それらの財を買いとっている商人であり、貸し手はシリア、シシリー、アレクサンドリアやその他の土地に交易にでむこうとしている商人と考えると理解しやすい。この仮定は合理的であるというのは、そのような取引がふつうにおこなわれていたからである。現金を必要としている商人はつねに財である担保(pignus)を提供したが、その価値はすくなくとも借入額に利子をくわえた額と等しかった。貸付の条件によって貸し手は彼の管理される担保をとったし、もし貸し手が赴く港市に到着したさいに返済されなかったら、そのとき担保は貸し手によって売られ貸付金に契約された利子が加わったものが回収された³⁶⁾。」

フーパーが為替契約を「ピグヌス型海上貸付」

というとき、本節の2.1で指摘したゴールトシュミットとおなじ誤解がある。というのは、輸入商（貸し手）と輸出商（借り手）とのあいだの貨幣に貸借は、海上貸付のように投資活動ではなく、純然たる貨幣資本の貸付であるということを理解していないからである。後者の場合、貸し手（輸入商）は危険を負担していないので、たとえば海難事故などに遭遇して貸付金が都市で返済されないときは本国で償還を請求する。ところが、海上貸付の場合には、投資活動であるから出資者はみずから危険を負担する。フーパーも、ゴールトシュミットと同じように、商人の投資活動と商人の貨幣資本としての活動を明確には区別していなかったように思える。

とはいえ、上に引用した「ピグヌス型海上貸付」の定義をみれば、フーパーが実質的に為替契約を輸入商による輸出商への貨幣資本の貸付であると規定している。それは、「現金を必要としている商人はつねに財である担保(pignus)を提供したが、その価値はすくなくとも借入額に利子をくわえたも額と等しかった。貸付の条件によって貸し手は彼の管理される担保をとったし、もし貸し手が赴く港市に到着したさいに返済されなかったら、そのとき担保は貸し手によって売られ貸付金に契約された利子が加わったものが回収された」という表現に示されている。

ところで、フーパーが「担保にもとづく貸付」というとき、輸出金融をうけた輸出商（借り手）が委託代理商に託した輸出商品を担保にとったという含意を感じるが、はたしてそのような担保取引が実現していたかどうか、にわかに承服できない。というのは、為替契約は公正証書で作成されており、所定の都市で返済がおこなわれなければ貸付金は本国で強制的に償還された

36) C. B. Hoover, "Sea loan in Genoa in the Twelfth Century," *The Quarterly Journal of Economy*, vol.40 (1925-26), 501-502.

からである。だが、「担保にもとづく貸付」という言葉のなかに、公証形式の為替契約が近代的な担保にもとづく貸付と類似した金融手法であったことを教えてくれる。

私は、いまフーバーの「担保にもとづく貸付」という規定と関連して、為替契約が輸出金融と関係していることを示唆した。この点について、図5をつかって説明しておこう。

ジェノアでオリент産品取扱商(甲)と織物商(乙)とが、それぞれ地中海地方すなわちシシリーやシリアやコンスタンチノーブルの大市でオリент産品を購入し、またヨーロッパ産の織物を販売しようとしている。このとき、オリент産品商(甲)は購入代理人としてジェノア人の旅商と購買アコメンダチオ(委託購入)契約をむすび、織物商(乙)は別の販売アコメンダチオ(委託販売)契約を販売代理人である旅商と組んでいると仮定しよう。為替契約とは、公証人の面前でオリент産品取扱商(甲)は、ジェノアで、委託購買人ではなく、織物商(乙)に貨幣を手渡し、後者の販売代理人が現地でオリент産品商(甲)の購買代理人に現地通貨で返済をすると約束する契約である。この取引では、貸し手であるオリент産品商(甲)は為替相場に隠蔽された利子をうけとる一方で、オリентにおける購買代金を現地通貨で返済を受け、借り手である織物商(乙)は輸出商品を販売する前に貨物の積みだし時に資金を回収する。いいかえると、借り手である輸出商(乙)は貸し手である輸入商(甲)から輸出金融をうける一方で、借り手である輸入商(乙)は現地で輸出商(甲)の売上金をうけとり、購買資金をトランスファーしたことになる。

このように、為替契約は、輸出と輸入という二組のアコメンダチオ(委託代理)契約のもと

で、本国にとどまる輸入商と輸出商が、それぞれ貸し手と借り手として貨幣を貸借し、大市で現地通貨による返済を約束する取引で、貸し手は購買資金を移転し、借り手は貿易金融の便宜をうける。

この取引のなかにある貿易金融と資金移転という二重性は、第1節1.1の図1「為替取引の基底的モデル」で示した為替取引の二重性とおなじ性格のもので、ただその形態が異なっているにすぎない。為替契約の場合には、甲国と乙国の輸出者(A)と輸入者(B)がそれぞれの国に定住する商人ではなく、Bが国際大市までAの販売代理人として甲国まで旅をする商人であり、Cもまた甲国の輸入業者(D)の購買代理人として乙国まで出向く旅をする商人である。

したがって、図1では甲国の輸出業者(A)は独立した乙国輸入業者(B)にあてて手形を振りだして支払を指図するが、為替契約ではBが乙国に出かけてAの商品を代理で販売し、公正証書に示されたとおりDまたはその代理人(C)に売上金を手渡すという姿をとる。乙国でBからCへ資金のトランスファーがおこなわれるのは、本国でBの出資者である輸出業者(A)が輸入業者(D)から貸しつけられた資金ですでに輸出に要した資金を回収している(つまり、輸出金融をうけている)からであり、その返済を乙地でおこなうと約束しているからである。

このように、為替契約は、国際貿易が商人と大市まで旅をする代理人という委託代理システムのもとでおこなわれるという旅商の時代という制約のもとで、為替取引の二重性—すなわち、輸出金融とマネーなき資金の送金(=為替による振替)という二重性を表現している。為替取引に貿易金融と資金振替という二重のメカ

ニズムが隠されているとすれば、為替契約にもこの二重性はしっかりと認められる。ただ、両者は定住商人の時代の取引か、旅商の時代の取引かという時代性で区別され、独立商人のあいだの取引か、委託代理システムのもとでの商取引かという貿易業態で区別されているにすぎない。

2.4 為替契約の定式化

(1) 委託代理契約による交易と為替契約

いま、為替手形の先祖である為替契約（原為替）が、12世紀中葉にあらわれた片務的コンメンダ、すなわちアコメンダチオやログディアとよばれた新型のコンメンダのもとで誕生したことをみてきた。それをもう一度確認しておこう。

為替契約、すなわち原為替を一般的に図式的にあらわせば図6のようになる。

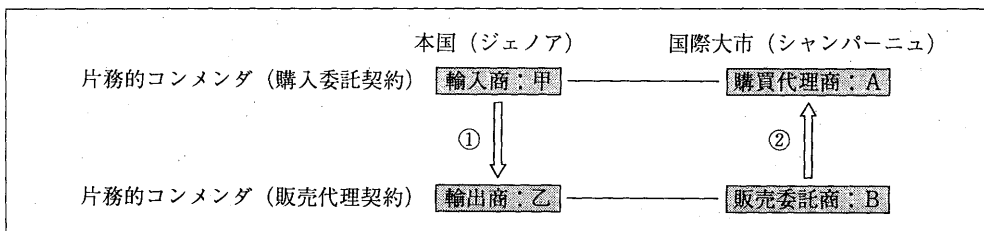
いまジェノアの商人甲が、委託代理商Aを雇用してシャンパーニュの国際大市で織物を購入し、この織物を別の委託代理商を通じてシリアにある国際大市で販売しようとしている。一方、ジェノア在住の商人乙は、オリエントにある国際大市で委託代理商を介してイスラム商人から買いとった香料を、委託代理商Bをパートナーとしてシャンパーニュに運搬し、販売しようとしている。つまり、ジェノアの商人甲も乙も片

務的コンメンダであるアコメンダチオ契約を委託代理商AおよびBとむすんでいる。図6にある上下二つの横軸がこの二つの片務的コンメンダ契約を示している。

この新型（片務的）コンメンダにあつては、商人甲はシャンパーニュ大市で織物を購入する資金を調達しなければならないし、商人乙は同じ大市で販売した香料の代金をジェノアにもちかえらなければならない。旧型（双務的）コンメンダのように商人と業務執行組合員が共同事業者としてシャンパーニュ大市で販売も購買もする場合には問題にならなかった困難が、とくに商人乙の場合に生じる。

商人甲と商人乙とのあいだにうまれた資金調達の問題と売上金の本国への輸送の問題を解決するのが、為替契約（原為替）であった。シャンパーニュで織物を購入しようとしている商人甲は、同地で香料を販売する予定の商人乙に貨幣を貸し付け、乙がその返済をシャンパーニュで売った香料代金でおこなえば、ことは円滑に進む。

この事情を一般的に図示したのが図6である。シャンパーニュで織物を購入する輸入商（甲）がおなじ大市でオリエント産品を販売する輸出商（乙）に貨幣を貸し、それをシャンパーニュで返してもらふ契約が為替契約（原為替）



注：①は、貸し手甲と借り手乙とのあいだのシャンパーニュ大市払い為替契約（ジェノアで契約）
②は、借り手乙の代理人Bによる貸し手乙の代理人Aへの支払い（シャンパーニュで返済）

図6 片務的コンメンダ（委託代理契約）と商人甲＝乙間の為替契約

である。この貸借契約は、公証人の前で、甲乙二人の署名と公証人の署名をつけて、公正証書として作成された。まんがいち借り手である乙がシャンパーニュで支払をしなかったときには、公証人が証人となってジェノアで強制的に返済をさせるためである。

(2) 標準的な為替契約（原為替）と内実

— 具現されている為替取引の基本的性格

ここでは、図6を念頭において、輸入商（甲）と輸出商（乙）とのあいだにかわされた為替契約の実例を紹介しよう。

「[ジェノア] 9月12日 [1191年]

オベルト・ファルゾン (Oberto Falzone) はリセリオ・カヴィグリア (Ricerio Caviglia) に聖アンドリュウのつぎの祭日 [12月7日] にジェノア金貨50ポンドを引き渡すことを承認する。もし彼がそのとき支払わなければ、[シャンパーニュの] ラニューイで開かれるつぎの大市でジェノア貨15(デニール)ごとに12プロヴァンス [デニール] [の割合で] プロヴァンス [鑄貨] を引き渡すことを約束する。もしその鑄貨が改鑄や重量で悪化し、品位が低下しておれば、48シリング毎に刻印がついた良質銀を債務総額に達するまで引き渡すことを約束する。支出、損失および借入金 (mutuum) に関して宣誓なしに債権者の言葉 [を受け入れることを約束し]、彼が担保として彼の貨物を提供することを誓約する。

サン・マルチノのオットリノとルフィノ・ベラルデンゴは、共同債務に関する法令および債務者本人 (the principal debtor) が最初に訴訟されるといふ法令のもとで [の免責を] を放棄して、[彼ら自らが] 債務者かつ支払人 [となり]、借入金全額に [両者は責任を

負っている故に] 担保として彼らの貨物提供することを誓約する。

証人：アキイのガンドルフォ；フィルムノ、反物商。9月12日、フォルナリ家の *volta* (注：ドーム上の天井をもつ店舗あるいは倉庫) にて。³⁷⁾

文面から推測して、ここには為替契約の借り手として二組がいる。一つは、「債務者本人」と表現されている出資者オットリノとベラルデンゴ（輸出商）であり、彼らと貸し手すなわち Lagny の大市で商品を購入する予定をもつカヴィグリア（輸入商）とのあいだで貨幣の貸借がなされたと想像される。それゆえ、両者は「債務者本人」として債務の連帯責任を負っており、委託した貨物を担保として提供している。

為替契約の借り手として登場する別の主役は、大市に向く委託代理商ファルゾンである。ここでは借入金を実際に支払う当事者として登場しており、具体的に大市で貨幣を提供する方法まで指示を受けている。大市で輸出商のために代理販売をする旅商（代理人）が表面的には為替契約の主役となっていることから、「債務者本人」である輸出商と貸し手である輸入商との関係が陰に隠れている。このことが為替契約を大市払いの海上貸付と見誤ることになる。

為替契約では、輸入商が輸出商に資金を貸しつけ、その返済を両者の代理人が出向く国際大市でおこなう取引である。国内で輸出者（借り手）に貸しつける輸入者（貸し手）は大市で購買のために必要な資金を輸出者（借り手）の販売代理人からうけとり、輸出者（借り手）は輸出商品の代金を貨物の積みだし時に回収して輸

37) P. S. Lopez and I. W. Raymond, *op. cit.*, pp.165-166.
原典(ラテン語)は, M. E. Hall, H. C. Krueger, and R. L. Reynolds (eds.), *Guglielmo Cassinese (1190-1192)*, I, pp.390-91.

出金融をうける。この規定性によって、すでに指摘しておいたように、為替取引の基底モデルにある為替取引の二重性が為替契約にも内在していることが確認できる。

また、当時の為替契約のおおくは、支払地がシャンパーニュなどの大市か、それともジェノアかという二者選択であった。このことからジェノアから大市までの^{かわし}為替と大市からジェノアまでの^{かわし}返りをふくんだ偽装為替(つまり、貸付を隠蔽した為替操作)と推測する見解がある³⁸⁾。ド・ローバーのような著名な経済史家の発言であるだけに、コメントは慎重でなければならないが、私がしるかぎりでは中世経済史家で為替契約に支払地が2カ所(契約地と大市)記述されているということで、その貸付が偽装した微利行為があり、為替操作と関係しないと推測(より正しくは断定)している人はいないように思う。

為替契約で支払地が2カ所記載されているのは、大市での返済が適わなかった場合に契約地で支払えという今日の為替手形の「償還請求権」にあたるものであったと解釈されるべきである。さきに例示した為替契約では、基本的に契約地ジェノアでジェノア貨幣で返済することを条件とし、それが大市で返済される場合にはジェノア貨幣と寸分かわらない貨幣で支払うように命令している。これは、大市での返済がジェノアでの貸付とおなじものであることを強く要求するとともに、もし大市で返済されなかったら、大市に向いた旅商(委託代理商)ならびに「債務者本人」とみなされている保証人に弁済を求める要件であったと考える方が自然である。

38) Raymond de Roover, *L'Évolution de la Lettre de Change, XIV^e-XVIII^e*, Paris, 1953, p.32-35.

このように、貸付金の返済が約束の地で履行されなかった場合に、貸し手が本国で借り手に貸付金の弁済を請求する権利をもっている。この意味は重要である。というのは、為替契約は、すでに2.3でみたように、輸出金融と資金の振替という為替取引の二重性だけでなく、支払地が2カ所記載されるという形で為替取引にある償還請求権の実質までも身につけていたといえるからである。

3 為替契約(原為替)と商人銀行家 — 商業資本と貨幣資本の共存

3.1 貨幣資本と商業機能資本 — 貿易アコメンダチオにおける商業資本機能の分化

(1) 代理(agency)契約としての冒険取引の発展

前節では、ジェノアにおいて、(1)会社形態の共同事業(パートナーシップとしてのソキエタス)から委託代理商を使用した代理契約(アコメンダチオ)による貿易取引にかわって、(2)特定の国際大市で輸入活動に専念する業者と輸出活動に専念する業者とに商人の業態が分化したことを指摘した。

ジェノアでソキエタスとよばれた共同出资方式の海上貸付³⁹⁾にあつては、シニアー・パートナーとして本国にとどまる出資者は、実際の貿易活動に関与しない無機能資本家(*socius stans*)であり、通常貿易業務に必要な資本の3分の2を出資し、ジュニア・パートナーとして実際に貿易業務にたずさわる機能資本家すなわち業務

39) ソキエタスがベネチアではコレガンチア(*collegantia*)と呼称され、通常コンメンダ(*commenda*)という名で知られていることは、すでになんか指摘しておいた。

執行組合員(*socius tractans*)が3分の1を払い込んだ。両者は出資に応じて利潤と損害の危険を分かちあった。

12世紀中葉まで一般的であったソキエタス、つまり共同出資方式の海上貸付にあっても、共同出資という形の背後に、たんなる出資者にすぎない無機能資本家(シニア・パートナーとしての貨幣資本の提供者)と実際に貿易活動に従事する機能資本家(ジュニア・パートナーとしての商事活動専業者)との分化がみられたのである。

12世紀後半になると、ジェノアの海上貸付が共同出資方式から委託代理方式に急速に転換したことはすでに指摘した。アコメンダチオとよばれる委託代理商を使用した国際大市取引が展開されたことはすぐ前でみたが、ベネチアでも、この時期、ロガディア(*rogadia*)という新しい種類のコンメンダがあらわれた。旧式ของบริษัท形式のコンメンダが「双務的コンメンダ」とよばれたのにたいし、新式の委託代理形式のコンメンダは「片務的コンメンダ」とよばれている⁴⁰⁾。というのは、この新しいコンメンダでは、ジェノアのアコメンダチオと同じく、実際に貿易業務をおこなう機能資本家(*tractor: accomendatarius*)がまったく出資をしないで、無機能資本家(*commendator: accomendator*)が片務的に出資をする契約であったからである。

ソキエタスからアコメンダチオへ(ジェノア)であれ、コレガンチアからロガディア(ベニス)であれ、双務的コンメンダから片務的コンメンダへの冒険取引の形態転化は、会社形式の共同出資関係が消滅し、出資者である商人(商品に

よる出資が多かった)が貿易業務の執行人である旅商とのあいだに委託代理契約(販売あるいは購買)をむすび、現地で第三者に借入金を返済するか(委託代理販売)、第三者から商品を購入する資金をうけとるか(委託代理購買)した。

出資が双務的であった旧式コンメンダと出資が一方的である新式コンメンダには、契約の内容にもちがいがあった。片務的な新式コンメンダでは、出資者と業務執行者とのあいだにある共同事業的性格は、利潤と危険の配分にとどまり、旧式コンメンダのように出資におよぶものではなかった。いいかえると、出資関係よりも、商品の販売を委託する商人と委託された貨物を運送し販売する委託代理商という委託販売的色彩が色濃くあらわれていた。

事実、中世には委託契約(*contracts of commission*)もときにコンメンダとよばれたのであり、リトルトン(Littleton)も片務的コンメンダにおける業務執行組合員を「利益配分の約束の上に立つ委託代理人」(*a consignment agent upon a profit-sharing basis*)とよんでいる⁴¹⁾。

同じ認識は、ユヴラン(Huvelin)、バーン(Byrne)、グラス(Gras)にもあり、もっとはつきりとその事実を指摘している。彼らは、定住商人である貨幣あるいは商品の提供者(出資者)と旅をする商人であるその代理人(*supercargo, factor*)との関係として、コンメンダ契約をみている⁴²⁾。アコメンダチオなど片務的コンメンダは、定住商人と旅商とのあいだに形成された

41) A. C. Littleton, *Accounting Evolution to 1900*, 1966, [片野一郎訳『会計発達史』60ページ]

42) P. Huvelin, *Quelques données nouvelles sur les foires de Champagne*, p.337 et seq; E. H. Byrne, *op. cit.*, p.136; N. S. B. Gras, *Business and Capitalism: An introduction to business history* (1st ed. 1939), reprinted ed., 1971, p.68.

40) P. S. Lopez and I. W. Raymond, *Medieval Trade in the Mediterranean World: Illustrative documents*, translated with introductions and notes, 2nd edition, 1961 (1st ed. 1955), p.174 et seq.

パートナーシップのうちもっとも発達した形態であり、出資契約ではなく、委託販売（購買）契約であった⁴³⁾。このあと、パートナーシップは、商人のパートナーシップは子弟による外国商館（支店）や現地の商人とのあいだにむすばれるコンパニア（代理店）という形態をとり、いずれも定住商人間のパートナーシップであった。

セコウ(Sayou)は、ソキエタスあるいはコンメンダといわれた共同出資事業から委託代理契約による貿易事業が、結果的には支店・代理店組織であるカンパニアとむすびついたと指摘している。「本国にとどまる商人は、彼が日常的に取引をしている都市に長期間滞在するか定住している別の商人とたいそう規則的なあるいは定まった関係を維持した。彼はその関係を委託(mandat)の形態か、あるいはコンパニという一般的な契約でおこなうだけでよかった。……商取引で資本参加が問題となるかぎりでは、『コンパニ(compagnie)』契約がいつそう頻繁となった。より正確にいうと、コンメンダないしソキエタス契約は『コンパニ』契約に接近したので、それら三つの用語はほとんど同じ意味につかわれるようになった⁴⁴⁾。」いいかえると、14世紀の商業革命⁴⁵⁾を象徴するイタリア商人の支店・代理店網が形成される契機として、アコメンダチオという委託代理方式による海上貸付をみている。これは注目に値する。

アコメンダチオあるいは片務的コンメンダ契

約では、本国に滞留する商人は出資者として商品資本あるいは貨幣資本を提供する投資家であった。一方、旅をする商人、すなわち隊商や商船隊は実際に商品の販売や購買活動をし、貨物の積み出し、保管、輸送を担当する商業機能資本であった。ソキエタスや双務的コンメンダにあっても、旅商は商業機能資本であったが、まだ3分の一を出資し、出資に応じた危険を分担していた。ところが、アコメンダチオや片務的コンメンダにおいては、機能資本である旅商は出資をいないだけでなく、危険も負担しなかった。ただ、利潤の3分の1を分配されただけである。

このソキエタス（双務的コンメンダ）からアコメンダチオ（片務的コンメンダ）への転換は、商業資本が(1)出資機能をにう貨幣資本と(2)商事機能をにう商業機能資本とへ機能的に分化をする一つの重要な過程である。オリエント産品を専門にとりあつかうジェノアの大商人の場合、同時に貨幣資本としての一面も備えていた。というのは、オリエント産品取扱商は、地中海地方でヨーロッパ産品を販売する織物商に前貸しをし、彼らに雇用されてシリア、コンスタンチノーブル、シリア、エジプトなどの大都市にかけてオリエント産品を代理で購入する委託代理人、すなわち海の旅商に資金をトランスファーしたからである。

地中海のオリエント産品取引を独占的に支配する大商人が、それが代理人である旅商（商業機能資本）に購買資金を送るためであっても、織物商への貸付という貨幣資本範疇の取引をしているのは事実である。だが、地中海における輸入取引でも、またシャンパーニュにおける輸取出取引でも、出資者として商品取引の危険を全面的に負担しているという視点からは、彼らは

43) N. B. S. Gras, *ibid.*, p.81.

44) André-É. Sayou, "Les transformations des méthodes commerciales dans l'Italie médiévale," *Annales d'histoire économique et sociale*, tome 1 n° 2 (1929), p.167.

45) 商業革命については、N. B. S. Gras, *Business and Capitalism: An introduction to business history*, New York, 1939; Raymond de Roover, "Capitalism-Concepts and History," *Bulletin of the Business Historical Society*, vol.16 (1942), pp.33-34を参照されたい。

まだ商業資本の立場にとどまっているのであり、自立した貨幣資本家ではない。

借り手である織物商の立場にたってみても、この商業資本と貨幣資本という資本としての重層性が確認できるが、そこには完全な機能的な分化はない。地中海地方でヨーロッパ産の織物を販売する際に、織物商は自分が所有する商品資本（織物など）を販売代理人に委託した。為替契約によって船積みした時点で回収した資金はなにに使用されるのか。いうまでもなく、シャンパーニュの大市で購入された織物などの商品を購入するためである。もしこれがシャンパーニュでオリエント産品を販売するオリエント産品商に貸しつけられ、シャンパーニュで購買代理人に資金の振替送金がなされるならば、貨幣資本としての一面をもつことになる。しかしこの貸付行為は、商取引すなわちシャンパーニュでの購買活動と地中海での販売活動の付帯物という役割をもつにすぎない⁴⁶⁾。

アコメンダチオからカンパニへの転化は、商人が旅商と代理人契約をむすんで貿易取引を行うか、それとも代理人を各地に派遣したり、現地の商人と出資契約を締結して支店・代理店契約で貿易業務をおこなうか、という貿易組織の根幹的な変化をふくんでいる。

46) ジェノアの商人、とくにオリエント産品商が、出資者として貨幣資本の機能を、また貿易リスクの負担者として商業資本の機能をもつ二重性をもつことを確認し、ここでアコメンダチオからカンパニに転換した場合に出資者と代理人とのあいだにどのような変化があらわれるか、簡単にふれておきたい。

この変化は13世紀末から14世紀にかけておこったが、支店開設による事業活動は旅商すなわちキャラバン隊や商船隊による通商の終焉を意味した。商業革命といわれる、この商業組織の変化は、ジェノアやベニスではなく、シエナやフロレンスという内陸部の都市の商人たちが、パイオニアとしてシャンパーニュとの陸上交易ではじめたと考えられている (Raymond de Roover, *Money, Banking and Credit in Medieval Bruges: Italian Merchant-Bankers, Lombards and Money Changers: A study in the origins of banking,*

3.2 預託アコメンダチオと投資仲介業者 (bancherii)

— 仲介ブローカーとしての預託・投資業
アコメンダチオやロガディアとよばれる片務的コンメンダ契約が、なぜ12世紀中葉以降普及したのか、定かでない。だが、このアコメンダチオ契約は、冒険取引におけるたんなるパートナーシップの内容を変化させたというだけでない。貿易業態を変化させ、為替契約を出現させ、さらには投資仲介業者、バンケリ (bancherii: 銀行 bank の語源のひとつ) という新しい金融仲介者を登場させた。とくに投資仲介業者は、冒険取引におけるアコメンダチオ (この通常のアコメンダチオを以下では貿易アコメンダチオとよぶ) のような直接的な出資ではなく、預託された貨幣や商品を冒険取引に運用し、そこからうまれた利益を還元する間接的な投資であった。このように預託者が投資目的であずける貨幣資本や商品資本を投資仲介業者に預託する契約をここでは預託アコメンダチオとよぶが、これは冒険取引という商業取引をこえた新しい段階の契約である。

それゆえ、ここでは通常のアコメンダチオ (以下では、この通常のアコメンダチオを貿易アコメンダチオとよぶ) と期をおなじくしてあらわ

1948, p.12.)

イタリア商人によって形成された支店・代理店網は、おおきく二つの型にわけられる。ひとつは、13世紀にあらわれ、14世紀に顕著であった型で、ファクターとよばれた給与所得者である支店管理者によって支店網が形成されていた中央集権型カンパニであった。いま一つは、15世紀から16世紀にみられた型で、現地の商人をジュニア・パートナーとする出資契約を組み、支店の事業活動を彼らにまかす分権型カンパニである (*Ibid.*, pp. 31-42)。

中央集権型カンパニはイタリアの本店を核としたひとつの会社組織であったが、分権型カンパニでは支店活動がそれぞれ独立したパートナーシップとしておこなわれており、独立性が強かった。とはいえ、いずれの場合も貨幣資本と商業資本との機能的な分離は完全な形では存在しなかった。

れた、12世紀後半の国際貿易と金融にかかわる特徴を整理し、そのあとで預託アコメンダチオに映されている預託者とバンケリとの関係を吟味しておきたい。

貿易アコメンダチオとのかかわりで第一にいえることは、この新しい商習慣は特定の商品を専門的に商う商人が台頭し、オリエントの産品をヨーロッパに、ヨーロッパの産品をオリエントに流すという、特定の商品を取り扱う專業業者による貿易業態があらわれていたことである。

第二に、この為替契約が大市で商品を販売する商人の輸出金融になっていた。図6でみた商人甲と商人乙とが締結するシャンパーニュ大市支払の貨幣の貸借は、輸出商人乙からみればジェノアで貨物を積みだした時点で輸出代金(一部あるいは全部)が回収されることを意味する。もし商人甲との為替契約で代金が全部回収できなければ、輸出商人乙は別の輸入商人をさがして同じ為替契約をむすべばよい。

商人甲と商人乙の関係はコンスタンチノーブル、シリア、エジプトなどオリエント交易では逆転する。こんどは、商人甲が輸出商人、商人乙が輸入商人となり、オリエントにある大市払いの為替契約ではヨーロッパの織物を販売する商人甲が香料を輸入する商人乙から輸出金融をうけることになる。したがって、シャンパーニュとシリアとの交易のためにそれぞれの大市で商取引をする隊商あるいは商船隊(委託代理商)が同じ時期に出発すれば、商人甲も商人乙も二組の為替契約でお互いに貿易金融をうけることになる。

第三に、この預託アコメンダチオにおいて、海上貸付の貿易アコメンダチオと同じアコメンダチオという呼び名で商品の預託がおこなわれていた事実に注目しなければならない。この預

託アコメンダチオという用語は、当時投資仲介者のあいだで使用されていたのであるが、彼らはアコメンダチオという名で預託された商品を管理し運用して、預託者である商品の所有者にプレミアムを提供していた。もちろん、リスクは預託する側が負い、投資仲介者はたんなるブローカーにすぎなかったのではあるが⁴⁷⁾。

このような預金銀行の融資活動に先行する形で、投資仲介者に商品(あるいは貨幣)が預託されていたが、その場合投資仲介者がみずから大市に出向く旅商と委託代理契約(片務的コンメンダ)をくみ、利益をあげていたのである。

投資仲介者が預託された商品資本を委託代理商にたくして販売させ、利益(利潤の3分の2)を手にする一方で、その利益の一定部分を預託者に還元するという一連の流れ——すなわち、「預託(商品資本)の受け入れ」⇒「冒険取引への投入」⇒「利益の還流」⇒「預託者への利益再配分(還元)」という一連の行為は、預託と投資の行為として銀行業務とオーバーラップしてみえる。したがって、ロベツ＝レイモンドは、この商品資本の預託アコメンダチオをする投資仲介者を両替銀行家(changers-bankers)とよぶのである⁴⁸⁾が、この業務は、次項(3.3)でみるように、両替銀行家の範疇に達していない。

預託アコメンダチオは、預託者が商品資本を投資仲介者に託して貿易から利益をえようとする行為であり、後者すなわち投資仲介者は受け入れた商品資本を預託者の責任で(リスク負担で)冒険取引に出資しているにすぎない。つまり、投資仲介者は貨幣資本や商品資本の預託者の出資行為を現実の貿易取引に連結するブローカーにすぎない。

47) R. S. Lopez and I. W. Raymond, *op. cit.*, pp.212-15.
48) *Ibid.*

このように、商品資本をあずかる投資仲介者の行為(預託アコメンダチオ)は、銀行の預金＝貸付業務とははっきりとことなっている。しかも、この投資仲介者がおこなう仲介業務は、いわゆる両替業務ではなく、旅商を委託代理人として雇用して貿易事業をいとなむ貿易商人の機能であることがわかる。つまり、投資仲介業の原語 *bancherii* という銀行家をおもいおこさせる言葉は、かならずしも両替商とのかかわりだけで使用されたのではなく、貿易商人をも包含する幅広い用語だったことを認識する必要がある⁴⁹⁾。

3.3 商業資本から分離した貨幣資本

— 商人銀行家 (merchant-bankers) の源流

3.1で貿易アコメンダチオにおける出資者と委託代理人との関係について、また3.2で商業活動を扱っている商人に商品資本をあずけて運用する預託アコメンダチオについてふれた。

前者(3.1)では、つぎのような指摘をしておいた。本国に滞留する商人が貿易資金の全額を出資し、委託代理人を使用して事業をすすめるアコメンダチオ(片務的コンメンダ)には、貨幣資本提供者としての出資者と委託代理業者としての貿易業務執行者という機能的な分化がすすんでいた。とはいえ、出資者は貿易取引の

危険を全面的に負担し、その出資金も貨幣資本という姿だけでなく、ひんばんに商品資本の形態で提供されていたわけであるから、12世紀後半にあらわれた新しい海上貸付、すなわちアコメンダチオ契約でもって貨幣資本と商業資本の分離を問題にすることはできない。

また、後者(3.2)では、預託アコメンダチオ契約で商品資本をあずける預託者とそれをうけ入れるバンケリとの関係をつぎのように説明した。預託アコメンダチオは、商品資本をあずかるバンケリがそれを冒険取引へ接合するという意味で預託＝投資という行為をあらわしている。だが、その場合バンケリは商品資本の所有者を商業機能資本(委託代理人)とむすびつけるブローカーであるにすぎない。だが、預託アコメンダチオ契約から確認できたことは、バンケリという銀行を表象させる言葉が、両替商にかぎらず、貿易商人をふくめて使用されていたのではないか、という指摘もしておいた。

このように冒険取引の内部にある貿易アコメンダチオの領域でも、また投資仲介業とかかわる預託アコメンダチオの領域でも、商業資本から貨幣資本が完全に分離していたわけでもなかったし、商業機能から自立した銀行業者が出現していたのでもなかった。

ところで、中世イタリアの貿易や為替を研究している歴史家は、すくなくとも13世紀にはマーチャント・バンカー(merchant-bankers)とよばれる商人銀行家層が存在したことをみとめている。その用語には、商人の通常の業務に貨幣資本としての自立した機能がくわわっているという認識がある。この貨幣資本としての業務を、あるものは預金活動とむすびつけ、また別のものは為替業務とむすびつけている⁵⁰⁾。

たしかに、おなじ時期に、商人が商人銀行家

49) 私が商人業務と借入業務とが兼営されていた事実、また投資仲介業(バンケリ)が預託商品を受け入れ、それを委託代理人にゆだねて販売していた事実にかかわるのには、初期預金銀行の誕生を単純に両替商の預金銀行への転化としてステレオタイプに図式化する風潮があるからである。両替商が預金銀行家に転換するプロセスで、貿易商人の取引形態が大きく変化したこと、あるいは商人間で特定の商品に特化する取り扱い商品の専門化がおこったこと、さらにはそこから為替契約が誕生したことが、預金銀行の生成と関係していないかどうか、一考する価値がある。

として機能する契機，すなわち貨幣資本として機能をもつ商人層が台頭する現実的な契機はあった。いいかえると，商業資本家である商人が，貨幣資本家という機能をあわせもつ商人銀行家に転換する原初的な流れは，一方では商品資本や貨幣資本の預託契約に，また他方では為替契約にみとめられる。したがって，ここでは商業資本から貨幣資本に転化する契機はなにであったかという新しい観点から，預託契約と為替契約を考察することにしよう。

(1) 貿易商人と貨幣の預託契約

— 遊休貨幣の集積と貿易活動

3.2で投資仲介者に商品資本を預託し，それを貿易活動に投下して利益をうむ，利潤創出型の預託契約，すなわち預託アコメンダチオをみた。この預託アコメンダチオは，資本の所有者がリスクを負担するという点では貿易アコメンダチオとおなじであるが，内実は委託貿易契約ではなく商品資本の預託 (*depositum*) 契約であった。

ところが，預託契約には商品資本の預託アコメンダチオとは異なる，貨幣そのものの預託契約もあった。その事例をあげよう。

1186年，Rubeus Bancherius は，名家 Fieschi 家の一族の召使いである Andreas に属する7ポンドを預かっていることを承認し，要求後15日でその資本を支払うことを約束した。そのうえ

で，つぎのようにいった。「神がこれらのポンドに利潤を与え賜えば，私にとって最善と思えるだけ多くの割合（で利益）をあなたに差し上げる。」⁵¹⁾

このように貨幣が投資仲介者に預託され，預託金が要求後一定の期日に支払われるという貨幣の預託契約は，日常的に存在していた。この契約が私の興味をそそるのは，これがある意味で預金銀行の貸付業務の原流であったという印象をもつからであり，また投資仲介者を今日私たちが使用する意味における銀行家と翻訳できるのは，このような契約のもとではじめて可能だと考えるからである。

銀行家 (*bancherii*) とよばれた職種は，12世紀中葉には預金を受け付け預託者の債権債務を口頭で振替決済する両替商（貨幣取扱業者）をさしていたが，12世紀の最後の四半世紀になると冒険取引に従事する大商業資本を指して使用されていた。この銀行家たちの業務がのちに商人銀行家や預金銀行家となり，当座勘定（要求払い預金）にある預金を自己の責任で貸付をする本来の預金銀行業務に発展するのであるが，その貸付は事実上公的権力への貸付かあるいは海上貸付など国際貿易にたいする投資ないし融資であった。商業手形が第三者に譲渡できなかった中世にあっては，当然のことながら手形の割引業務はできず，銀行業者の貸付業務はリスク負担をともなう貿易事業に直接参加するか，政府に融資するしかなかったからである⁵²⁾。

ここで一つの疑問がうまれる。中世銀行家の祖先は，いわゆる両替商そのものであったのか，

50) この代表がセユウとド・ローバーである。セユウは遊休貨幣を資本として使用するという点に銀行業務の起源があると主張した (André É. Sayou, "Les opérations des banquiers italiens: en Italie et aux foires de Champagne pendant le XIII^e siècle," *Revue historique*)。それにたいして，ド・ローバーは顧客ではない商人から為替手形を買いとる第三者むけの外国貿易融資や裁定為替取引に貨幣資本としての機能を見た (Raymond de Roover, *op. cit.*, p.48)。

この点は預金銀行の誕生の問題として，次節でとりあげる。

51) M. W. Hall, "Early bankers in Genoese notarial records," *Economic History Review*, vol.6(1935-36), p. 77.

52) Frederic C. Lane, "Venetian bankers 1496-1533: A study in the early stages of deposit banking," *Journal of Political Economy*, vol.45(1937), p.187.

あるいは巨大商人が両替商機能を持ち銀行家として成長していったのか、という疑問である。もし預金銀行家の祖先が両替商であるとすれば、そこには新たな問題がうまれる。商品取引所のそばで小さな店舗を構えて両替をしたり、口頭で債権債務を振りかえる両替商、すなわち経済力をもたなかった両替商が、なぜ商品や貨幣を預託され、それを大市交易で運用して利益をうみだしたのか、あるいはなぜ両替商が預託アコメンダチオ契約に手をだすことができたのか。あるいは、商品や貨幣の預託をうけ、それを利潤のうまれる大市取引に運用して、その利益を再配分するという金融活動を、両替商がどうしてやることができたのか、等々。

この疑問に答える解答のひとつが、ジェノア公証人の記録からホール(Hall)がひきだした仮説、すなわち両替商は貿易商人が創りだした金融技術を吸収しながら本来の貨幣取扱業務を改善し預金銀行に転化したという、貿易商人の金融技術と両替商の振替技術の融合説である。より正しくは、貿易商人の投融資業務と両替商の振替業務とを預金銀行業務が発生する二つの源泉とし、商人の銀行業務をとおして新しい両替・出納業務が発生したとする融合論である。

代書屋ジョンの記録簿(1155-64年)によると、当時ジェノアには *bancherius* とよばれた職業人が約20人いた。この *bancherius* がその時代の銀行家をさしており、語源は *banco* (業務に使用するテーブル)にある。彼らの業務は両替商(*cambitor*)以外の何者でもなかった。

Bancherius の大部分は貧しく、自分たちとおなじ身分が卑しいひとびとと小金を取引していた。このような職種の *Bancherius* 階層が、14世紀になると、預金を集積し金融業務をする預金銀行に変質する一方で、ヨーロッパ市場に君

臨する貿易と金融を兼営する大商社が出現したのか、— このような思いが、彼女のなかにあった。

ホールは、ジェノアの貧しい *bancherius* がいわゆる銀行家に変質する過程、すなわち両替商が預金銀行に変貌する過程に貿易商人による金融業への介入をみている。「銀行家は大商人たちによってなされた金融技術が進歩すると歩調をあわせ、中世後期に銀行業がすばらしい発展をとげる基盤を築いた。⁵³⁾」つまり、彼女は、両替業務が金融業務に融合するプロセスで、貿易商人による金融業務の兼営が大きな誘発要因となったと考えた。ここには、預金銀行機能は単純に両替(貨幣取扱)業務からうまれるのではなく、大商人が他人のための商事活動をすすめるなかで身につけた金融業務が帳簿振替などの新しい貨幣取扱業務と融合して銀行業が成立したという論理が、仮説の内部にかくされている。

ほとんどの経済史家が共通して指摘するのは、13世紀までは銀行家の実態が史料を通じて十分には把握できないことと、銀行業務があらわれた当初銀行家の業務は商人の貿易業務と重複しており、はっきりと類別できなかったことである。当時、まだ貿易商人と銀行家とは完全に分化しておらず、銀行家とよばれていた者のうちには織物商を兼業とする者もおおかった⁵⁴⁾。1197年と98年の記録によると、ジェノアの銀行家のうちもとても裕福な2家族、Bertramis Bertaldus と Manfredus de Serra は、同時に織物商であり、ジェノアとシャンパーニュ大市と

53) M. W. Hall, *op. cit.*, pp.73-74.

54) Raymond de Roover, "New interpretations of the history of banking," in *Business, Banking and Economic Thought in Late Medieval and Early Modern Europe*, edited by J. Kirshner, 1974, p.201.

のあいだで織物の輸入貿易を営んでいた⁵⁵⁾。

ここで注意しなければならないのは、貿易業務と銀行業務とが別々のパートナーシップとして切り離されていたことである。つまり、大商人が貿易業務と銀行業務を兼営していたとはいえ、預託業務はそれ自体ひとつの独立したパートナーシップであり、貿易業務もまた別個のパートナーシップであった。商人は、一方で余裕資金の所有者と貨幣の預託契約を結び、他方ではその預託金を出資金として国際大市に出向く旅商（委託代理商）とアコメンダチオ契約をむすび、さらには為替契約の資金にしてもいたであろう。集まった少額の預託金を束ねて冒険取引の出資金にしたり、為替契約の原資金にするという行為は、その預託金を数ヶ月のあいだ非流動的な形態にかえることを意味する。これは預託金が要求後一定期間での返済を約束するという契約とは矛盾するが、現実にはそれが国際貿易に運用されることは承知されていたであろうし、万が一返済要求があったときもそれを用立てる時間の余裕もあった。

(2) 為替契約と貸付業務

— 貸付業務と商人銀行家

いま、自己勘定による貿易だけでなく、預託 (*depositum*) — 商品の預託さらには貨幣の預託 — をつうじて貿易商人が委託代理商をつかって大市との交易をおこなった事実を確認した。この預託アコメンダチオ自身は、委託代理商をつかって貿易をする貿易アコメンダチオからでてきたものと考えられるが、一步ふみこめば預金・貸付という銀行業の基本的機能と連携していることがわかる。というのは、利潤とい

う形で価値を増やしたい第三者が商人に貨幣を預託するという事態は、銀行資本の本源的形態だからである⁵⁶⁾。

貨幣を預託する預託アコメンダチオにおいては、預託された貨幣が銀行業者の手で貨幣資本に転化され、貿易活動に投資されたのと同じように、それら預託された貨幣は銀行業者の手で為替契約（原為替）の貸付金としても融資された。この為替契約にあっても、商人が、一方では大手の貿易商人が銀行業を兼営して（預託資金を集めるためのパートナーシップを組んで）第三者の資金を集積する一方で、その預託貨幣を国際大市で返済される貸付金として運用し、貿易業務を積極的にこなった可能性が強いと考えられる。

委託代理商をつかった大市交易が盛んとなるなかで、貿易業を営む商人が預託契約のもとで貴族や市民の貨幣を預託する事業（預託業務）が一般化し、その第三者の貨幣を自らが営む貿易事業に投資資金あるいは貸付資金とした。つまり、商人がパートナーシップを組んで預託事業をおこなうなかで、商業資本と銀行資本とが融合し、両者を兼ね備えた新しい階層、商人銀行家が出現した。

2.3の図5、図6で図解したように、ヨーロッパ産品をあつかう商人甲とオリエント産品をあつかう商人乙は、それぞれが商品を輸出する商人かあるいは輸入する商人としてとして、オリエントの大市あるいはシャンパーニュ大市に委託代理商を派遣する。おなじ大市で購入あるいは販売をするそれぞれの商人グループは、為替契約をむすんで、一方は輸出金融をうけ、他方は購入資金を送付することができた。

55) M. W. Hall, *op. cit.*, p.74.

56) 前稿「銀行信用の構造」を参照。

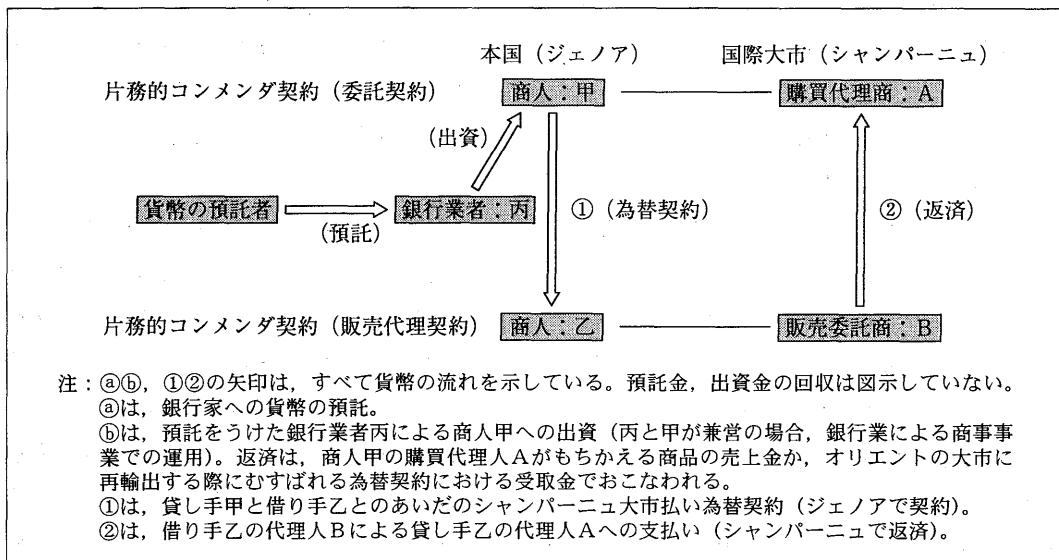
いまその取引に金融業を介在させてみよう。これが図7である。

図7では、シャンパーニュ大市に商品を輸出する商人乙は為替契約によって貨物の積み出し時に商人甲から貨幣をうけとる(①)。そして、シャンパーニュで商人乙の代理人Bが商人甲の代理人Aに現地通貨をひきわたす(②)。問題は、シャンパーニュで商品を購入する商人甲が数ヶ月のあいだ貨幣を貸し付けることができるか、にある。この貨幣を提供したのは銀行業者丙であり(③)、商人乙にわたった貨幣は乙による預金として再度銀行業者丙あるいは別の銀行業者に還流する。

このように、銀行業者が介在することによって、商人甲と商人乙とのあいだの為替契約が円滑に進行する。事実、12世紀末から13世紀にかけてイタリア諸都市では銀行業者が輸出商品の預託をうけ、委託代理商を雇用して冒険取引に

参加した証拠があるし、13世紀までには銀行業者が図7のように貨幣を貸与して直接貿易金融に参加した証拠がある。

商人は、共同事業体(パートナーシップ)を組んで金融業務をおこない、預託された商品や貨幣を貿易と関連する事業に直接投資をしたり、他の貿易商人に貸付をして間接的に海外の冒険取引に参加していた。この間接的投資というのは為替契約をふくむ貸付で、彼らは外国為替をとりあつかい、シャンパーニュの大市で支払われる資金を前貸ししていた。もちろん、13世紀当時には、まだ貿易商人と金融業との分化は完全に進んでおらず、銀行業者は同時に商事業務を兼営する商人でもあったのであるが(R. de Roover)。



(注) 12世紀末から13世紀には、大手商人が金融業務と商事業務を兼営する場合がおおかった。それゆえ、銀行業者丙と輸入商甲はおなじ事業主であつてよい。シャンパーニュではなく、オリエントの大市にでかける場合には、商人乙が輸入商として図2における商人甲とおなじ立場に立つてあろう。

図7 銀行業者の貸付による為替契約と貨幣の還流

4 預金銀行の誕生

— 貸付起源説と為替起源説

4.1 両替と本源的銀行業務

— 概念的上の区別

(1) 預金・振替と預金・貸付

— 預金の二重性と銀行業務

いま、商人が、アコメンダチオという新型のパートナーシップ、すなわち委託代理システムのもとで貿易業務をおこなうだけでなく、別のパートナーシップを組んで貨幣の預託契約をむすび、その貨幣を貿易資金として投資したり、為替契約として貸付をするケースが存在したことを指摘した。つまり、商人は、自己勘定による貿易活動だけでなく、他人の貨幣を預金としてうけいれて投資あるいは貸付業務をもおこなう商人銀行家として機能しはじめた。

だが、商人が預託金を集積して自己の責任で投資あるいは融資活動をおこなったということで、その銀行業務が預金銀行業務であると規定することはできない。それは、あくまでも本源的な銀行業務であるにすぎず、預金銀行にとって必要な与件をみたしているにすぎない。預金銀行という規定性をあたえるためには、預金・貸付業務とともに預金・振替業務が並行する必要がある。

預金・貸付という本源的な銀行業務が預金・貸付及び預金銀行業務と区別されるのは、預金業務がもっている重層的な役割と関係している。預金あるいは預託契約がもつ意味は預金の受け手にとっては二重である。彼らが預金をうけいれるのは、ひとつは預金者のために貨幣を保管し、出納業務をするという受動的な行為と関係しており、いま一つは自己の責任でその預

金を貨幣資本に転化し、利殖をはかる能動的な行為と関係している。

預金の二重性は、具体的には両替商にとっての預金・振替業務と銀行家にとっての預金・貸付業務として、分離した姿であられる。両替商にとっては、預金業務とは預託者の蓄蔵貨幣あるいは購買・支払準備金の保管・管理を意味し、より広い意味では預託された貨幣を払いだしたり、預託者のために振替相殺するという出納業務をさしている。

一方、銀行家が銀行業務という独自の機能をおこなうのは、預託者のために振替相殺という出納業務を代行するためではない。銀行家の銀行業務とは、蓄蔵貨幣あるいは準備として再生産活動からはみだしている貨幣を集積し、それを自己の責任で第三者に貸しつけるという貨幣資本としての機能にある。このように、遊休状態にある社会の貨幣を集積し、自己の責任で貸しつけをする行為を本源的銀行業務とよぶのである。

社会的遊休貨幣を集積し、それを銀行の貨幣資本として運用する本源銀行業務は、ひとつの矛盾をもった運動でもある。預金は預金者が購買や支払のために用意している準備金であり、したがって要求がありしだい返却しなければならない流動性の強い資金である。したがって、預託された貨幣を元手にして、一定の期間第三者に貸しつける銀行業者の行為は、流動的な預金を非流動的な貸付資金に転換することになり、流動性の面で困難をかかえこむことになる。いいかえると、銀行家が流動的な預金債務を非流動的な貸付債権に転化するためには、預金そのものを非流動的な形態で受け入れるか、それとも流動的な預金債務が準備として支払や決済に使用されても銀行の内部にとどまる方策を

もっていなければならない。

すでにみた預託アコメンダチオには、利益をうむ投資的資本として預託されるケース（投資的な預託契約）と市民や商人によって小口の蓄蔵貨幣あるいは準備金が一時的に預託されるケース（流動的な預託契約）があったことを指摘しておいた。投資的な預託契約の場合には、預託そのものが預託者の危険負担でおこなわれ、貿易活動が完了してはじめて利益がくみだされると承知しているのであるから、問題は生じない。しかし、預金を受け入れた銀行家が流動的な預託を自己の責任で貸付資金に振りかえる場合には、銀行家の流動的な預金債務と非流動的な貸付債権とのあいだに直接的な整合関係がなくなる。

したがって、銀行業者が蓄蔵貨幣や準備金など社会に存在する遊休資金を預金として内部にとどめ、それを貨幣資本として使用することができるかどうか、銀行の貸付業務の前提となる。つまり、預託金の継続的な保管と管理、とくに商人や工業者が商品の購買や諸支払の決済のために準備として預託している貨幣を銀行の内部で振替決済する行為が、銀行家が貸付をする際には重要な業務となる。預金銀行とは、たんに集積された貨幣を自己の責任で貸しつけることだけではなく、経済社会の蓄蔵貨幣あるいは購買・支払のための準備を保管し、振りかえて、貨幣が銀行の外部に流出するのをふせぐ機能をもつ必要がでてくる。

両替商と預金銀行との預金業務を区別する基準は、両者が預金業務をどのように包摂していたかということに関係している。両替商は、貨幣取扱資本として商人や工業者の預金を受け入れ、預金者にかわって購買や支払の受け払いを遂行したにすぎない。ところが、銀行業者が預

金を受け入れ、出納業務をするのは、たんに預託者のために預託者の代理人として行動するためではない。預金と出納業務をつうじて流動的な預り金を銀行家のもとに確保し、預金債務を非流動的な貸付債権と釣り合いを保たせるためである。

(2) 営業預金と貯蓄預金

一 預金の二形態と銀行業務

私はいま、預金業務と関連して、両替商、本源的銀行および預金銀行とを区別した。両替商も本源的銀行もともに預金業務をおこなっているが、それぞれの預金業務はおなじ性格のものではない。この違いは蓄蔵貨幣の存在形態あるいは預金の目的性からでてくる。それゆえ、このような視点から両替業と本源的銀行業との相違を確認しておこう。

商業の発展によって、蓄蔵貨幣としての貨幣が特定の第三者——すなわち両替商と銀行家——の手に集積されることはすでにみた。しかし、両替商と銀行家とに集積される蓄蔵貨幣は、その存在形態がことなっている。両替商の手に集積される商人の貨幣は、商人が商事行為（貿易）に投下した資本のうち支払・購買手段としてつねに貨幣の形態で存在しなければならない部分が集積されているのであり、それはたえず流通に流れこみ、たえず流通からかえってくる。このような商人の購買・支払手段の準備として機能する蓄蔵貨幣は流通から一時的に遊離し、休息状態にある貨幣である。マルクスはこれを蓄蔵貨幣の第一の形態とよび、ケインズが所得預金・営業預金（『貨幣論』）あるいは取引動機にもとづく流動性（『一般理論』）とよんでいるものに相当する。

銀行業に預託される貨幣もおなじように蓄蔵

貨幣である。しかし、それは貨幣形態で休んでいてもさしあたりは運用されていない資本の形態にある貨幣であり、マルクスが蓄蔵貨幣の第二の形態とよび、ケインズが貯蓄預金（『貨幣論』）あるいは予備的動機および投機的動機にもとづく流動性（『一般理論』）とよんでいるものに相当する⁵⁸⁾。

私はここでは、商人が第一の形態で第三者のもとに蓄蔵する貨幣を営業預金 (business-deposits) あるいは営業動機 (business-motive) にもとづく預金とよび、第二の形態で商人、貴族あるいはその他の市民が第三者のもとに保有する蓄蔵貨幣を貯蓄預金 (saving-deposits) あるいは予備的・投機的動機にもとづく預金とよぶ。

両替商が貨幣取扱資本として受け入れる預金は営業預金であり、本源的銀行が貨幣資本として受け入れる預金は貯蓄預金である。たしかに今日の銀行は社会のあらゆる階層から貯蓄預金

だけでなく営業・所得預金を受け入れ、預金として「単一の貯水池」を形成している。しかし、12世紀中葉にあつては、両替商が商品取引所のそばに店舗をかまえ商人から受け入れた貨幣は、流通からたえず入り、流通にたえずでていく営業預金であった。だが、大商人が貴族や市民から貿易活動に投資する資金として受け入れた預金は、遊休状態にある貨幣であり、潜在的な貨幣資本として機能する貯蓄預金であった。

この意味で、両替商から銀行が生まれたとする両替商＝預金銀行起源説は、投資資金として銀行家の手で運用される預金（蓄蔵貨幣）の形態に注目しなかったという欠陥をもっている。預金（蓄蔵貨幣）の形態的な区別をしなかったド・ローバーは、両替業のもっとも本源的な形態である貨幣の両替業務——金貨と銀貨、邦貨と外貨の両替——に銀行業の出発点をみようと⁵⁹⁾した。つまり、本源的な両替業務のなかに「利

58) 「資本主義生産過程からは、また前資本主義的生産様式のもとでも商業一般からも、つぎのようなことが生ずる。

第一に、蓄蔵貨幣としての貨幣の集積、すなわち、今日では資本のうち支払・購買手段の準備金としてつねに貨幣形態で存在しなければならない部分の集積。これは蓄蔵貨幣の第一の形態であつて、この蓄蔵貨幣は、資本主義的生産様式のもとで再現し、また一般に商業資本の発展にもなつて少なくとも商業資本のために形成されるものである。両方とも国内流通にも国際流通にもあてはまる。この蓄蔵貨幣はたえず流動して、たえず流通に流れこみ、またたえず流通にかえてくる。つぎに蓄蔵貨幣の第二の形態は、貨幣形態で休んでいてさしあたりは運用されていない資本の形態であつて、新たに蓄積されてまだ投下されていない貨幣資本もこれに属する。このような貨幣蓄蔵そのものによって必要とされる諸機能は、まず第一にその保管や記帳である。

しかし第二に、これらのことには、買うときの貨幣の支出、売るときの収納、支払金の支払いと領収、諸支払の決済などがむすびついている。すべてこれらのことを貨幣取扱業者は最初はまず商人や産業資本家のたんなる出納代理人としておこなうのである。」K. Marx, *Das Kapital*, Band III, M-E Werke 25a, S.331 [全集25a, 大月書店, 397-98ページ]

「私は『貨幣論』において全貨幣需要を所得預金、営業預金および貯蓄預金の項目で研究した。……貨幣はこの三つの目的のために保有されながらも単一

の貯水池を構成しているのであつて、保有者はそれを三つの防水画室に分割する必要はない。」(J. M. Keynes, *General Theory*, Collected Writings, vol.VII, pp.194-95. [塩谷九十九訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社, 220ページ]) 「流動的選好の三つの種類はつぎのものに依存するものと規定されるであろう。(1)取引動機 (transaction-motive), すなわち個人的ならびに營業的交換の經常取引のための現金の必要,(2)予備的動機 (precautionary-motive), すなわち資産総額のある一定割合と等価値の将来の現金についての安全のための要求, および(3)投機的動機 (speculative-motive), すなわち将来おこるべきことならびについて市場よりもよりよく知ることから利益をえようとする目的。われわれが資本の限界効率を論じた場合と同様に、債券売買のための高度に組織化された市場をもつことがのぞましいという問題はわれわれにジレンマを提示する。なぜならば、組織化された市場のない場合には、予備的動機にもとづく流動性選好はいちじるしく増加するであろうし、他方組織化された市場の存在は投機的動機にもとづく流動性選好に大幅な変動の機会を与えることになるからである。」(Ibid., pp.170-71. [同上訳, 190ページ])

59) 「フローレンスの貨幣制度が複雑だったので、両替すなわち貨幣の両替 (petty exchange) が、フローレンス銀行家の重要な機能であり、利潤の主要な源泉のひとつであった。銀行家はフローレンスでおこなわれる外国鑄貨と現地鑄貨の両替だけでなく、フ

子創出」という銀行業務があるというド・ローバーの仮説は、単一の貯水池に流れこんで、それぞれの形態的区別を喪失している預金を機能的に分離せずに単一の機能をもつものと錯誤したことから生じたのではなからうか。

両替商から銀行業がうまれたと考えるミュラー(F. C. Mueller)は、フローレンスの銀行業をベースに両替業(money-changing)から銀行業が発展したと主張したド・ローバーに史料上の疑問を投げかけつつ、つぎのようにいう。

「レイモンド・ド・ローバーの一般的に受け入れられている仮説、すなわち、銀行業は両替業務から発展したという仮説がある——しかも彼はこれに铸貨の相互交換——外国铸貨の地元铸貨への、金貨の銀貨への兌換、あるいはその逆——は、『地元銀行家の] 主要な利潤の源泉のひとつ』であったとつけくわえている。铸貨の相互交換のもとでつくられた利潤がどのように記録されたかをしめすことによってド・ローバーの仮説を確認する、いかなるフローレンスの会計史料もみつかっていない。私は、散在し未確定ではあるが、ベニスで铸貨の両替にもとづいて手にした手数料(fees)にかんするごくわずかの参考史料をもっている。⁶⁰⁾」

だが、ド・ローバーやミュラーのいう銀行家の収入とは、両替業務からでてきた両替手数料なのであって、言葉の正しい意味での銀行業務——預金者が所有する貨幣を自己の責任で第

三者(商人など機能資本家)に貸しつけて手にする利子収入とは関係がない。金銀の交換や国内铸貨と外国铸貨の交換という単純な両替が銀行業務をむすびつける契機ではない。銀行業務の発端は、預金業務であり、しかも貯蓄性預金として貨幣資本に転化される可能性をもつ預金である。貿易業務に従事する商人が、貯蓄性をもった蓄蔵貨幣を集積し、それを貿易取引に投資したり、為替契約に融資するなかで銀行業務に融合していったのである。

問題は、このような本源的銀行業務が預金銀行業務に転化する契機、預金を集積して自己の責任で貸付業務をおこなった銀行業務が、購買・支払手段である準備を預金として受け入れ振替決済をする預金銀行業務に移行した契機をさぐることにある。これはまた、預金銀行が両替業務から出発したか、預金・貸付業務が新しい型の預金・振替業務を創出したかという問題でもある。

4.2 預金銀行は両替業務からうまれたのか

(1) 為替契約＝偽装為替説

— ド・ローバーの両替起源説の特徴(1)

ここで私が放置していた問題、商人がおこなった預金・貸付業務と両替商がおこなっていた預金・振替業務との相関性をどのように理解したらよいかという問題にたちかえろう。これについては、さきに3.2 (1)でホルルの説を「融合仮説」(「貿易商人の金融技術と両替商の振替技術の融合」説)として紹介しておいた。

ホルルの仮説に先行するかたちで、フランスの経済史家セウは信用あるいは貨幣貸付から預金銀行が成長したという主張、銀行業＝貸付起源説を展開した⁶¹⁾。これにたいし、ド・ローバーは預金銀行＝両替・為替起源説を展開した

ローリン金貨とペニー銀貨の両替でも手数料を徴収した。銀行家は地金取引商であり、造幣局の主要な御用商人であった。」(Raymond de Roover, *The Rise and Decline of the Medici Bank*, Harvard University Press, 1963, p.17)

60) Reinhold C. Mueller, *The Venetian Money Market: Banks, panics, and the public debt, 1200-1500*, John Hopkins University Press, 1997, pp.9-10.

のである。

ド・ローバーは、銀行業者としての商人がおこなった為替契約にはっきりとみられるように、「信用〔貸付〕取引がその出発点に近い頃から為替業務と結びついていたことは事実である」と認める。問題は、金融という貸付業務が預金銀行を生みだす力になったのか、それとも預金銀行をうみだす起動力は為替取引をふくむ両替にあったと考えるか、にあった。それと関連して、彼は(1)金融業と徴利禁止法との関連、(2)銀行業と両替業との関連という二つの側面から問題を整理し、つぎのようにいう⁶²⁾。

(1) 金融業と徴利禁止法との関連：「教会が徴利を禁止しているのに、どうして〔フローレンスの〕メディチ家やほかの銀行家は高利貸の責めを負わずに金融事業をおこない、貨幣を貸して利潤をうることができたのか。この問題にかんする解答は、もちろんメディチ家の時代に教会とビジネス界との関係の全問題をふくんでいる。〔それゆえ〕教会の教義がビジネス活動に現実影響をおよぼしたかどうか、およぼしたとすればどのように、どの程度であったのか、検討されるであろう。」(p.9)

いいかえると、「徴利禁止法が銀行業の成長を停止させたのではなく、最近の研究によるとこの発展の過程を転換した。利子を徴収することが非合法であったので、銀行家は別の貸付の方法をさがさなければならなかった。好んでおこなわれた方法は為替手形の取引(exchange by bills: *cambium per litteras*)

によるものであった。それは、現在おこなわれている割引きではなく、他の場所で、通常は他の貨幣で支払われる為替手形の取引であった。」(p. 11)

(2) 銀行業と両替業との関連：「メディチ商会は、銀行家としては、Arte del Cambio すなわち両替商ギルドの管轄のもとにあった。ギルドの規制力はむしろ限定されており、通常のビジネス活動に大きな規制をくわえることはなかった。」(p. 9)

「銀行業の分野では、ギルドの規制では専門的な基準が設けられ、詐欺的行為にたいする預金者の保護がうたわれていた。もちろん破産した両替商は債権者が十分納得するまでギルドのメンバーからははずされた。」(p. 18)

このように、銀行業は徴利禁止法をかいくぐった行為であり、その手法は為替の取引というかたちであらわれた。それだけではなく、ド・ローバーは、両替商ギルドがこの脱法行為を規制しなかったので、両替業務のうえに貸付業務、すなわち銀行業務が付加されることになったと考えている。

ド・ローバーはこのような立場から預金銀行は両替商に起源をもつという両替(為替)起源説を展開しているのであるが、問題は、なぜ両替商ギルドに加盟している銀行家が商人として存在しつづけたか、にある。彼は、銀行業者が同時に商人でありつづけたのは、貸付が為替契約という形態で、貿易取引にともなった資金の移転を装って — つまり、中世には禁止されていた徴利行為をかくすための偽装貸付として — おこなわれたからだと主張している。すこし、具体的に彼の見解を拝聴しよう。

「13世紀の金融業務は、両替商よりもむしろ商人が主導的な役割をはたしていた。ジェ

61) André-É. Sayou, "Les opérations des banquiers italiens en Italie et aux Foires de Champagne pendant le XIII^e siècle," *Revue Banque*, CLXX(1932), p.6.

62) R. de Roover, *The Rise and Decline of the Medici Bank*, Harvard University Press, 1963, p.9 and ff.

ノアの両替商はほとんどがローカル銀行であり、対外的に資産負債のバランスをとるために即座に資金を前貸しするという事はなかった。結果としてあらゆる為替取引業者が銀行家といわれるようになったが、それは12世紀や13世紀のことではなかった。当時外国為替手形は存在しなかった。その代わりに役目をはたしたのが、為替契約 (*instrumentum ex causa cambii*) とよばれた公正証書であった。この書類によって借り手はたとえばジェノア貨幣の一定額をうけとったことを承認し、他の場所、ふつうシャンパーニュの大市で異なる通貨で等価を支払うことを約束した。為替契約はまがいがなく為替手形の原型である。なぜならそれはまさしく為替手形と同じ機能を果たしているからである。とはいえ、その公正証書は約束手形の形態をとっているが、為替手形は支払指図である。しかし、この区別は、純粋に形式的なのであって、内実的というより表面的なものである。

13世紀のジェノアでは、シャンパーニュの大市との為替取引を牛耳っていたのはジェノア人、プラチェンティア人 (*Placentine*) およびシエナ人であった。長いあいだ彼らは商人とよばれつづけた。というのは、為替を専門に取り引きするために交易を活動を捨てなかったからである。……

ジェノアの為替契約の多くは、たしかに架空為替 (*fictitious exchange*) といえるものであった。というのは、貸付金は、もしシャンパーニュの大市で支払がなされなければ、事前に定められた為替相場場でジェノアで返済をするであろうと約定しているからである。このような為替契約は、結果としてジェノアからシャンパーニュまでの為替とシャンパー

ニュカジェノアまでの戻し為替をふくんでいる。為替契約が発生した当初から、それは神学者が注目するところであり、為替という色付けによって隠蔽された貸付であるという理由で徴利行為として検閲の対象とされた。このことは正しい、というのは、この種の為替取引は、為替相場があらかじめ固定されているという事実によってその投機的性格を失ったからである。かくして、貸し手は、為替相場が逆調に働いてリスクをこうむるということではなく、利子 (*profit*) を確実に手にした。中世には、利子 (*profit*) が大きかろうと小さかろうと、貸付においてある確実な利子 (*profit*) をうみだすことが徴利行為であった⁶³⁾。」

ド・ローバーによると、為替契約とは、貸付による利子の取得をかくす手段であったにすぎず、一枚の公正証書のなかに大市あての資金送付契約 (*change; exchange*) と大市から本国までの戻し為替 (*rechange; re-exchange*) という二種の契約が閉じこめられた偽装為替、すなわち隠蔽された貸付行為にすぎなかった。

彼が為替契約を偽装為替と断定する根拠は、契約のなかに「戻し為替」 (*rechange; re-exchange*) の文言があるという一点につきる。しかも、この「戻し為替」文言が為替取引に不可欠な「償還請求権」と密接にむすびついていることを無視したか、その知識をもちあわせなかったことによって、為替契約=偽装為替 (為替を装った徴利行為) という「歴史認識」が組み立てられた。

すでに1.3 (2)で指摘したように、大市で支払

63) Raymond de Roover, "New interpretations of the history of banking," in *Business, Banking, and Economic Thought in Late medieval and Early Modern Europe*, edited by J. Kirshner, University of Chicago Press, pp.202-204.

がおこなわれなかった際に本国で弁済するという「償還請求権」が本国での支払という内容ともなっているのだが、この「償還請求権」にかかわる規定を、ド・ローバーは、戻し為替と解釈するのである。本国での指定地で支払われなかった場合には本国で返済しなければならないという償還請求権は、14世紀末以降支払指図の形態を為替手形がもつようになると「対価受領済み」文句を挿入することによって可能となった。つまり、手形の振出人が「対価受領済み」文句を手形の文中に記載し、もし支払地で手形が引き受けられず、支払がなされなかった場合には、為替の契約がされた本国で振出人(資金の受領者)が手形の買い手(資金の提供者)に弁済をしなければならなかった。為替契約すなわち原為替における支払が大市でなされなかったならば、本国で支払えという文言は、大市で支払ができないような事情(たとえば海難事故など)を想定して挿入された償還請求権の原始的形態であった。

ド・ローバーが主張する為替契約=偽装為替説にたつと、為替契約には外地に資金し、現地通貨を手に入れる外貨送金手段としての機能は存在しなかったことになる。為替契約が外貨送金機能をもっているという規定性は思弁的な論理からみちびきだされたものではない。この事実の背後には、12世紀後半にイタリア商人がオリエント商品あるいはヨーロッパの織物などを専門的に取引する商人集団の分業関係が存在したという歴史的事実がある。このような事実のなかで大市に委託代理人を派遣する輸入商と輸出商とのあいだで為替契約がむすばれ、世界貨幣の節約がはかられていたのである。

(2) 「為替なき」振替決済メカニズム

— ド・ローバーの両替起源説の特徴(2)

これにたいして、ド・ローバーはどう答えるのであろうか。為替契約を架空の為替、偽装貸付と考えるド・ローバーは、12世紀後半から13世紀にかけてイタリア諸都市と大市をむすんでおこなわれた国際交易で貨幣を移転しないでおこなわれた理由を、債権債務の振替相殺メカニズムにもとめ、つぎのように説明する。

「シャンパーニュ大市における現地決済が銻貨でなされたという意見が提起されている。このような見解では、大市をしばしば訪れる商人が正貨の代わりに貨物をもちこんでいるという事実をみのがしている。すべての決済を堅い銻貨でおこなうために正貨はどこからきたというのだろうか。これは、はっきりいって不可能である。大市で金融業務(banking)をおこなっているイタリア人両替商が正貨の役割を最小にすること可能とする巧妙な帳簿振替システムを考案していたことは、驚くにあたらない。清算を容易にするために、彼らは大市の期間中当座貸越を認めるのに寛大であった⁶⁴⁾。」

この見解には、二つの点で検討が必要である。第一に検討する必要があるのは、当時シャンパーニュの大市など国際大市では実質的に物々交換が軸となったという認識の妥当性である。第二は、国際大市でおこなわれた振替決済が為替とかかわりがなかったと断定できるかどうかである。

まず第一の物々交換の意味について考えてみよう。たしかに、双務的コンメンダすなわちソキエタスやコングレチアの場合には、大市に旅

64) *Ibid.*, p.204.

をするジュニア・パートナーは、共同出資事業として、輸出業務と輸入業務を同時にとりおこなっていたので、ド・ローバーのいうとおりであったかもしれない。

だが、為替契約は、特定の大手にでむく旅商は代理人として輸出商の商品を販売し（販売アコメンダチオ）、その売上金を別の商人と購買委託契約（購入アコメンダチオ）をむすんだ旅商（購買代理人）がうけとり、商品を購入代金にあてる契約である。もちろん、輸出商の委託代理人が輸入商の委託代理人でもあるということも十分に考えられる。かりにそうであっても、為替契約の場合には、代理人である旅商がおこなう販売と購買は、コンメンダ契約にみられる物々交換とは性格がことなる。契約上は、商品販売する旅商（販売代理人）と購買をする旅商（購買代理人）とはまったく別の人格であり、商品販売した旅商はその売上金をかってに別の商人のために使用することはできない。輸入商と輸出商とのあいだに貨幣の貸借がおこなわれ、それが大手で返済されるという為替契約があって、はじめて売上金を別の商人（輸入商）の購買代金にあてることができる⁶⁵⁾。

また、旅商である販売代理人は販売した商人から商品を買うわけではない。販売の相手と購買の相手は別の商人である可能性が大きい。その場合15世紀のリヨン決済市のように債権債務の確認とその相殺のメカニズムができていない

状況にあつては、現金取引の可能性は強かつたと考えるべきであろう。

したがって、ド・ローバーが考える物々交換とは、即物的な物々交換ではなく、間接的な物々交換——商品を販売した売手の債権が商品を購入したさいに生じる債務を相殺するという間接的な物々交換——と理解するのが妥当であろう。事実、彼が、国際大手ではイタリア両替商が「巧妙な帳簿振替システム」を考案していたというとき、この間接的な物々交換が念頭にあつた。

それゆえ、つぎに、第二の点、大手における振替決済が為替契約とかかわりをもたなかったかどうかという点について検討をくわえよう。

さきのド・ローバーの引用⁶⁴⁾からもわかるように、一年に4回、定期的開催されたシャンパーニュの大手では債権債務の振替決済は二つの段階でおこなわれた。即時払い(paiements comptants, droits paiements)の段階と信用による決済(règlements des affaires à terme, des affaires de crédit)である。たとえば秋の大手(サン・テュール St-Ayoul の大手)では、4週間の大手期間のうち前半の二週間(10月1日から14日)は商品取引と並行して即時払いの現金決済がおこなわれた。残りの二週間(10月15日から28日)にはサン・テュールの大手での支払を猶予することを目的とした信用による決済がおこなわれた⁶⁶⁾。

即時払い決済は現金(現地鑄貨あるいは正貨)

65) フーバー(Hoover)はいう。「第二のタイプの海上貸付[為替契約——筆者]は、借り手がいつも英国、フランス、ベルギーから羊毛布その他を手にするか、直接買入れる商人であり、貸し手がいつもシリア、シチリー、アレクサンドリアその他の土地に交易のために航海しようとしている商人であると想定すれば、ように理解できる。この仮定は合理的なものであり、通常のやり方であった。」(C. B. Hoover, "The sea loan in Genoa in the twelfth century," *Quarterly Journal of Economics*, vol.40 (1925-26), pp.511-512.)

66) この第二段階の信用による振替決済は、公証人の前で(公証形式で)作成されたので、公的強制的振替相殺(compensations officiels et obligatoires)ともよばれている。それにたいし、第一段階の両替商のもとの帳簿相殺は、私的示談的振替相殺(compensations privees et amiables)ともよばれる("Quelques donnees nouvelles sur les foires de Champagne," *Annales de droit commercial et industriel francais, etranger et international*, tome 12 (1898), p.384.)

での支払を意味するのではない。第一段階の即時払い決済では、債権と債務という相反する内容の資産をもつ商人が、両替商の帳簿に債権あるいは債務を記載し、当事者間の確認のうえでそれらを振替相殺した。甲が乙に債権をもち、乙が丙に債権をもつ場合、両替商の帳簿上で乙は甲にたいする債務と丙にたいする債権を振替相殺し、よって甲と丙とのあいだの債権債務関係に転換したわけである。

この点について、アシャーはつぎのように整理している。

「支払は貨幣でなされてもよかったが、買い手は現金による即時払いを必要としなかった。銀行家の帳簿上に設けられている〔商人の〕勘定欄は、特殊な種類の期限付き債務 (time obligation) であった。それは、銀行家の支払保証であったが、貸付ではなかった。買い手は、その場合自分の勘定に貸方勘定をもっているか、それとも彼が支払いを請求される前にその銀行家に資金を提供できる、販売用の財貨をもっているとみなされた。……かくして、大市のすべての主要な取引は、その特定された帳簿勘定によって支払われる相互帳簿信用制度 (system of interrelated book credits) の構成部分となった。⁶⁷⁾」

即時払いあるいは現金払い決済は、ド・ローバーがいうように、現金 (現地鑄貨あるいは正貨) で支払いをするシステムではなかった。だが、この事実から為替 (したがって為替契約) が、大市決済と関係なく、たんなる偽装為替であったということにはならない。というのは、商人がもつ債権は現地で売られた商品代金の請求権だけではなかったからである。現地でヨー

ロッパ産の織物をを購入する織物商あるいはその委託代理人は、大市で支払が約束された為替契約によって現地でオリエント産品を販売するオリエント産品商あるいはその代理人から現地通貨を受けとる権利をもっていた。この現地通貨の受領権も即時払い決済における債権を形成していた — したがって、その反対側で為替契約によって本国で輸出金融を享受したオリエント産品商あるいはその代理販売人は、債務を返済する立場にたっていた。

シャンパーニュの大市は、ヨーロッパ各地から商人を集め、無現金決済取引を積極的におこなった人工的な振替決済の施設であったが、同時にヨーロッパ各地の取引で発生した債権債務も、為替契約 (大市払い約束手形) を通じて振替決済されたのである。その意味で、ゴルトシュミットもシャンパーニュの大市をヨーロッパの為替決済地 (europäisch Wechseldomizile) とよんでいる⁶⁸⁾。また、このような環境のなかで、ジェノアの織物商のうち大手の業者は、自己の商品取引をこえる額の大市払い約束手形 (為替契約) を手にし、大市で振替業務を専門におこなう為替取引業者として機能するようになった⁶⁹⁾。

第二段階の信用による決済は、ある特定の大市 (たとえばシャンパーニュでは年6回の定期市が開催された) で最終的にすべての債権と債務を相殺できなかった商人相互でおこなわれる未決済差額の清算方法と関係している。当該大市で最終的に債権をもつ商人は、債務者である商人とのあいだで、次回のシャンパーニュ大市で支払をうけることを約束した大市間為替契約

68) L. Goldschmidt, *Universalgeschichte des Handelsrechts* (1891), Nachdruck, 1957, S.226.

69) A.-É. Sayou, "L'origine de la lettre de change," *Revue historique de Droit français et étranger*, 4^e série, tome 12 (1933), p.92; A. P. Usher, op. cit., p. 92.

67) A. P. Usher, *The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe*, vol.1 (1943), rep. 1967, p.114

(change de foire en foire)か、あるいは債務者の本国あるいは彼が出向く他の大市で支払を約束した戻し為替契約(change de retour, rechange)をとり結んだ⁷⁰⁾。

第一段階の振替相殺が両替商のもとで私的に確認しあいながらおこなわれた私的示談的振替相殺(compensations privées et amiables)であったとすれば、第二段階の信用による振替決済は、公証人の前で(公証形式で)作成された為替契約による振替操作、すなわち公的強制的振替相殺(compensations officiels et obligatoires)といわれる操作であった。

このように、両替商のもとでの振替相殺(第一段階)でも為替契約がそれなりの重要な地位をしめていたが、第二段階の信用による振替相殺ではあきらかに為替契約ないし戻し為替契約による決済がおこなわれていたのである。ド・ローバーは、大市における振替決済を両替商による決済(第一段階)だけにせまく限定し、しかもそこに発生する債権あるいは債務が単純な商取引だけでなく、大市あての為替契約にもとづいて発生していることを無視するか、軽視している。

(3) banchirius としての両替商と商人銀行家 — そこに何をみるか

ド・ローバーの為替契約=偽装為替説は、両替商による「為替なき」振替決済説と対をなしている。為替契約が決済手段ではなく偽装された徴利手段であるという認識が、シャンパーニュなど国際大市において「為替なき」振替相殺という歴史認識を表明させているからである。地域間あるいは各地間の決済が為替契約を

媒介にして展開することを否定したド・ローバーは、現実に存在した各地間決済のメカニズムをどのように説明しようとしたのか、検討してみよう。彼の脳裏にあったのは、両替商の各地間ネットワークであった。

ド・ローバーはいう。両替商は、商人など顧客のために帳簿勘定を開設し、口頭(対面)契約によって債権債務を振替決済してはいたが、14世紀のフローレンスの銀行だけでなく、13世紀初めのジェノアの銀行も、預金者(勘定の開設者)に当座貸越を許してもいた。さらに、債権者と債務者が別々の両替商に勘定を開設していても両替商(銀行)間の連携(inter-bank arrangements)があり、債権債務の振替ができた⁷¹⁾、と。

ここには、ひとつの制約条件 — すなわち、両替商の振替業務は両替商の面前で債権者と債務者が口頭で振替決済をするという前近代的な口頭指図であったという制約 — があるが、そのことを確認した上で、両替業務を基盤にして(1)預金者に当座貸越(貸付)がおこなわれたこ

71) 「公証人の業務は重要な取引だけに必要とされたので、ジェノアの公証人の記録は、銀行の通常の業務になんらの光も投げない。幸運にも、その記録はある重要な史料 — 1200年の訴訟に関する証言によって補足されている。ここでその事件の細部に立ち入ることはできないが、こうしように Guglielmo Cassinese はまちがいにジェノアの銀行の業務にかんするいくつかの重要な点を証拠づけている。まず、商人が銀行勘定をもち、振替によって支払をすることが日常におこなわれていた。しばしば預金者は当座貸越をみとめられて信用を供与された。最後に、債権者と債務者が別の両替商に銀行勘定を開設している場合でも、振替によって決済をみとめる銀行間の連携(inter-bank arrangements)が存在した。いいかえると、これらの連携では、正貨を用いずに書類(writings)だけで、X銀行の顧客Aの勘定からY銀行の顧客Bに資金を振りかえることができた。そのような清算にともなう正確な手順は【帳簿】記録から抹消されないで、振替指図は口頭でなされたであろう。というのは、顧客が銀行に出頭することが要求されていたからである。したがって、小切手はまだ使用されていなかった。」(Raymond de Roover, *op. cit.*, p.202.)

70) P. Huvelin, *op. cit.*, p.384.

と、および(2)商人が別々の両替商に勘定を開設している場合でも、両替商相互のあいだに書類(writings)による振替を可能とする銀行間の連携があったことが指摘されている(もっとも、その振替が実行力をもつためには、当事者がそれぞれの両替商のもとに出頭して口頭で指図をしなければならなかったが)。

断るまでもなく、中世の預金・振替業務をみる場合に注意を要するのは、その手続きあるいは手段の特殊性であった。当時、預金の振替は口頭によるもので、現代のように流通証券(小切手など)を使用することはなかった。ド・ローバーによれば、銀行家同士の連携による預金の振替、すなわち銀行Xの顧客Aの預金債権を銀行Yの顧客Bに振り替える操作は、正貨ではなく書類(writings)によっておこなわれたが、この操作によって顧客Aの預金債権が消えるのではなく、債権者と債務者が銀行家のまえにあらわれ、口頭で振替を依頼するという中世世界では一般的な手順をふんだ。つまり、書類とは両当事者が振替を承認したという記録であり、小切手は使われていなかった⁷²⁾。

ところが、私たちは、ド・ローバーがいう銀行(両替商)相互の連携(inter-bank arrangements)という表現によって、1770年にロンドンに開設された手形交換所を連想させられる。だが、近代の手形交換所は、両替商組織の連携として組織されたものではない。それは、勅許株式銀行であったイングランド銀行に発券による貸付業務を奪われた銀行業者が組織したもので、結果的には発券銀行としてのイングランド

銀行と当座貸越で貸付をし小切手で決済をする預金銀行とに分化し、発展する契機となった⁷³⁾。

また、ケインズは、近代的預金銀行の特質の一つとして、手形交換所における銀行の債権債務残高を直接銀行間で決済するのではなく、それぞれの銀行が開設している中央銀行勘定をとおしておこなう点をあげている⁷⁴⁾。これは、手形交換所の銀行間連携が信用通貨のシステムを基盤に形成されていることを端的に示しているものであり、単純な両替商の連携ではない。

それでは、ド・ローバーがいう両替商あるいは両替商相互の連携(inter-bank arrangements)とは、いったい何であろうか。

彼は、公正証書の形式で受け入れられた預金が、銀行の貸付業務として貸しつけられる場合、それが商人の海上冒険貸付に投資され、為替契約に融資されていたことを認めている。しかし、シャンパーニュに宛てた為替契約は、当時日常的にみられなかったという理由で例外的とし、またその業務を織物商が兼営していたという理由で銀行業の真の姿ではないと考えている。

「ジェノアの公証人の記録(acts)では、いわゆる銀行家が1200年までにはすでにたんなる両替業務をこえて活動を拡張していた、正確にいうと銀行業務をおこなっていたことを明らかにしている。

公証人の記録(records)によると、それらの銀行家はパートナーシップを形成して、期限付きおよび要求払い預金を受け入れ、顧客

72) Robert L. Reynolds, "A business affairs in Genoa in the year 1200; Banking, bookkeeping, a broker and a lawsuit," in *Studi di Storia e Diritto in Onore di Enrico Besta*, Milan, 1938; Raymond de Roover, *op. cit.*, pp. 201-202.

73) James W. Gilbert, *Practical Treatise on Banking*, vol. 2, 1865, pp.394-402, 446-448; W. F. Crick and J. E. Wadworth, *A Hundred Years of Joint Stock Banking*, London 1936, p.12.

74) J. M. Keynes, *A Treatise on Money*, vol.1, The Collected Writings of John Maynard Keynes, vol.5, pp.24-25 [ケインズ全集 第5巻, 28-29ページ]。

初期預金銀行と近代的預金銀行との違いは、のちに別稿で「信用創造」との関連で言及するであろう。

に信用を供与して直接海上冒険取引(*business ventures beyond seas*)に参加しさえしていたのがわかる。ときには、[為替]契約が外国為替を取り扱い、シャンパーニュの大市で支払がなされる資金の前貸しをしていたことを教えるが、この種の取引は日常的であったというよりは例外的なものであった。その当時はまだ[銀行業として]専門化されず、いわゆる銀行のうちのいくつかは同時に織物商であった。⁷⁵⁾

さきにも紹介したが、12世紀後半のジェノア人代書屋ジョンの記録簿によると、両替商は二つの種類に分けられた。ひとつは、古くから商品取引所のまわりで両替業務を営んでいた *banchirius* とよばれた貧しい両替商 (*cambitor*) であった。いま一つは、*banchirius* とよばれながらも、その実態は商人であり、彼らは預金を集め海上貸付や為替契約に投融資をする商人銀行家であった (3.3を参照されたい)。

伝統的な *bancherius* の大部分は貧しく、自分たちとおなじ身分が卑しいひとびとと小金を取引していたのであるが、このような *bancherius* 階層が、14世紀になると、預金を集積し金融業務をする預金銀行に変質した。この歴史的事態がを踏まえて、「なぜ貧しい *bancherius* がいわゆる銀行家に変質するのか」という命題が歴史家の心をとらえていた。ド・ローバーは、この課題を解く道を、新しく生まれた *banchirius*、すなわち新興の商人銀行家にはもともと、伝統的な *banchirius*、すなわち両替商 (*cambitor*) に求めたのである。

「ジェノアの両替商はおもに地方銀行であり、海外とのバランスをえようとして即座に

資金を前貸しすることはめったになかった。この分野で主導的であったのは両替商ではなく、むしろ商人であった。結局のところ、すべての為替取引業者が銀行家とよばれるようになったが、これは12世紀や13世紀にはあてはまらなかった。当時は、為替手形は存在しなかった。その位置は、為替契約 (*instrumentum ex causa cambii*) とよばれた公証人の書類にとって代わられていた。この契約では、債務者がたとえばジェノアの貨幣で一定額を受けとったことを承認し、他の貨幣でそして他の土地で、ふつうはシャンパーニュの大市で、返済することを約束した。私見だが、為替契約はまちがいなく為替手形の原型 (*prototype*) である。というのは、[為替手形と] おなじ機能を果たしているからである。実際、為替契約は約束手形の形態をとっているのに為替手形は支払指図書であるが、その区別は純粋に形式的なものであって、現実のものというよりは表面的であるからである。⁷⁶⁾

この引用を理解するには、いささかの解説が必要であろう。ド・ローバーは商人銀行家が預金銀行家であったことを否定しているのではない。彼が12世紀から13世紀の商人銀行家を預金銀行家ないしはその原型と認めないのは、彼らとりあつた為替契約が純粋に振替決済の手段ではなく、偽装為替として徴利活動に利用されたと考えたからである (この点は、(1)為替契約=偽装為替説で説明した)。純粋な振替手段として為替取引が姿をあらわすのは、14世紀以降支払指図書という形態規定性もつ為替手形の時代であり、この時代になって商人銀行家は両替業務をおこなう銀行家として定立するとい

75) Raymond de Roover, *op. cit.*, p.201.

76) *Ibid.*, pp.202-203.

うのである。

ド・ローバーの考える預金銀行＝商人銀行家が誕生する契機は、12世紀から13世紀にあらわれた偽装為替（為替契約による徴利行為）の主導者である初期商人銀行家に求められるのではなく、為替取引をしなかった伝統的な両替商（*cambitor*）をへて為替手形を取り引きする14世紀の商人銀行家に求められるとしたのである⁷⁷⁾。

「ジェノアの記録によると、1200年まで両替業が銀行業の中軸であったことを教えている。したがって、フランスの経済史家アンドレー・E・セユウが唱えた説とは反対に、銀行業は信用ないし貨幣の貸付から成長したのではなく、両替および外国為替から成長したと思われる。もちろん、信用取引はその出発点近くから為替取引と融合していたのは事実である。にもかかわらず、私の考えでは、[預金銀行生成の]起動力は信用からもたらされたというよりも、むしろ為替からもたらされた。⁷⁸⁾」

ド・ローバーが指摘するように、両替商が当座貸越と両替商相互の連携をもっていたと仮定しても、それが本当に貧しい *banchirius* たちによって推進されたと断定する材料はない。むしろ、新興の *banchirius* として国際通商や為替契約取引をおこなっていた商人銀行家によって、当座貸越と国際的な連携がおこなわれた可能性が高い。なぜなら、国際大市、たとえばシャン

パーニュの大市でおこなわれた即時払い（*paiements comptants, droits paiements*）の操作と信用による決済（*règlements des affaires à terme, des affaires de crédit*）の操作とは、国際舞台で活躍する商人銀行家としての *banchirius* がおこなった可能性がきわめて強いからである。

それだけではない。ド・ローバーは、伝統的な両替商（*cambitor*）がおこなう振替操作は、口頭契約、すなわち両替商の面前に債権者と債務者とが出頭して直接振替を指示するという方式でおこなわれたことを十分に認識している。しかし、その一方で、彼は振替が口頭方式から書類による指図方式に転換し、預金銀行が成立するという認識も示している。この認識のずれは、研究者の主観からでてきたことではない。そうではなく、歴史の現実がおしえる事実そのものなのである。研究者がこのような矛盾する現実遭遇するときなさねばならないことは、口頭方式の振替決済が、なぜ、どのようにして書類による指図形式の振替方式に転換したか、という課題を設定して、それを追求することである。

私は、ド・ローバーがこの課題を無視したとは思わない。というのは、彼が預金銀行の成立をローカルな両替商だけでなく、14世紀に為替手形を取り扱う商人銀行家に求めているからである。為替手形による決済こそ、ローカルな口頭方式の振替決済を書類による指図方式の振替決済に転換する重要な契機であった。

ド・ローバーの問題は、為替決済による決済方式が為替契約という新しい *banchirius* 業務から進化発展したこと、ならびにその為替契約が成立するのは商人によるが預金受入業務（新種の *banchirius* 業務）と深くむすびついていることをみようとしなかったところにある。

帳簿振替と当座貸越のシステムは貸付業務と

77) この見解が、為替契約が為替手形へと変質するプロセスをみない「非歴史的（進化発展をみない）見識」であるか、ここで説明はしない。この点は別稿であらためて取り上げる。だが、為替手形が為替契約の発展した形態であり、当初から振替機能をもっていたことについては、さしあたり拙著『為替と信用 — 国際決済制度の史的展開』（新評論、1976）第1章「中世における商取引方法と為替取引の変遷 第2節「国際商業組織（支店・代理店網）の形成と支払委託書による為替取引」を参照されたい。

78) Raymond de Roover, *op. cit.*, p.202.

為替業務を有機的にむすびつけたイタリア銀行家の手によって創りだされたのではないかという見解は、預金銀行の生成因でド・ローバーが否定するセウウの預金銀行＝貸付・為替説で展開された。つぎにこの点をみることにしよう。

4.3 預金＝貸付業務にもとづく預金銀行の発生

— セウウの預金銀行＝貸付起源説

(1) 口頭振替から支払指図書による振替へ

— 本源的銀行業が創造した振替

12世紀後半にあらわれた本源的銀行業にあつては、預託契約自体がきわめてきびしい制約のもとにあつた。というのは、貨幣の預託契約は、そのひとつひとつに公証人がたちあつて公正証書が作成されたのであつて、私たちが想像する預金の預け入れや払い出しとはほどおもしろいものであつた。これが本源的銀行業務の第一の特質、預金の側面からみた特質であつた。銀行家が作成する帳簿が商人たちの預かり金や受け払いの証拠となつたのは、13世紀末から14世になつてからである。

本源的預金業務を特徴づける第二の標識は、その預り金を運用方法、すなわち貸付の形態にある。中世には一般的に銀行の投融資は貿易活動への出資や融資、あるいは政府のための融資であつた。担保としての債権の譲渡が許されていない経済社会にあつては、出資者としての商人が預託金として資金を集め、自分の責任でそれをアコメンダチオなどの冒険取引や為替契約に運用するのが自然であつた。

このように、商人が商取引とは別の預託パートナーシップを組んで公正証書の形で預金を集め、その預託金を自己の冒険取引の出資金や為

替契約に運用するという状況のもとでは、かならずしも預託者のために諸支払や債権債務の振替をするという社会的な出納業務は必要ではなかつた。

とはいえ、当時このような出納業務が存在しなかつたというのではない。商品の売買が集的にひんぱんにおこなわれる商品取引所の近くには、両替商が店舗を構え、売買の当事者を眼前にして口頭で諸支払や債権債務の振替を代行していた。そのような両替商は、*bancherii, campsore, nummularii, banchieri di scritta* とよばれていたが、商品の売買にとって必要不可欠の存在であつた。だが、これらの振替業務は、純粋に両替業務にかかわるものであつたばかりか、当事者が両替商のもとで債権債務関係を確認して振替がおこなわれる口頭契約にもとづくものであつた。

本源的銀行業、すなわち貨幣の所有者と預託契約をむすび、それを貿易活動あるいは為替契約に投融資する端緒的な銀行業にとって、口頭契約で振替業務をおこなう古い型の両替商が存在しなければならぬという理論的な必然性はなかつた。

ここで改めて、セウウとド・ローバーとが展開している預金銀行の起源に関する基本的な論争点に戻ろう。セウウは12世紀後半にあらわれた商人による金融取引を預金銀行の始まりと考へた。つまり、両替・振替という貨幣取扱業のもとで付加的におこなわれた貸付業務（しかも乾燥手形による徴利行為）を預金銀行の始まりと考へていたド・ローバーにたいし、セウウは銀行業務をつぎのように定義する。すなわち、「典型的な銀行は、預金としてある貨幣額をうけとり、それを自己の資本のように短期の貸付すなわちクレジットを提供するために、預金者

の償還請求の可能性をにらみながら、現金で運用する」と。また、これが彼にとって「預金銀行（《banque de dépôts》）であった⁷⁹⁾。

したがって、セウウによれば、銀行業の起源は、遊休状態にある資本が資本の所有者自身によって運用されるのではなく、第三者である銀行家に貸しつけられて、貨幣の償還が保証されるとともに固定した利子をひきだすという間接金融の形態のなかにみてとれる⁸⁰⁾。のみならず、銀行家による貸付が為替業務とむすびつくことによって、高利貸と違って、公正証書に制約されない、債権債務の新しい振替相殺の手法をうみだした。

(2) 帳簿による債権債務の振替操作と当座貸越 — 貸付の機能と預金の機能との連携

セウウは、預金銀行が歴史的に発生する過程で、今日の銀行の基本的機能である(1)貸付（クレジット）の機能、(2)為替の機能および(3)貨幣預託の機能という3つの機能が連鎖して形成されたと考えている。

そのさい、(3)貨幣の預託機能すなわち預金業務が、銀行家の振替決済機能を近代的なテクニックにかえたのではなく、(1)貸付の機能と(2)為替の機能とが有機的に結びつくことによってうみだされたと主張している。いいかえると、両替商のもとでおこなわれた振替決済はもともと当事者を目の前において口頭契約の形式で処理されていたが、銀行の仕訳帳(journals)が取引の詳細を証明する記録として公正証書とおなじ法的資格をもちえた⁸¹⁾土台は、銀行家が貸付

業務と為替業務とをむすびつけ、独自のテクニックをつくりだしたからである。

まず、(1)貸付の機能と(2)為替の機能の連鎖については、とくにほかの土地あるいはほかの鑄貨で支払を約束した貸借の取引、すなわち為替契約の存在に注目している。それは今日の為替手形にくらべれば粗野な形態ではあったが、「指図」文句の実用的な特徴をもっていた。つまり、「指図」文句が別の通貨あるいは別の土地で支払を約束した貸借の契約にみられ、それがのちに今日の為替手形にかわったという事実について関心を示している。

「シャンパーニュの国際大市の場合には、イタリアに帰還したときに償還をする貸付をあたえただけでなく、大市で返済をうけ、フランスの鑄貨で売買をした。[為替契約という]新しい書類は進歩し、のちに信用[貸付]と同時にある場所からほかの場所への決済というかたちで銀行業務のなかで使用されたにちがいない。⁸²⁾」

為替契約のなかに貨幣の貸借と債権債務の振替を確認することが、銀行の起源を論ずる場合になぜ必要であり、重要であるのか。これをサンチニ(Santini)によって公刊されたフローレンス人銀行家の勘定の断片(1212年)にもとづいて説明している。

貸借契約は、貸し手である銀行家と借り手のほかに証人(2名)をまじえ、公証人のまえで公正証書として作成された。一般に、貨幣は直

79) André-É. Sayous, "Les opérations des banquiers italiens: enitalie et aux foires de Champagne pendant le XIII^e siècles," *Revue historique*, tome 170 (1932), p.2.

80) *Ibid.*, p.10.

81) 「仕訳帳の法的な特性が銀行におけるさまざまな書類作業を単純化した。仕訳帳の記載事項がそれ自身完全な契約の証拠なので顧客のものとは別の約束手形を必要としなかった。また、顧客がいつでも検査できる公的な契約の記録なので、銀行通帳や預金証書をもつひつようがなかった。」(A. P. Usher, "The origins of banking: Primitive bank of credit, 1200-1600," *Economic History Review*, vol.4(1934), pp.410-11.)

82) A.-É. Sayou, *op. cit.*, p.12.

接手渡され、期間は短期で1ヶ月をこえるものはほとんどなかった。金額も多額ではなく、通常12リーブル（フローレンス貨）以下であった（例外的に60リーブルの預託もみられた）。借り手が支払が遅延した場合には、反則金の支払いが明示された。引用されている証書によれば、1ヶ月に1リーブルあたり4デニールを支払うことになっていた（したがって、この最後の点で預託証書（公正証書）は高利貸（preteurs-usuries）の証書とよく似ていた、とセユウは指摘している）。

為替契約はこのような一般的な貸借契約の変形であり、貸付取引を為替取引とむすびつける絆は銀行取引のなかにごくふうにみられた。したがって、12世紀の第三四半期にジェノアで普及した為替契約を想定しつつ、銀行家による債務者への貸付金（債権）が、ほかの地で債務者の代理人によって銀行家の代理人に返済されるという契約の当事者以外の人物（代理人）に債権債務を委譲する方法がみだされていったと考えている。

つまり、当事者（借り手）から第三者に負債が委譲され、さらには債権も貸し手から第三者に委譲される方法は、両替商が特定の都市の商品市場に近接して店舗をかまえ、口頭で債権債務を振りかえる方法とははっきりと異なっている。他の都市の市場いちばや国際大市で、債権者あるいは債務者が指図をし、かれらの代理人を介して債権債務を決済するという手法は、指図による帳簿上の振替相殺という新しい決済方法に道を開いたというのである。

一方、セユウによると、この支払指図による決済の手法は債権債務の振替相殺は、商人が為替契約の返済を装いながら実際には預金をするという、公正証書なしの預金と決済の手法をう

みだした。また、フローレンスの銀行家は、ある期間の終わりには、顧客によってある定まった日に返済される金額を新しいページかあるいは新しい帳簿に書き直す習慣があった。この習慣は貸借の残高、すなわち貸付残高（soldes）を容認する基盤があった証拠ではないかとセユウはみている。そして、つぎのように主張する。

「13世紀初頭には、フローレンス人は貸付と為替の専門的な業務からひきだした銀行家の手法をもっていた。貸付と為替の専門的な業務とは、あるものをほかのものとしっかりと結びつけ、『手から手へ』という直接的な決済とはことなる、支払と受取の手続きによって特徴づけられていた。このテクニックはその操作を押しつぶしてしまう危険性を持つ〔中世の〕法のせまい枠組みから解き放つたので、預金とは関係なく存在した。それゆえ、貸付銀行（banquiers de crédit）の場合は、高利貸とはまったく違ったものとして区別される。⁸³⁾」

つまり、預金銀行の債権債務の振替決済や当座貸越の手法は、銀行家自身が海上貸付や為替契約で投融资活動をするなかであみだしたものであり、両替業務が単純に継承されたわけではない。また、かかる振替手法を創造したという点で預金銀行業は高利貸とはまったくちがった存在でもあった。

セユウは、銀行業において貸付の機能が第一義的であるという場合、そこにはつぎのような理解があった。つまり、銀行家の預金＝貸付機能は、為替の機能と連結して、両替商の口頭契約による振替決済というローマの公証制度の枠をこえた振替決済のシステム、すなわち書類に

83) *Ibid.*, p.15.

よる支払指図方式をうみだした、と。実際、為替契約に潜在的に存在した支払指図方式は、中世後期の商業革命、すなわちイタリア商人の支店代理店網の設立によって顕在化し、為替手形という支払指図書を創りだすことになった⁸⁴⁾。

5 結びにかえて

— 為替契約と本源的銀行業の誕生

預金銀行は、両替・振替業務という貨幣を取り扱う側面と他人の貨幣（預金）を自分の責任で貸しつけるという金融業務をもっている。これら二つの業務のうちどちらが起動力となって預金銀行が発生したかという点で、セユウとド・ローバーの見解の違いがあった。そこでは、中世の預金銀行は貨幣取扱業務と貸付業務のどちらに誘発されて誕生したのかという問いが、焦点となった。私は、この論争をつぎのように整理し、確認したい。

銀行の貸付業務とは、他人が預託した貨幣を自己の責任で貸し付ける間接金融である。したがって、まず銀行の手に他人の貨幣が預金として集中する必要がある。この意味では、為替契約にたいする理解とともに、ド・ローバーの預金銀行＝両替商起源説は受け入れることはできない。これが第一の確認点である。

第二に、このような間接金融としての銀行業務は、突然あらわれたものではないし、商人の貿易活動とむすびつく現実的な契機をもっていた。つまり、中世に銀行業務がうみだされた前提として、商品や貨幣を資本としてもつ貴族や市民がその資産を第三者に託して利潤をえようとする行為があった。この行為を象徴するのが

いわゆる預託アコメンダチオとよばれた商品資本や貨幣資本の委託である。この預託アコメンダチオをふまえて、要求払い（10日、2週間等一定の支払猶予期間がついていた）や期限付きの預金契約が商人銀行家のもとに託され、その預託貨幣が商人銀行家の自己責任で海上貸付に投資され、為替契約に融資された。

商品資本の預託であれ、貨幣資本の預託であれ、当時預託アコメンダチオで商人に資本を預託する者は、自分の責任でリスクを負い、商人に利潤をうむビジネスを委託していた。とくに貨幣預託の場合には、貿易取引に出資するかかれた資本家（貨幣資本の提供者）のひとりとして預託者は存在していた。つまり、預託アコメンダチオにおける貸付は基本的には預託者本人の出資活動とみなされる。ところが、貨幣の預託契約にあっては、それぞれは少額であっても数多くの貨幣を集積する商人が、それを自分の貿易活動に投資したり、為替契約に融資することによって事業資金に転換するのであって、預金＝貸付という銀行業の本源的な姿がそこにみられた。銀行業が誕生する、この歴史的なプロセスをド・ローバーは軽視ないし、無視して利子生み資本の発生する根拠を両替そのもの——金貨と銀貨および邦貨と外貨と両替——にみた。

第三に、ド・ローバーは、為替契約を偽装為替と断定して利子生み資本の道具と考えたことから、伝統的な両替商の預金業務と預金銀行の振替業務との類別とその類別がなぜ、どのようにして発生したかという歴史的な流れに十分に目を注いでいなかった。すなわち、口頭契約にもとづいた両替商の振替決済という古い歴史の流れがなぜ否定され、支払指図による振替決済という新しい流れがあらわれたかというプロセ

84) 拙著『為替と信用』第1章第2節「国際商業組織（支店・代理店網）の形成と支払委託書による為替取引」を参照されたい。

スに十分な関心を寄せなかった。もっと端的に
 いえば、為替契約という貸付と融合した為替決
 済方式が、なぜ、どのようにして貸付と相対的
 に分離した支払指図方式の為替決済方式に転換
 したかという歴史の発展過程をみるのではなく、
 為替契約を偽装為替（利子生み資本としての
 利殖の手段）と断定し、結果的には為替契約
 と為替手形との歴史的かつ有機的な関連、とく
 に他所払いの約束手形である為替契約が支払指
 図方式の歴史的成立にはたした役割を過小評価
 してしまっている。

為替契約は、13世紀から14世紀にかけてお
 こった商業革命、すなわちイタリア商人銀行家
 が支店・代理店網を形成するなかで、公正証書
 形式の書類(外地での返済を約束した貸付契約)
 と私文書形式の指図書類(為替手形)に分離し
 た⁸⁵⁾。そして、最終的には商慣習法あるいは法
 令によって、為替手形の名宛人の引受(支払)
 義務と対価受領済み文言による償還請求権とが
 規定され、ついには支払指図形式の振替決済手
 段になりかわった⁸⁶⁾。

85) 「定住商人は、商品を委託販売に付すか、指図し
 て代理購入をするために、代理人(factors)として他
 の商人を雇うことができた。」定住商人がとくに創
 りだしたものは為替手形の振替手形としての形態
 (drafts form of bill of exchange)である。物品の売
 り手は買い手にたいし受け取った物品の対価を支払
 うように指図した。この為替手形(*)の振替手形と
 しての形態は、14世紀初頭にはじまったのだが、さ
 まざまな国に事務所をもつ、そしてまた通常の商事
 機能だけでなく銀行機能をもつイタリア定住商人に
 よって考案された。」(N. B. S. Gras, *Business and Cap-
 italism: An introduction to business history* (1939), re-
 printed ed. 1971, pp. 80 and 143.)

(*) なお、ここでグラスが「為替手形」といつて
 いるのは、「為替手形の初期の形態」すなわち「振
 替書類としての約束手形」であり、私たちがいう
 為替契約をさしている(N. B. S. Gras, "Bill of Ex-
 change," in *Encyclopædia of the Social Science*, vol.2
 (1932), pp.539-40)。

86) 英国の法制史研究者ジェンクス(Edward Jenks)に
 よると、14世紀末(1394年3月18日付け)にバルセ
 ロナの行政長官が「為替手形の引受の形態」(y sobre
 la forma de la aceptacion de les tetras de cambio)に

以上3点の確認からでてくる結論は、つぎの
 ことである。

(1) 他所払いの貸借契約、すなわち為替契約は、
 銀行業務の二重の性格を潜在的に内包させて
 いる。ひとつは、外国の地で商人購入資金を
 必要とする貸し手(輸入商)がおなじ地で商
 品を販売しようとしている借り手(輸出商)
 に融資をする貨幣の貸借機能であり、いま一
 つは、債務者(借り手)が外国の地で(外国
 の貨幣で)債権者(貸し手)あるいはその代
 理人に支払う特殊な振替決済機能(振替機能)
 である。したがって、振替決済は、それ自体
 が独立しているのではなく、貨幣の貸借を清
 算するという特殊な規定性をもっている。

このように、貨幣の貸借と債権債務の振替
 決済が一体化しているとはいえ、為替契約そ
 のものは預金銀行業務ではない。この貸付機
 能と振替決済機能が輸出商と輸入商という商
 人資本のあいだでおこなわれているにすぎな
 いからである。

(2) 為替契約がもつ貨幣の貸付と振替という二

関する布告をだした。その内容は、為替手形を呈示
 されたものは誰でも、24時間以内に complira を引き
 受けるかどうか返答しなければならず、さらに提
 示日の正確な日付と引受の決意を手形上に書き込む
 ことを命令していた。もしこの規則にしたがわなけ
 れば、提示された者は手形の引き受けをしたとみな
 された(Edward Jenks, "On the early history of ne-
 gotiable instruments," *Law Quarterly Review*, vol.9,
 1893, p.71)。

また、アシャー(A. P. Usher)は、1317年に、
 アヴィニヨンの法(Statutes of Avignon)は、1243年
 の法を補足して、債権者が債務者宛に振り出した手
 形が拒絶されたばあいに、その債務者を訴えるいつ
 そう明確な権限をあたえようとしたとのべている。
 おなじように、フローレンスのカリマラ法(Statutes
 of the Calimala)でも、当時手形の振出人が自分のパ
 ートナーでもなく、債務者でもない人物に手形を振り
 だすという事例が発生しはじめていたという事態を
 鑑みて、手形の買い手(送金人)が手形の受取拒否
 (デフォルト)にさいして振出人に償還請求権をも
 つことを承認するように要求した(A. P. Usher, *The
 Early History of Deposit Banking*, pp. 82 and 87.)

つの潜在的な銀行機能は、為替契約を推進する主体（商人）が預金契約というパートナーシップのもとで貸付資金を手にするとき、顕在化する。すなわち、為替契約で資金の貸し手となる商人が第三者と預金契約をむすぶ（より正しくは預金パートナーシップを組む）とき、輸入商は預金者の預託金を元手に自己の責任で輸出商に貸付をする一方で、借り手（輸出商）が貸し手（輸入商）に外国の地で返済し、債権債務を振替相殺するからである。

すぐあとでみるように、アチャーが海上貸付はもちろんのこと、商人相互の為替契約をもふくめた商人活動には、直接的に預金銀行の芽がないというのは正しい。しかし、為替契約をおこなう商人が預金契約をする預金業務に従事したという歴史的事実をくわえるとき、その商人はたんなる商人でなく銀行業務を展開する商人銀行家になっていることを示ることになる。

- (3) したがって、預金銀行の二つの機能、すなわち預金＝貸付機能と振替機能は、伝統的な両替商の機能からうまれたのではない。蓄蔵貨幣として社会的に休息している貨幣を預金契約で集積した商人がその貨幣を自己の責任で貸しつけ、そこから発生した債権債務が借入金の返済をとおして振替決済されるという枠組みで理解する必要がある。

このことが、伝統的な振替決済はもともと両替商のもとで債権者と債務者が直接指示する口頭方式であったのに、なぜ預金銀行の振替決済が書類による指図方式に転換したかという変容の契機をおしえる。というのは、預金にもとづく貸付が為替契約という姿であられた結果、隔地間の決済が不可避となり、最初は公正証書にもとづく支払指図、ついに

は私文書である為替手形による支払指図へと発展転化し、支払指図による振替決済がローカルな預金銀行においてもとりいられるようになったと考えられるからである。

いま、セウウの預金銀行＝貸付起源論とド・ローバーの預金銀行＝両替起源論を対比して、セウウの貸付起源論に私なりに軍配をあげた。そのポイントは、(1)本源的な銀行業務である預金＝貸付業務がイタリア商人の貿易活動、とくに海上貸付と為替契約（他所払約束手形による貿易金融）とむすびついていたこと、(2)この貸付、とくに為替契約によって口頭契約の振替決済が指図式の振替決済に転換したこと、にある。

ここには、預金銀行の振替業務は、中世ローマ法が規定した口頭契約にもとづく方式ではなく、新しく商人資本、とくに商人銀行家がうみだした書類による指図方式の振替決済であるという認識がある。

中世ヨーロッパの地中海地域に形成された預金銀行について古典的書籍となっている『地中海ヨーロッパ初期預金銀行史』(*The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe*) (初版が1943年に刊行された後、1967年に『ハーヴァード経済学研究叢書』の一巻として再版されている)でアチャーは、興味深い見解を披露している。

アチャーの初期預金銀行の特徴は、つぎの二つの命題に整理できるように思う。

- (1) 預金銀行の発展は、12世紀後半から13世紀にあらわれた新しい商業活動によってもたらされたのではない。それは、14世紀後半に銀行貸付に非譲渡性手形(non-negotiable bills and notes)がもちいられるようになって、新しい時代が始まった。第一段階の口頭契約の時代をこえて文書契約という第二の段階、

すなわち預金銀行の革新の時代に到達した。

(2) この第二段階を特徴づける銀行業務は信用創造、すなわち担保を取得して銀行口座に法定貨幣と対等とされた預金貨幣を創造する機能であった。

アシャーがあげた第一命題(1)の背景には、預金銀行の前身は両替商であり、両替商が自ら発展して預金銀行になったという理論的な前提がもうけられているという意味で、ド・ローバーとところを同じくしている。この点はさきにふれておいたのでここでは捨象しよう。

問題は、ここにある興味をそそる見識である。譲渡性をもっていなかったとはいえ、為替手形や約束手形が生成したことにより、商人や銀行家が一カ所に集まって対面(すなわち口頭契約)で決済をする必要がなくなり、離れた場所でシステムティックに取引や決済をする時代が生まれたことがもりこまれている。つまり、商人が両替商のもとに直接集合しておこなう決済ではなく、支払指図や約束手形による道具によって決済をおこなうシステムが生まれたと指摘し、それを預金銀行の革新の時代と考えてることである。ここには、譲渡性をもつ為替手形や約束手形の出現が新しい預金銀行の時代を切り開く契機だという認識がある。

また、第二命題(2)では、この非譲渡性為替手

形や約束手形が生まれたことによって、当座勘定で法定貨幣を創造するという近代的な銀行業務に似た操作が作りだされたといっている。この指摘は、15世紀にイタリア諸都市の預金銀行が危機に瀕し、結局は貸付業務を禁止された公的振替銀行に解消していくという歴史的事実と関連して興味深い。この点はイタリアの公的振替銀行を範として設立されたアムステルダム振替銀行とともに次稿でふれることにする。

私が本稿で提起したかったことは、商人銀行家が預金＝貸付業務をおこない外国為替による振替決済業務を推進するなかで、預金銀行の先駆であったと主張であった。いいかえれば、預金銀行が、預金＝貸付と振替決済の二つの機能をあわせもつだけでなく、その振替決済メカニズムが口頭契約から文書契約に転換していくプロセスは、商人銀行家の為替業務を抜きにしては考えられないと主張することになった。

ところが、上でみたアシャーの見解は、預金銀行が預金銀行として機能する具体的な契機を問題にしている。次稿では、この指摘をふまえ、中世後期の預金銀行と商人銀行家が支配したりヨンなど大市振替決済システムとの関係、さらにはアムステルダム振替銀行を核としたオランダの世界的決済システムについて論究したい。

[九州大学経済学部教授]